

官報

昭和三十五年十一月四日

第七十八回 衆議院會議録 第十一号(一)

昭和五十一年十一月四日(木曜日)

議事日程 第九号

昭和五十一年十一月四日

午前十時開議

〔請願日程は本号(一)末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会、内閣提出)(参議院送付)

請願日程 人権擁護委員の増員等に関する請願外三十請願

傷病恩給等の改善に関する請願外九百五十九請願

法制局長の辞任に関する件
法制局長の任命に関する件

午後七時四十三分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院送付、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長藤本孝雄君。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号(一)末尾に掲載〕

○藤本孝雄君 ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際小麦協定の第三次延長議定書について申し上げます。

一九七一年の国際小麦協定は、本年六月三十日まで有効期間が延長されておりましたが、本議定書は、同協定の有効期間を一九七八年六月三十日までさらに二年間延長しようとするものであります。

なお、食糧援助規約の有効期間の第三次延長議定書に基づく食糧援助は、わが国としては、米または農産物資で行う方針でありますので、同議定書にその旨の留保を付しております。

次に、一九七六年の国際コーヒー協定について申し上げます。

本協定は、議定書によって延長された一九六八年の国際コーヒー協定に継続する協定として、一九七五年十二月三日ロンドンで開催された国際コーヒー理事会で採択されたものでありまして、政府は、昭和五十一年七月二十七日これに署名し

ております。

本協定は、その大綱において一九六八年協定を踏襲するものでありまして、その主な内容は、コーヒー価格が一定水準を下回った場合には、加盟輸出国に対し、輸出割当てを実施し、上回った場合にはこれを停止することにより、コーヒーの需要と供給の均衡及び価格の安定を図ろうとするものであります。

以上二件は、去る十月二十七日参議院から送付されたものでありまして、本日小坂外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、小麦協定の第三次延長議定書は多数をもって、また、コーヒー協定は全会一致をもって、いずれも承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一)

建築基準法の一部を改正する法律案 人権擁護委員の増員等に関する請願外九百九十請願 法制局長の辞任に関する請願

しました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院送付に係る第七十二回国会内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(一)末尾に掲載〕

〔渡辺栄一君登壇〕

○渡辺栄一君 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物の防災対策を推進し、及び都市環境の整備保全と土地の合理的な利用を図ろうとするものでありますが、その主な内容は、工事中の建築物の使用制限の強化、建築物による日影の制限に関する規定の制定、第二種住居専用地域内の用途規制等の強化、建築協定に関する規定の整備を行うこと等でありま

本案は、第七十二国会に提出され、前国会において修正議決の上参議院に送付、同院において継続審査となっており、十一月一日同院において本案のとおり可決の後、本院に送付、同日本委員会に付託となったものであります。

本四日、本委員会において提案理由の説明を省略、また、質疑、討論の申し出もなく、直ちに採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、請願日程三十一件とともに、本日委員会の審査を終了した傷病恩給等の改善に関する請願外九百五十九請願を追加して一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

〔追加請願の件名は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

請願日程 人権擁護委員の増員等に関する請願 願外三十請願

傷病恩給等の改善等に関する請願外九百五十九請願

九請願

○議長(前尾繁三郎君) 人権擁護委員の増員等に関する請願外九百九十請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

法制局長の辞任に関する件

○議長(前尾繁三郎君) お諮りいたします。

法制局長川口頼好君から、法制局長を辞任したいとの申し出があります。これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認するに決しました。

法制局長の任命に関する件

○議長(前尾繁三郎君) つきましては、法制局長に大井民雄君を議長において任命したいと存じます。これを御承認願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認するに決しました。

○議長(前尾繁三郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後七時五十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

外務大臣 小坂善太郎君
建設大臣 中馬 辰猪君

請願日程

(法務委員会)

- 一 人権擁護委員の増員等に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四三六号)
- 二 犯罪被害補償法の制定に関する請願(小沢辰男君紹介)(第七四四号)
- (運輸委員会)
- 一 総合交通政策の樹立に関する請願(小沢辰男君紹介)(第三四〇号)
- 二 同(唐沢俊二郎君紹介)(第三四二号)
- 三 同(吉川久衛君紹介)(第三四三号)
- 四 同(倉石忠雄君紹介)(第三四四号)
- 五 同(羽田孜君紹介)(第三四四号)
- 六 同(下平正一君紹介)(第四一二号)
- 七 同(中澤茂一君紹介)(第四一三三号)
- 八 同(中村茂君紹介)(第四一四四号)
- 九 同(原茂君紹介)(第四一五五号)
- 一〇 同(小坂善太郎君紹介)(第六一九号)
- 一一 同(小川平二君紹介)(第六四七号)
- 一二 国鉄再建に関する請願(園田直君紹介)(第一二四四号)
- 一三 総合交通政策の樹立に関する請願(林百郎君紹介)(第一五四五号)
- (公職選挙法改正に関する調査特別委員会)
- 一 障害者の選挙権行使に関する請願(津金佑近君紹介)(第六〇九号)
- 二 船員の不在者投票制度に関する請願

〔吉田法晴君紹介〕（第六七九号）
〔石炭対策特別委員会〕

- 一 炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業の昭和五十二年度以降の存続等に関する請願（多賀谷眞稔君紹介）（第五二三号）
 - 二 産炭地域振興対策に関する請願（吉田法晴君紹介）（第六八〇号）
 - 三 福岡県田川地域の産炭地振興対策に関する請願（吉田法晴君紹介）（第六八一号）
 - 四 同（田中六助君紹介）（第七四二号）
 - 五 炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業の昭和五十二年度以降の存続等に関する請願（岡田春夫君紹介）（第九五八号）
 - 六 同（鬼木勝利君紹介）（第九五九号）
 - 七 同外一件（多賀谷眞稔君紹介）（第一一〇号）
 - 八 同（稻富稜人君紹介）（第一七八号）
 - 九 同外一件（諫山博君紹介）（第二四九号）
 - 一〇 同（田代久文君紹介）（第二五〇号）
 - 一一 同（多田光雄君紹介）（第二五一号）
 - 一二 同（三浦久君紹介）（第二五二号）
 - 一三 炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施に関する請願（園田直君紹介）（第二四八号）
 - 一四 幌内鉱ガス爆発事故対策等に関する請願（多田光雄君紹介）（第一五六〇号）
- 追加分の請願
- 内閣委員会
- 一 傷病恩給等の改善に関する請願（久保田田次君紹介）（第四六号）
 - 二 同（竹中修一君紹介）（第四七号）
 - 三 同外一件（野中英二君紹介）（第四八号）
 - 四 同（原健三郎君紹介）（第四九号）

追加分の請願

- 五 同(羽田孜君紹介)(第九五号)
- 六 同(山下元利君紹介)(第一八七号)
- 七 同(櫻内義雄君紹介)(第二四一号)
- 八 同(島田安夫君紹介)(第二四二号)
- 九 旧満洲国政府職員の公務傷害者の処遇に關する請願(和田耕作君紹介)(第三六二号)
- 一〇 傷病恩給等の改善に關する請願外一件(地崎宇三郎君紹介)(第四三四号)
- 一一 同(松本十郎君紹介)(第四三五号)
- 一二 同(三ッ林弥太郎君紹介)(第五二六号)
- 一三 同(越智伊平君紹介)(第五五五号)
- 一四 同(荒船清十郎君紹介)(第五八六号)
- 一五 同外三件(左藤恵君紹介)(第六二三号)
- 一六 旧軍人恩給等の改善に關する請願(稻村利幸君紹介)(第五五四号)
- 一七 恩給法等の改正に關する請願(斉藤滋与史君紹介)(第六八七号)
- 一八 救護看護婦に対する恩給法適用に關する請願(斉藤滋与史君紹介)(第七二〇号)
- 一九 同(鬼木勝利君紹介)(第七九二号)
- 二〇 傷病恩給等の改善に關する請願(田中龍夫君紹介)(第七九一号)
- 二一 同(中曾根康弘君紹介)(第九六八号)
- 二二 救護看護婦に対する恩給法適用に關する請願(寺前巖君紹介)(第一一五号)
- 二三 同(土橋一吉君紹介)(第一一六号)
- 二四 同(木下元二君紹介)(第一一八五号)
- 二五 同(庄司幸助君紹介)(第一一八六号)
- 二六 同(竹中修一君紹介)(第一一八七号)
- 二七 同(中路雅弘君紹介)(第一一八八号)
- 二八 同(庄司幸助君紹介)(第二二五八号)
- 二九 同(中路雅弘君紹介)(第二二五九号)
- 三〇 同(木野晴夫君紹介)(第二三五五号)
- 三一 傷病恩給等の改善に關する請願外一件(田川誠一君紹介)(第一四三九号)
- 三二 救護看護婦に対する恩給法適用に關する

る請願（中路雅弘君紹介）（第一四四〇号）

- 三三 国税職員等の処遇改善等に関する請願
(岡田春夫君紹介)(第一五七一号)
- 三四 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(木下元二君紹介)(第一七九八号)
- 三五 同(潮長亀次郎君紹介)(第一七九九号)
- 三六 同(有田喜一君紹介)(第二〇五三号)
- 三七 オロッコ族陸軍特務機関工作員に恩給法適用に関する請願(多田光雄君紹介)(第二〇五〇号)
- 三八 長野県富士見町の寒冷地手当引き上げ等に関する請願(林百郎君紹介)(第二〇五一号)
- 三九 兵庫県出石町の寒冷地手当引き上げ等に関する請願(有田喜一君紹介)(第二〇五二号)
- 四〇 恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(堂森芳夫君紹介)(第二〇九五号)
- 四一 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(石母田達君紹介)(第二一九号)
- 四二 同(岩垂寿喜男君紹介)(第二二〇号)
- 四三 同(越智伊平君紹介)(第二二二一号)
- 四四 同(小泉純一郎君紹介)(第二二二三号)
- 四五 同(小濱新次君紹介)(第二二三三号)
- 四六 同(田川誠一君紹介)(第二二四号)
- 四七 同(竹入義勝君紹介)(第二二五号)
- 四八 同(不破哲三君紹介)(第二二六号)
- 四九 同(伏木和雄君紹介)(第二二七号)
- 五〇 同(正木良明君紹介)(第二二八号)
- 五一 同(矢野絢也君紹介)(第二二九号)
- 五二 同(渡辺惣蔵君紹介)(第二三〇号)
- 五三 恩給法の改正に関する請願(木下元二君紹介)(第二三二二号)

(地方行政委員会)

- 一 退職地方公務員の年金改定等に関する請願(井岡大治君紹介)(第九六号)
- 二 地方議会議員の半数改選並びに選挙日の統一反対に関する請願(天野光晴君紹介)(第三五九号)
- 三 地方議会議員の半数改選制反対に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四五九号)
- 四 地方議会議員の半数改選並びに選挙日の統一反対に関する請願(吉田法晴君紹介)(第六六六号)
- 五 東京都議会議員の定数は正に関する請願(小山市二君紹介)(第七二二号)
- 六 地方議会議員の半数改選制反対に関する請願(小沢辰男君紹介)(第七四三号)
- 七 同(關谷勝利君紹介)(第八六九号)
- 八 地方団体金融公庫の創設に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第二三九号)
- 九 同(羽田孜君紹介)(第二三六号)
- 一〇 同(小川平二君紹介)(第一四五一号)
- 一一 同(倉石忠雄君紹介)(第一四五二号)
- 一二 同(中澤茂一君紹介)(第一四五三号)
- 一三 自治体病院の経営健全化等に関する請願(吉田法晴君紹介)(第一八〇〇号)
- 一四 地方団体金融公庫の創設に関する請願(吉川久衛君紹介)(第一八〇七号)
- 一五 同(小坂善太郎君紹介)(第一八〇八号)
- 一六 同(下平正一君紹介)(第一八〇九号)
- 一七 同(中村茂君紹介)(第一八一〇号)
- 一八 同(原茂君紹介)(第一八一一号)
- 一九 同(小沢貞孝君紹介)(第二〇六一号)
- 二〇 地方議会議員の半数改選制反対に関する請願(正森成二君紹介)(第二三九七号)
- 二一 同(三谷秀治君紹介)(第二三九八号)
- 二二 同(村上弘君紹介)(第二三九九号)
- 二三 地方財政の確立等に関する請願(平田藤吉君紹介)(第二五四四号)

一九八

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 請願

- 八三 同(大野深君紹介)(第一四五九号)
 - 八四 同(竹本孫一君紹介)(第一四六〇号)
 - 八五 同(松本忠助君紹介)(第一四六一号)
 - 八六 同(和田耕作君紹介)(第一四六二号)
 - 八七 同外一件(横山利秋君紹介)(第一五七九号)
 - 八八 進学校希望者の高等学校教育保障に関する請願(紺野与次郎君紹介)(第一四六四号)
 - 八九 同(土橋一吉君紹介)(第一四六五号)
 - 九〇 同(増本一彦君紹介)(第一四六六号)
 - 九一 同(米原昶君紹介)(第一四六七号)
 - 九二 私立高等学校等の施設、設備改善等に関する請願(阪上安太郎君紹介)(第一八四三号)
 - 九三 生命育成技術教育の振興に関する請願(小淵恵三君紹介)(第一八四四号)
 - 九四 幼稚園教育の振興に関する請願(西岡武夫君紹介)(第一八四五号)
 - 九五 進学校希望者の高等学校教育保障に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第一八四九号)
 - 九六 同(石母田達君紹介)(第一八五〇号)
 - 九七 同(栗田翠君紹介)(第一八五一号)
 - 九八 同(紺野与次郎君紹介)(第一八五二号)
 - 九九 同(柴田睦夫君紹介)(第一八五三号)
 - 一〇〇 同(多田光雄君紹介)(第一八五四号)
 - 一〇一 同(津川武一君紹介)(第一八五五号)
 - 一〇二 同(中路雅弘君紹介)(第一八五六号)
 - 一〇三 同(平田藤吉君紹介)(第一八五七号)
 - 一〇四 同(不破哲三君紹介)(第一八五八号)
 - 一〇五 同(増本一彦君紹介)(第一八五九号)
 - 一〇六 同(山原健二郎君紹介)(第一八六〇号)
 - 一〇七 同(米原昶君紹介)(第一八六一号)
 - 一〇八 同(諫山博君紹介)(第一八六二号)
 - 一〇九 同(浦井洋君紹介)(第一八六三三三)
 - 一一〇 同(金子満広君紹介)(第一八六四四)
 - 一一一 同(栗田翠君紹介)(第一八六五五)
 - 一二二 同外一件(小林政子君紹介)(第一九五六六号)
 - 一二三 同(紺野与次郎君紹介)(第一九五七七号)
 - 一二四 同(庄司幸助君紹介)(第一九五八八号)
 - 一二五 同(津金佑近君紹介)(第一五九九九号)
 - 一二六 同(中川利三郎君紹介)(第一九六〇〇号)
 - 一二七 同(中島武敏君紹介)(第一九六一号)
 - 一二八 同(松本善明君紹介)(第一九六二二二)
 - 一二九 同(小林政子君紹介)(第二〇八五五五)
 - 一二〇 同(津金佑近君紹介)(第二〇八六六六)
 - 一二一 同(土橋一吉君紹介)(第二〇八七七七)
 - 一二二 養護学校義務制に伴う施策の推進に関する請願(古川久衛君紹介)(第一八六二二二)
 - 一二三 同(小坂善太郎君紹介)(第一八六三三三)
 - 一二四 同(下平正一君紹介)(第一八六四四四)
 - 一二五 同(中村茂君紹介)(第一八六五五五)
 - 一二六 同(原茂君紹介)(第一八六六六六)
 - 一二七 同(小沢貞孝君紹介)(第二〇八三三三)
 - 一二八 進学校希望者に高等学校教育の保障等に関する請願(不破哲三君紹介)(第一九四八八八)
 - 一二九 進学校希望者に高等学校教育保障に関する請願(金子みつ君紹介)(第一九四九九九)
 - 一三〇 同外一件(高橋繁君紹介)(第一九五〇〇)
 - 一三一 同外一件(山中吾郎君紹介)(第一九五一号)
 - 一三二 同外一件(加藤清政君紹介)(第二〇九三三三)
 - 一三三 同外一件(山口鶴男君紹介)(第二〇九四四四)
 - 一三四 私立高等学校等の施設、設備の改善等に関する請願(荒木宏君紹介)(第二〇八八八八)
 - 一三五 公立高等学校建設に対する国庫補助制度創設に関する請願(平田藤吉君紹介)
 - (第二五二二二二)
 - 一三六 私立高等学校等の施設、設備改善等に関する請願(浅井美幸君紹介)(第二二五四四四)
 - 一三七 同(沖本泰幸君紹介)(第二二五五五五)
 - 一三八 養護学校義務制に伴う施策の推進に関する請願(林百郎君紹介)(第二二五七七七)
 - 一三九 国立能楽堂の早期設立に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二二五八八八)
 - 一四〇 同(河野洋平君紹介)(第二二五九九九)
 - 一四一 同外十三件(登坂重次郎君紹介)(第二二六〇〇〇)
 - 一四二 同(西岡武夫君紹介)(第二二六一一一)
 - 一四三 同外二十二件(羽生田進君紹介)(第二二六二二二)
 - 一四四 同外十九件(藤波孝生君紹介)(第二二六三三三)
 - 一四五 同外十八件(松野頼三君紹介)(第二二六四四四)
 - 一四六 同(森喜朗君紹介)(第二二六五五五)
 - 一四七 同(山原健二郎君紹介)(第二二六六六六)
 - 一四八 進学校希望者の高等学校教育保障に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第二二六八八八)
 - 一四九 進学校希望者に高等学校教育保障に関する請願(有島重武君紹介)(第二二七二二二)
 - 一五〇 同(大野深君紹介)(第二二七三三三)
 - 一五一 同(佐野進君紹介)(第二二七四四四)
 - 一五二 同(坂口力君紹介)(第二二七五五五)
 - 一五三 同(鈴切康雄君紹介)(第二二七六六六)
 - 一五四 同(竹入義勝君紹介)(第二二七七七七)
 - 一五五 同(広沢直樹君紹介)(第二二七八八八)
 - 一五六 障害者の就学保障等に関する請願(長谷川正三君紹介)(第二二八九九九)
 - 一五七 同(栗田翠君紹介)(第二二九〇〇〇)
 - 一五八 同(小林信一君紹介)(第二二九一一一)
 - 一九九 同(辻原弘市君紹介)(第二二九二二二)
 - 一六〇 同(山原健二郎君紹介)(第二二九三三三)
 - 一六一 高等学校建設に対する国庫補助増額に関する請願(寺前巖君紹介)(第二四四九九九)
 - 一六二 義務教育施設の整備に関する請願(寺前巖君紹介)(第二四五一一一)
 - (社会労働委員会)
 - 一 柔道整復師法の一部改正に関する請願(齋藤邦吉君紹介)(第六九九九)
 - 二 同(瀬戸山三男君紹介)(第七〇〇〇)
 - 三 同(橋本龍太郎君紹介)(第七〇〇一)
 - 四 同(早稻田柳右エ門君紹介)(第七〇〇二)
 - 五 同(田中美智子君紹介)(第七〇〇三)
 - 六 歯科技工士養成所審議会設置に関する請願(橋本龍太郎君紹介)(第七〇〇四)
 - 七 看護婦家政婦紹介所所屬の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(塚本三郎君紹介)(第七〇〇五)
 - 八 成人病予防の法制化に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第七〇〇六)
 - 九 同(唐沢俊二郎君紹介)(第七〇〇七)
 - 一〇 同(古川久衛君紹介)(第七〇〇八)
 - 一一 同(倉石忠雄君紹介)(第七〇〇九)
 - 一二 同(羽田政君紹介)(第七〇一〇)
 - 一三 柔道整復師法の一部改正に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第七〇一一)
 - 一四 同(住家作君紹介)(第七〇一二)
 - 一五 失業対策事業就労者の賃金改善に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第七〇一三)
 - 一六 新鮮血対策の確立に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第七〇一四)
 - 一七 中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願(和田耕作君紹介)(第七〇一五)
 - 一八 成人病予防の法制化に関する請願(下平正一君紹介)(第七〇一六)
 - 一九 同(中澤茂一君紹介)(第七〇一七)

1100

二〇	同(中村茂君紹介)(第三八五号)	政婦に労働保険適用に関する請願外一件(福田篤泰君紹介)(第七二六号)	七三	同渡辺栄一君紹介(第九三七号)
二一	同(原茂君紹介)(第三八六号)	同外一件(大野明君紹介)(第八一二号)	七四	同金子一平君紹介(第一〇七二号)
二二	柔道整復師法の一部改正に関する請願(土橋一吉君紹介)(第三八七号)	同古屋亨君紹介(第八一三号)	七五	同外二件(堀島雄君紹介)(第二一七三三号)
二三	同(和田耕作君紹介)(第三八八号)	同外一件(武藤嘉文君紹介)(第八一四四号)	七六	同外五件(三原朝雄君紹介)(第一〇七四号)
二四	同(中川一郎君紹介)(第四四九号)	同外一件(松野幸泰君紹介)(第八一五五号)	七七	同外五件(山田久就君紹介)(第一〇七五号)
二五	同(龜山孝一君紹介)(第四七一號)	老人医療費の有料化反対に関する請願(庄司幸助君紹介)(第八〇二二號)	七八	成人病予防の法制化に関する請願(橋本龍太郎君紹介)(第八七六号)
二六	同(藤本幸雄君紹介)(第四七二號)	柔道整復師法の一部改正に関する請願(粕谷茂君紹介)(第八七一號)	七九	保育所増設に関する請願(寺前巖君紹介)(第一〇三七号)
二七	同(石母田達君紹介)(第四八五号)	齒科技工士養成所審議会設置に関する請願(坊秀男君紹介)(第八七三三號)	八〇	老人医療費の有料化反対に関する請願(庄司幸助君紹介)(第一〇六五号)
二八	同(庄司幸助君紹介)(第四八六号)	同(大野明君紹介)(第一〇四六号)	八一	齒科技工士養成所審議会設置に関する請願(島田安夫君紹介)(第一〇九八号)
二九	看護婦家政婦紹介所所属の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(粕谷茂君紹介)(第四〇〇号)	同(白井莊一君紹介)(第一〇四七号)	八二	同(稻葉誠一君紹介)(第一一九九号)
三〇	同(渡辺武三君紹介)(第四〇一號)	同(内田常雄君紹介)(第一〇四八号)	八三	同(上原康助君紹介)(第二二〇〇号)
三一	就学勤勞青少年の就労時間確保に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四四〇号)	同(加藤敏一君紹介)(第一〇四九号)	八四	同(枝村要作君紹介)(第二二〇一號)
三二	市町村社会福祉協議会の充実強化に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四四一號)	同(木村武千代君紹介)(第一〇五〇号)	八五	同(小林進君紹介)(第二二〇二號)
三三	日雇労働者健康保険に任意継続制度導入に関する請願(多賀谷貞稔君紹介)(第四七八号)	同(小泉純一郎君紹介)(第一〇五一號)	八六	同(小宮武喜君紹介)(第二二〇三號)
三四	柔道整復師法の一部改正に関する請願(木下元二君紹介)(第五三六号)	同(小山長規君紹介)(第一〇五二號)	八七	同外一件(島本虎三君紹介)(第二二〇四号)
三五	同(越智伊平君紹介)(第五五六号)	同(鈴木善幸君紹介)(第一〇五四号)	八八	同(竹本孫一君紹介)(第二二〇五号)
三六	同(長谷川峻君紹介)(第五五六号)	同(田澤吉郎君紹介)(第一〇五五号)	八九	同(中澤茂一君紹介)(第二二〇六号)
三七	同(小川平二君紹介)(第六六一号)	同(住来作君紹介)(第一〇五六号)	九〇	同(永末英一君紹介)(第二二〇七号)
三八	同(黒金泰美君紹介)(第六四六号)	同(戸井田三郎君紹介)(第一〇五七号)	九一	同(堂森芳夫君紹介)(第二二〇八号)
三九	看護婦家政婦紹介所所属の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(大久保直彦君紹介)(第五七三三號)	同(羽生田進君紹介)(第一〇五八号)	九二	同(山口敏夫君紹介)(第二二〇九号)
四〇	同(権名悦三郎君紹介)(第六三二號)	同(葉梨信行君紹介)(第一〇五九号)	九三	同(横山利秋君紹介)(第二二一一号)
四一	成人病予防の法制化に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第六一〇号)	同(松野頼三君紹介)(第一〇六〇号)	九四	同(和田良夫君紹介)(第二二一一号)
四二	同(小川平二君紹介)(第六二七号)	同(栗山ひで君紹介)(第一〇六一号)	九五	同(大橋敏雄君紹介)(第二三八五号)
四三	柔道整復師法の一部改正に関する請願(竹中修一君紹介)(第六九二號)	同(森喜朗君紹介)(第一〇六二號)	九六	同(広沢直樹君紹介)(第二三八六号)
四四	看護婦家政婦紹介所所属の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(塩川正十郎君紹介)(第八七五号)	同(山下元利君紹介)(第一〇六三號)	九七	看護婦家政婦紹介所所属の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(佐藤孝行君紹介)(第一一〇二二號)
		同(山本幸雄君紹介)(第一〇六四号)	九八	同外二件(原健三郎君紹介)(第一一〇三三號)
		看護婦家政婦紹介所所属の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願(塩川正十郎君紹介)(第八七五号)	九九	同(船田中君紹介)(第一一〇四号)

- 一二五 同(羽田孜君紹介)(第一三七七号)
 一二六 看護婦家政婦紹介所所屬の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願外四十五件(齊藤邦吉君紹介)(第一四七七号)
 一二七 同外三件(藤波孝生君紹介)(第一四七八号)
 一二八 同外四件(船田中君紹介)(第一四七九号)
 一二九 同外一件(高橋千寿君紹介)(第一五八七号)
 一三〇 柔道整復師法の一部改正に関する請願(浅井美幸君紹介)(第一四八〇号)
 一三一 同(新井彬之君紹介)(第一四八一号)
 一三二 同(石田幸四郎君紹介)(第一四八二号)
 一三三 同(内海清君紹介)(第一四八三号)
 一三四 同(近江巳記夫君紹介)(第一四八四号)
 一三五 同(岡本富夫君紹介)(第一四八五号)
 一三六 同(沖本泰幸君紹介)(第一四八六号)
 一三七 同(春日一幸君紹介)(第一四八七号)
 一三八 同(河村勝君紹介)(第一四八八号)
 一三九 同(神田大作君紹介)(第一四八九号)
 一四〇 同(北側義一君紹介)(第一四九〇号)
 一四一 同(小濱新次君紹介)(第一四九一号)
 一四二 同(小宮武喜君紹介)(第一四九二号)
 一四三 同(河野洋平君紹介)(第一四九三号)
 一四四 同(佐々木良作君紹介)(第一四九四号)
 一四五 同(坂口力君紹介)(第一四九五号)
 一四六 同(田川誠一君紹介)(第一四九六号)
 一四七 同(高橋繁君紹介)(第一四九七号)
 一四八 同(竹本孫一君紹介)(第一四九八号)
 一四九 同(塚本三郎君紹介)(第一四九九号)
 一五〇 同(西岡武夫君紹介)(第一五〇〇号)
 一五一 同(林孝矩君紹介)(第一五〇一号)
 一五二 同(伏木和雄君紹介)(第一五〇二号)
 一五三 同(正木良明君紹介)(第一五〇三号)
 一五四 同(矢野純也君紹介)(第一五〇四号)
 一五五 同(山口敏夫君紹介)(第一五〇五号)
- 一五六 同(渡部一郎君紹介)(第一五〇六号)
 一五七 同(渡辺武三君紹介)(第一五〇七号)
 一五八 同(安倍晋太郎君紹介)(第一五〇六号)
 一五九 同(足立篤郎君紹介)(第一五〇七号)
 一六〇 同(阿部喜元君紹介)(第一五〇八号)
 一六一 同(天野公義君紹介)(第一五〇九号)
 一六二 同(荒松清十郎君紹介)(第一六一〇号)
 一六三 同(有田喜一君紹介)(第一六一一号)
 一六四 同(井出一太郎君紹介)(第一六一二号)
 一六五 同(井原岸高君紹介)(第一六一三号)
 一六六 同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六一四号)
 一六七 同(伊能繁次郎君紹介)(第一六一五号)
 一六八 同(石井一君紹介)(第一六一六号)
 一六九 同(稻村佐近四郎君紹介)(第一六一七号)
- 一七〇 同外一件(稻村利幸君紹介)(第一六一八号)
 一七一 同(今井勇君紹介)(第一六一九号)
 一七二 同(宇田國榮君紹介)(第一六二〇号)
 一七三 同外一件(宇野宗佑君紹介)(第一六二一号)
 一七四 同(上村千一郎君紹介)(第一六二二号)
 一七五 同(植木庚子郎君紹介)(第一六二三号)
 一七六 同(白井莊一君紹介)(第一六二四号)
 一七七 同(内海英男君紹介)(第一六二五号)
 一七八 同(浦野幸男君紹介)(第一六二六号)
 一七九 同(江崎真澄君紹介)(第一六二七号)
 一八〇 同(小川平二君紹介)(第一六二八号)
 一八一 同(小此木彦三郎君紹介)(第一六二九号)
- 一八二 同(小沢一郎君紹介)(第一六三〇号)
 一八三 同(小澤太郎君紹介)(第一六三一号)
 一八四 同(小淵恵三君紹介)(第一六三二号)
 一八五 同(越智伊平君紹介)(第一六三三号)
 一八六 同(大石千八君紹介)(第一六三四号)
 一八七 同(大石武一君紹介)(第一六三五号)
 一八八 同(大竹太郎君紹介)(第一六三六号)
 一八九 同(大野市郎君紹介)(第一六三七号)
- 一九〇 同(大橋武夫君紹介)(第一六三八号)
 一九一 同(大平正芳君紹介)(第一六三九号)
 一九二 同(大村襄治君紹介)(第一六四〇号)
 一九三 同(奥田敬和君紹介)(第一六四一号)
 一九四 同(奥野誠亮君紹介)(第一六四二号)
 一九五 同(加藤紘一君紹介)(第一六四三号)
 一九六 同(加藤常太郎君紹介)(第一六四四号)
 一九七 同(加藤陽三君紹介)(第一六四五号)
 一九八 同(海部俊樹君紹介)(第一六四六号)
 一九九 同(谷谷茂君紹介)(第一六四七号)
 二〇〇 同(片岡清一君紹介)(第一六四八号)
 二〇一 同(金子岩三君紹介)(第一六四九号)
 二〇二 同(鴨田宗一君紹介)(第一六五〇号)
 二〇三 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一六五一号)
 二〇四 同(瓦力君紹介)(第一六五二号)
 二〇五 同(木野晴夫君紹介)(第一六五三号)
 二〇六 同(木部佳昭君紹介)(第一六五四号)
 二〇七 同(木村武雄君紹介)(第一六五五号)
 二〇八 同(木村武千代君紹介)(第一六五六号)
 二〇九 同(木村俊夫君紹介)(第一六五七号)
 二一〇 同(吉川久衛君紹介)(第一六五八号)
 二一一 同(久野忠治君紹介)(第一六五九号)
 二一二 同(久保田四次君紹介)(第一六六〇号)
 二一三 同(鯨岡兵輔君紹介)(第一六六一号)
 二一四 同(熊谷義雄君紹介)(第一六六二号)
 二一五 同(倉成正君紹介)(第一六六三号)
 二一六 同(栗原祐幸君紹介)(第一六六四号)
 二一七 同(黒金泰美君紹介)(第一六六五号)
 二一八 同(小泉純一郎君紹介)(第一六六六号)
 二一九 同(小坂善太郎君紹介)(第一六六七号)
 二二〇 同(小坂徳三郎君紹介)(第一六六八号)
 二二一 同(小島徹三君紹介)(第一六六九号)
 二二二 同(小平久雄君紹介)(第一六七〇号)
 二二三 同(小宮山重四郎君紹介)(第一六七一号)
- 二二四 同(小山市二君紹介)(第一六七二号)
 二二五 同(河本敏夫君紹介)(第一六七三号)
 二二六 同(近藤鉄雄君紹介)(第一六七四号)
- 二二七 同(左藤恵君紹介)(第一六六五号)
 二二八 同(佐々木秀世君紹介)(第一六六六号)
 二二九 同(佐々木義武君紹介)(第一六六七号)
 二三〇 同(佐藤文生君紹介)(第一六六八号)
 二三一 同(佐藤守良君紹介)(第一六六九号)
 二三二 同(青藤滋与史君紹介)(第一六七〇号)
 二三三 同(三枝三郎君紹介)(第一六七一号)
 二三四 同外一件(坂村吉正君紹介)(第一六七二号)
- 二三五 同(坂本三十次君紹介)(第一六七三号)
 二三六 同(櫻内義雄君紹介)(第一六七四号)
 二三七 同(志賀節君紹介)(第一六七五号)
 二三八 同(堀川正十郎君紹介)(第一六七六号)
 二三九 同(堀崎潤君紹介)(第一六七七号)
 二四〇 同(堀谷一夫君紹介)(第一六七八号)
 二四一 同(島田安夫君紹介)(第一六七九号)
 二四二 同(島村一郎君紹介)(第一七八〇号)
 二四三 同(正啓次郎君紹介)(第一七八一号)
 二四四 同(白濱仁吉君紹介)(第一七八二号)
 二四五 同(鈴木善幸君紹介)(第一七八三号)
 二四六 同(瀬戸山三男君紹介)(第一七八四号)
 二四七 同(關谷勝利君紹介)(第一七八五号)
 二四八 同(桑谷誠君紹介)(第一七八六号)
 二四九 同(田中榮一君紹介)(第一七八七号)
 二五〇 同(田中寛君紹介)(第一七八八号)
 二五一 同(田中龍夫君紹介)(第一八八九号)
 二五二 同(田村元君紹介)(第一八九〇号)
 二五三 同(高橋修君紹介)(第一八九一号)
 二五四 同(高橋千寿君紹介)(第一八九二号)
 二五五 同(高見三郎君紹介)(第一八九三号)
 二五六 同(竹内繁一君紹介)(第一八九四号)
 二五七 同(竹下登君紹介)(第一八九五号)
 二五八 同(竹中修一君紹介)(第一八九六号)
 二五九 同(谷垣專一君紹介)(第一八九七号)
 二六〇 同(谷川和穂君紹介)(第一八九八号)
 二六一 同(地崎宇三郎君紹介)(第一八九九号)
 二六二 同(中馬辰猪君紹介)(第一九〇〇号)
 二六三 同(坪川信三君紹介)(第一九〇一号)

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 請願

二六四	同(戸井田三郎君紹介)(第一七〇二号)	三〇〇	同(保利茂君紹介)(第一七三八号)	三三四	成人病予防の法制化に関する請願(林百郎君紹介)(第一五一三三号)	三五九	同(下平正一君紹介)(第一八九三三三)
二六五	同(渡海元三郎君紹介)(第一七〇三三)	三〇一	同(坊秀男君紹介)(第一七三九号)	三三五	公衆浴場の確保に関する請願(小川平二君紹介)(第一五一四号)	三六〇	同(中村茂君紹介)(第一八九四三三)
二六六	同(登坂重次郎君紹介)(第一七〇四四)	三〇二	同(細田吉蔵君紹介)(第一七四〇号)	三三六	同(倉石忠雄君紹介)(第一五一五五)	三六一	同(原茂君紹介)(第一八九五三三)
二六七	同(徳安實蔵君紹介)(第一七〇五五)	三〇三	同(前田正男君紹介)(第一七四一四)	三三七	同(中澤茂一君紹介)(第一五一六六)	三六二	同(小沢貞孝君紹介)(第一八九六三三)
二六八	同(中尾宏君紹介)(第一七〇六六)	三〇四	同(前田治一郎君紹介)(第一七四二二)	三三八	救急・緊急医療の確保に関する請願(小川平二君紹介)(第一五一七号)	三六三	公衆浴場の確保に関する請願(吉川久衛君紹介)(第一八九六六六)
二六九	同(中垣國男君紹介)(第一七〇七七)	三〇五	同(増岡博之君紹介)(第一七四三三)	三三九	同(倉石忠雄君紹介)(第一五一八八)	三六四	同(小坂善太郎君紹介)(第一八九七三三)
二七〇	同(中川一郎君紹介)(第一七〇八八)	三〇六	同(松澤雄蔵君紹介)(第一七四四四)	三四〇	同(中澤茂一君紹介)(第一五一九九)	三六五	同(下平正一君紹介)(第一八九八三三)
二七一	同(中村弘海君紹介)(第一七〇九九)	三〇七	同(松永光君紹介)(第一七四五五)	三四一	柔道整復師法の一部改正に関する請願(田村元君外一名紹介)(第一八八〇号)	三六六	同(中村茂君紹介)(第一八九九三三)
二七二	同(灘尾弘吉君紹介)(第一七一〇〇)	三〇八	同(松本十郎君紹介)(第一七四六六)	三四二	同(佐藤孝行君紹介)(第一八八一)	三六七	同(原茂君紹介)(第一九〇〇三三)
二七三	同(二階堂進君紹介)(第一七一〇一)	三〇九	同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一七四七四)	三四三	同(坂井弘一君紹介)(第一八八二二)	三六八	同(小沢貞孝君紹介)(第一九〇一三三)
二七四	同(丹羽兵助君紹介)(第一七一〇二)	三一一	同(三塚博君紹介)(第一七四八八)	三四四	看護婦家政婦紹介所所屬の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願外一件(上原康助君紹介)(第一八八七五)	三六九	老人医療費の有料化反対に関する請願(山原健二郎君紹介)(第一九六六六)
二七五	同(西村英一君紹介)(第一七一〇三)	三一二	同(箕輪登君紹介)(第一七四九九)	三四五	同(越智伊平君紹介)(第一八八八八)	三七〇	保育所の増設等に関する請願(石母田達君紹介)(第一二〇六六)
二七六	同(西村直己君紹介)(第一七一〇四)	三一二	同(水田三喜男君紹介)(第一七五〇〇)	三四六	同(越智伊平君紹介)(第一八八八八)	三七一	同(小林政子君紹介)(第一二〇七五)
二七七	同(野中英二君紹介)(第一七一〇五)	三一二	同(水野清君紹介)(第一七五一)	三四七	同(越智伊平君紹介)(第一八八八八)	三七二	同(栗田翠君紹介)(第一二〇八八)
二七八	同(野原正勝君紹介)(第一七一〇六)	三一二	同(宮崎茂一君紹介)(第一七五二二)	三四八	同(越智伊平君紹介)(第一八八八八)	三七三	同(田中美智子君紹介)(第一二〇九九)
二七九	同(野呂恭一君紹介)(第一七一〇七)	三一二	同(宮澤喜一君紹介)(第一七五三三)	三四九	同(折小野良一君紹介)(第一八九七四)	三七四	同(寺前巖君紹介)(第一二一〇〇)
二八〇	同(野田忠文君紹介)(第一七一〇八)	三一二	同(村上勇君紹介)(第一七五五五)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三七五	同(土橋一吉君紹介)(第一二一一一)
二八一	同(羽生田進君紹介)(第一七一〇九)	三一二	同(村田敬次郎君紹介)(第一七五六六)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三七六	風疹ワクチンの製造に関する請願(多田光雄君紹介)(第一二一一五)
二八二	同(萩原幸雄君紹介)(第一七一〇一〇)	三一二	同(村山達雄君紹介)(第一七五七七)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三七七	柔道整復師法の一部改正に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一二一九七)
二八三	同(長谷川四郎君紹介)(第一七一〇一一)	三一二	同(村山達雄君紹介)(第一七五七七)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三七八	同(足立篤郎君紹介)(第一二九九八)
二八四	同(長谷川峻君紹介)(第一七一〇一二)	三一二	同(毛利松平君紹介)(第一七五八八)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三七九	同(増本一彦君紹介)(第一二九九九)
二八五	同(服部安司君紹介)(第一七一〇一三)	三一二	同(森美秀君紹介)(第一七五九九)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三八〇	公衆浴場の確保に関する請願(林百郎君紹介)(第一三〇五五)
二八六	同(浜田幸一君紹介)(第一七一〇一四)	三一二	同(森山欽司君紹介)(第一七六〇〇)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三八一	看護婦家政婦紹介所所屬の看護婦、家政婦に労働保険適用に関する請願外三件(小沢辰男君紹介)(第一三一九九)
二八七	同(濱野清吾君紹介)(第一七一〇一五)	三一二	同(安田貴六君紹介)(第一七六二二)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三八二	同(外三件(熊谷義雄君紹介)(第一三二二〇))
二八八	同(林大幹君紹介)(第一七一〇一六)	三一二	同(山下元利君紹介)(第一七六三三)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三八三	同(齊藤邦吉君紹介)(第一三二二一)
二八九	同(林義郎君紹介)(第一七一〇一七)	三一二	同(山下徳夫君紹介)(第一七六四四)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三八四	同(外一件(竹内繁一君紹介)(第一三二二二))
二九〇	同(原健三郎君紹介)(第一七一〇一八)	三一二	同(山中貞則君紹介)(第一七六五五)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)	三八五	同(中川一郎君紹介)(第一三二三三)
二九一	同(原田憲君紹介)(第一七一〇一九)	三一二	同(山村新治郎君紹介)(第一七六六六)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九二	同(廣瀬正雄君紹介)(第一七一〇二〇)	三一二	同(山本幸雄君紹介)(第一七六七七)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九三	同(福田一君紹介)(第一七一〇二一)	三一二	同(古永治市君紹介)(第一七六八八)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九四	同(福永健司君紹介)(第一七一〇二二)	三一二	同(早稲田柳右門君紹介)(第一七六九九)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九五	同(藤井勝志君紹介)(第一七一〇二三)	三一二	同(綿貫民輔君紹介)(第一七七〇〇)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九六	同(藤尾正行君紹介)(第一七一〇二四)	三一二	同(渡辺紘三君紹介)(第一七七一一)	三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九七	同(藤波孝生君紹介)(第一七三三五)	三一二		三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九八	同(藤本孝雄君紹介)(第一七三六六)	三一二		三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		
二九九	同(船田中君紹介)(第一七三七七)	三一二		三五〇	同(加藤敏一君紹介)(第一八九七五)		

三八六	同外二件(羽田孜君紹介)(第三二四号)	二〇	同外二十四件(村岡兼造君紹介)(第五九四号)	四六	同(白濱仁吉君紹介)(第六〇一号)	七五	同外七件(毛利松平君紹介)(第七三九号)
三八七	同外五件(坊秀男君紹介)(第三二五号)	二一	同外十九件(根本龍太郎君紹介)(第六〇二号)	四七	南方産広葉樹材の防虫対策に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第六一五号)	七六	同外一件(山崎拓君紹介)(第七四〇号)
三八八	同外十件(松野頼三君紹介)(第三二六号)	二二	同外十七件(福永一臣君紹介)(第六〇三号)	四八	同(小川平二君紹介)(第六四二二二)	七七	同外三件(受田新吉君紹介)(第七五六号)
三八九	同(渡部一郎君紹介)(第三二七号)	二三	同外十九件(松野頼三君紹介)(第六〇四号)	四九	ミカド対策の強化に関する請願(關谷勝利君紹介)(第六三三三三)	七八	同(大西正男君紹介)(第七五七号)
三九〇	救急・緊急医療の確保に関する請願(林百郎君紹介)(第二四七七号)	二四	同(木村武雄君紹介)(第六〇六号)	五〇	外麦輸入の削減に関する請願外三件(石井一君紹介)(第六九八八号)	七九	同(小平忠君紹介)(第七五八号)
三九一	救急・休日・夜間医療体制の確立に関する請願(寺前巖君紹介)(第二四八五号)	二五	同外六件(黒金泰美君紹介)(第六一六号)	五一	同外七件(倉成正君紹介)(第六九九号)	八〇	同(志賀節君紹介)(第七五九号)
(農林水産委員会)		二六	同(松野幸泰君紹介)(第六一七号)	五二	同外三件(田中寛君紹介)(第七〇〇号)	八一	同(柴田健治君紹介)(第七六〇号)
一	南方産広葉樹材の防虫対策に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第三三四号)	二七	同(小沢一郎君紹介)(第六三四号)	五三	同外四件(田村元君紹介)(第七〇一号)	八二	同外五件(田村元君紹介)(第七六一号)
二	同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三五号)	二八	同(川俣健二郎君紹介)(第六三五号)	五四	同(戸井田三郎君紹介)(第七〇二二)	八三	同(竹内猛君紹介)(第七六二二)
三	同(吉川久衛君紹介)(第三三六号)	二九	同(椎名悦三郎君紹介)(第六三六号)	五五	同(徳安實藏君紹介)(第七〇三三)	八四	同(寺前巖君紹介)(第七六三三)
四	同(倉石忠雄君紹介)(第三三七号)	三〇	同(中曾根康弘君紹介)(第六三七七号)	五六	同(中山利生君紹介)(第七〇四四)	八五	同(中川利三郎君紹介)(第七六四四)
五	同(羽田孜君紹介)(第三三八号)	三一	同外二件(中村弘海君紹介)(第六三八号)	五七	同(長谷川峻君紹介)(第七〇五五)	八六	同(橋本龍太郎君紹介)(第七六五五)
六	同(下平正一君紹介)(第三四四号)	三二	同(野原正勝君紹介)(第六三九号)	五八	同(平林剛君紹介)(第七〇六六)	八七	同(藤井勝志君紹介)(第七六六六)
七	同(中澤茂一君紹介)(第三四四号)	三三	同(平林剛君紹介)(第六四〇号)	五九	同(保利茂君紹介)(第七〇七七)	八八	同(山田芳治君紹介)(第七六七七)
八	同(中村茂君紹介)(第三四六号)	三四	同(井原岸高君紹介)(第六六六六)	六〇	同(細谷治嘉君紹介)(第七〇八八)	八九	同(山中吾郎君紹介)(第七七八八)
九	同(原茂君紹介)(第三四七号)	三五	同(坂村吉正君紹介)(第六六七七)	六一	同外三件(松浦周太郎君紹介)(第七〇九号)	九〇	同外九件(天野光晴君紹介)(第八一七号)
一〇	リンゴ腐乱病の防除対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三四七号)	三六	同(鈴木善幸君紹介)(第六六八八)	六二	同外五件(山本幸雄君紹介)(第七一〇号)	九一	同外八件(今井勇君紹介)(第八一八号)
一一	外麦輸入の削減に関する請願外十六件(園田直君紹介)(第五四〇号)	三七	同外一件(中澤茂一君紹介)(第六六九号)	六三	同(愛野興一郎君紹介)(第七二七二七)	九二	同外六件(枝村要作君紹介)(第八一九号)
一二	同(石田博英君紹介)(第五四二二二)	三八	同(長谷川四郎君紹介)(第六七〇号)	六四	同外五件(植木庚子郎君紹介)(第七二八八)	九三	同(小川省吾君紹介)(第八二〇号)
一三	同(笹山茂太郎君紹介)(第五四二二二)	三九	同(長谷川峻君紹介)(第六七一〇)	六五	同(河本敏夫君紹介)(第七二九九)	九四	同外三件(小澤太郎君紹介)(第八二二二)
一四	同(佐々木義武君紹介)(第五四三三三)	四〇	同外三十件(日野吉夫君紹介)(第六七二二)	六六	同外三件(小澤太郎君紹介)(第七三〇号)	九五	同(大村襄治君紹介)(第八二二三)
一五	同外二十二件(吉永治市君紹介)(第五四四四)	四一	同外十七件(松澤雄蔵君紹介)(第六七三三)	六七	同外十四件(木村俊夫君紹介)(第七三三三)	九六	同外二十三件(片岡清一君紹介)(第八二四四)
一六	同(小山市二君紹介)(第五七七七)	四二	同(三池信君紹介)(第六七四四)	六八	同(島田安夫君紹介)(第七三三三)	九七	同外一件(角屋堅次郎君紹介)(第八二四四)
一七	同(佐藤敬治君紹介)(第五七八八)	四三	同(山口鶴男君紹介)(第六七五五)	六九	同外八件(菅波茂君紹介)(第七三三三)	九八	同(金丸信君紹介)(第八二五五)
一八	同外二十四件(坂田道太君紹介)(第五七九九)	四四	同外一件(山本弥之助君紹介)(第六七六六)	七〇	同(田中龍夫君紹介)(第七三三四)	九九	同外四件(金子岩三君紹介)(第八二六六)
一九	同外十九件(野田毅君紹介)(第五九三三)	四五	佐世保海軍施設水域の漁船の操業制限緩和に関する請願(金子岩三君紹介)(第六〇〇〇号)	七一	同外二件(坪川信三君紹介)(第七三五五号)	一〇〇	同(久保三郎君紹介)(第八二七七)

1104

一〇三	同外三件 (田中龍夫君紹介) (第八三〇号)	一〇六	同 (阿部昭吾君紹介) (第二一五七号)	一五四	同外二十一件 (越智伊平君紹介) (第一三三九号)	一七六	同 (吉川久衛君紹介) (第一五三九号)
一〇四	同 (平林剛君紹介) (第八三一号)	一〇七	同 (謙山博君紹介) (第二一五八号)	一五五	同 (中川利三郎君紹介) (第一三四〇号)	一七七	同外四件 (竹下登君紹介) (第一五四〇号)
一〇五	同 (石野久男君紹介) (第八七七号)	一〇八	同 (江田三郎君紹介) (第二一五九号)	一五六	同 (長谷川峻君紹介) (第一三四一號)	一七八	同外七件 (萩原幸雄君紹介) (第一五四一號)
一〇六	同 (田口一男君紹介) (第八七八号)	一〇九	同外三件 (清水徳松君紹介) (第二一六〇号)	一五七	同外十件 (細田吉藏君紹介) (第一三四二号)	一七九	同外六件 (増岡博之君紹介) (第一五四二号)
一〇七	同外十件 (中村寅太君紹介) (第八七九号)	一一〇	同 (中川利三郎君紹介) (第二一六一号)	一五八	同外一件 (山田芳治君紹介) (第一三四三号)	一八〇	同外二十六件 (渡部恒三君紹介) (第一五四三三三)
一一〇	同 (橋崎弥之助君紹介) (第八八〇号)	一一一	同外四件 (野呂恭一君紹介) (第二一六二号)	一五九	同 (足立篤郎君紹介) (第一四〇一號)	一八一	同外二十六件 (渡辺美智雄君紹介) (第一五四四四四)
一一一	同 (長谷川峻君紹介) (第八八一号)	一一二	同 (長谷川峻君紹介) (第二一六三三三)	一六〇	同 (阿部未喜男君紹介) (第一四〇二號)	一八二	同外九件 (伊東正義君紹介) (第一七七五五五)
一一二	同外五件 (福田一君紹介) (第八八二号)	一一三	同 (宮澤喜一君紹介) (第二一六四四四)	一六一	同外九件 (板川正吾君紹介) (第一四〇三三三)	一八三	同 (小淵恵三君紹介) (第一七七六六六)
一一三	同 (森喜朗君紹介) (第八八四号)	一一四	同外四十六件 (森下元晴君紹介) (第二一六五五五)	一六二	同外二件 (小澤太郎君紹介) (第一四〇四四四)	一八四	同外五件 (越智伊平君紹介) (第一七七七七七)
一一四	同 (赤城宗徳君紹介) (第九四四四号)	一一五	同外一件 (渡辺三郎君紹介) (第二一六六六六)	一六三	同外十五件 (越智伊平君紹介) (第一四〇五五五)	一八五	同外一件 (木村俊夫君紹介) (第一七七八八八)
一一五	同 (小平忠君紹介) (第九四六六六)	一一六	同 (阿部喜元君紹介) (第二一三三三三)	一六四	同外十六件 (大石千八君紹介) (第一四〇六六六)	一八六	同外一件 (櫻内義雄君紹介) (第一七七九九九)
一一六	同外二十三件 (小平久雄君紹介) (第九四七七七)	一一七	同外一件 (小澤太郎君紹介) (第二一三三三三)	一六五	同外三件 (木島喜兵衛君紹介) (第一四〇七七七)	一八七	同 (中川利三郎君紹介) (第二七八〇〇)
一一七	同 (堀川正十郎君紹介) (第九四八八八)	一一八	同外二十一件 (鴨田宗一君紹介) (第二一三三三三)	一六六	同外七件 (岸信介君紹介) (第一四〇八八八)	一八八	同外二件 (灘尾弘吉君紹介) (第一七八一一一)
一一八	同外七件 (灘谷直藏君紹介) (第九四九九九)	一一九	同外四件 (小宮山重四郎君紹介) (第二一三三三三)	一六七	同外九件 (栗原祐幸君紹介) (第一四〇九九九)	一八九	同外四百五件 (葉梨信行君紹介) (第一七八二二二)
一一九	同 (長谷川峻君紹介) (第九五〇〇〇)	一二〇	同 (清水徳松君紹介) (第二一三三三三)	一六八	同 (田口一男君紹介) (第一四一〇〇〇)	一九〇	同外一件 (山田芳治君紹介) (第一七八三三三)
一二〇	同 (田邊誠君紹介) (第九五一〇〇)	一二一	同外三件 (白濱仁吉君紹介) (第二一三三三三)	一六九	同 (長谷川峻君紹介) (第一四一一一)	一九一	同外一件 (山田芳治君紹介) (第一七八三三三)
一二一	同外八件 (林義郎君紹介) (第九五二二二)	一二二	同外十六件 (谷垣專一君紹介) (第二一三三三三)	一七〇	同外一件 (松浦周太郎君紹介) (第一四一二二二)	一九二	同外二件 (越智伊平君紹介) (第一九〇五五五)
一二二	同外二十六件 (佐栄作君紹介) (第一〇八三三三)	一二三	同外四件 (永山忠則君紹介) (第二一三三三三)	一七一	同外三件 (三塚博君紹介) (第一四一三三三)	一九三	同外二件 (越智伊平君紹介) (第一九〇六六六)
一二三	同 (玉置一徳君紹介) (第一〇八四四四)	一二四	同外七件 (灘尾弘吉君紹介) (第二一三三三三)	一七二	同外四件 (山田睦目君紹介) (第一四一四四四)	一九四	同外一件 (小坂善太郎君紹介) (第一九〇七七七)
一二四	同外一件 (中川利三郎君紹介) (第一〇八五五五)	一二五	同 (長谷川峻君紹介) (第二一四〇〇〇)	一七三	同外四件 (山田睦目君紹介) (第一四一五五五)	一九五	同外一件 (櫻内義雄君紹介) (第一九〇八八八)
一二五	同外二件 (中村茂君紹介) (第一〇八六六六)	一二六	同外四件 (福永健司君紹介) (第二一四一四一)	一七四	同外九件 (越智伊平君紹介) (第一五三三三三)	一九六	同 (田口一男君紹介) (第一九〇九九九)
一二六	同 (長谷川峻君紹介) (第一〇八七七七)	一二七	同外八件 (松永光君紹介) (第二一四二二二)	一七五	同外十一件 (三ッ林弥太郎君紹介) (第二一四三三三)		
一二七	同 (村山富市君紹介) (第一〇八八八八)	一二八	同外八件 (山田芳治君紹介) (第一〇八九九九)				
一二八	同外一件 (山田芳治君紹介) (第一〇八九九九)						
一二九	同外十八件 (稻富稔人君紹介) (第一〇九五五五)						
一三〇	同外二十八件 (原健三郎君紹介) (第一〇九六六六)						

[illegible]

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 請願 朗読を省略した議長の報告

- 一六 京都府三和町国道九号に自転車通学道設置に関する請願(寺前巖君紹介)(第二三六七号)
- 一七 京都府伊根町の急傾斜地崩壊防止工事の促進に関する請願(寺前巖君紹介)(第二五一二号)
- 一八 国道一七三号の早期改築に関する請願(寺前巖君紹介)(第二五一五号)
- 一九 由良川の改修促進に関する請願(寺前巖君紹介)(第二五一六号)
- 二〇 由良川改修促進に関する請願(寺前巖君紹介)(第二五一九号)
- (災害対策特別委員会)
- 一 台風十七号による愛媛県の災害対策に関する請願(越智伊平君紹介)(第七四一号)
- 二 冷害による被害農家の飯米確保に関する請願(津川武一君紹介)(第九三八号)
- 三 冷害による被害農家の飯米支給に関する請願(津川武一君紹介)(第九三九号)
- 四 台風十七号による赤穂市の災害対策に関する請願(河本敏夫君紹介)(第一五四八号)
- 五 台風十七号による広島県西部農地の災害復旧に関する請願(中川利三郎君紹介)(第一五四九号)
- (公害対策並びに環境保全特別委員会)
- 一 大和川河川敷の自然保護及び公害防止に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第二三六号)
- 二 公害防止施設整備のための融資制度拡充等に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四六一号)
- 三 大和川河川敷の自然保護及び公害防止に関する請願(三谷秀治君紹介)(第二三七九号)
- (物価問題等に関する特別委員会)
- 一 公共料金引き下げに関する請願(平

田藤吉君紹介)(第二五三五号)

(交通安全対策特別委員会)

- 一 駅前の自転車駐車場設置促進に関する請願(土橋一吉君紹介)(第二二八九号)
- 二 同(増本一彦君紹介)(第二一九〇号)
- 三 同(中島武敏君紹介)(第二五三六号)

朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)

一、去る一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
中小企業事業転換対策臨時措置法
揮発油販売業法
(政府委員退任)

一、去る十月二十九日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十九日付をもって公正取引委員会事務局取引部長後藤英輔は公正取引委員会事務局局長に任命され、また同日付をもって公正取引委員会事務局局長熊田淳一郎及び林野庁長官松形祐亮は退職したので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る二日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、一日付をもって自治大臣官房審議官石見隆三は自治省行政局公務員部長に任命され、また同日付をもって自治大臣官房審議官橋手正及び自治省行政局公務員部長植弘親民は退職したので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承継)

一、去る十月二十九日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十八回国会政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員会事務局局長 後藤 英輔
公正取引委員会事務局取引部長 長谷川 古
事務局長官 林野庁長官 藍原 義邦

(政府委員任命)

一、去る十月二十九日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十九日議長において承認した後藤英輔外二名を同日第七十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、今日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山崎 拓君(理事山崎拓君去る十月十九日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

寺前 巖君

中島 武敏君

中島 武敏君

志賀 節君

橋本 進君

村岡 兼造君

中島 武敏君

越智 伊平君

片岡 清一君

津金 佑近君

葉梨 信行君

津金 佑近君

中島 武敏君

中島 武敏君

中島 武敏君

中島 武敏君

中島 武敏君

中島 武敏君

中島 武敏君

中島 武敏君

地方行政委員

辞任

小川 省吾君

川崎 寛治君

小坂徳三郎君

田中伊三次君

千葉 三郎君

松浦周太郎君

宮澤 喜一君

塩川正十郎君

塩川 潤君

松永 光君

森 美秀君

綿貫 民輔君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

社会労働委員

補欠

川崎 寛治君

小川 省吾君

小坂徳三郎君

田中伊三次君

千葉 三郎君

松浦周太郎君

宮澤 喜一君

塩川正十郎君

塩川 潤君

松永 光君

森 美秀君

綿貫 民輔君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

田中伊三次君

社会労働委員

一一〇七

羽生田 進君
栗原 祐幸君
野間 友一君
高橋 千寿君
粟原 祐幸君
羽生田 進君
瓦 力君
加藤 紘一郎君
中村 榮一君
竹下 登君
中村 實太君
野間 友一君

農林水産委員
補欠

野坂 浩賢君
渡辺 三郎君
野坂 浩賢君

商工委員
辞任

小川 平二君
栗原 祐幸君
島村 栄一郎君
田中 榮一君
竹下 登君
中村 實太君
渡辺 三郎君

補欠

谷垣 專一君
保岡 興治君
森 美秀君
塩谷 一夫君
三原 朝雄君
大村 襄治君
野坂 浩賢君
田中美智子君
中村 実太君
大村 襄治君
野間 友一君

議員の辭任を許可し、その補欠を指名した。
工商委員
辞任

玉置 一徳君
小沢 貞孝君
玉置 一徳君

補欠

小沢 貞孝君
玉置 一徳君

議院運営委員長
补欠

小沢 貞孝君
玉置 一徳君
小沢 貞孝君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任

木下 元二君
松本 善明君
木下 元二君

補欠

松本 善明君
木下 元二君

地方行政委員
辞任

小川 省吾君
阿部 助哉君
小川 省吾君

補欠

阿部 助哉君
小川 省吾君

法務委員
辞任

大久保武雄君
二階堂 進君
濱野 清吉君
宮澤 喜一君
山田 太郎君
沖本 泰幸君
木野 晴夫君
堀崎 潤君
松永 光君
森 美秀君
広沢 直樹君
正木 良明君

補欠

木野 晴夫君
堀崎 潤君
松永 光君
森 美秀君
廣沢 直樹君
正木 良明君

外務委員
辞任

渡部 一郎君
矢野 絢也君
渡部 一郎君

補欠

矢野 絢也君
渡部 一郎君

文教委員
辞任

長谷川正三君
山口 鶴男君
阿部 昭吾君
岡田 春夫君
網田 春夫君

補欠

阿部 昭吾君
岡田 春夫君
山口 鶴男君

社会労働委員
辞任

越智 伊平君
加藤 紘一郎君
瓦 力君
菅波 茂君
田中 寛君
高橋 千寿君
寺前 巖君
小澤 太郎君
大久保武雄君
二階堂 進君
濱野 清吉君
宮澤 喜一君
西村 英一君
小澤 太郎君
正森 成二君
高橋 千壽君
越智 伊平君
加藤 紘一郎君
田中 寛君
瓦 力君
菅波 茂君
寺前 巖君

補欠

大久保武雄君
二階堂 進君
濱野 清吉君
宮澤 喜一君
西村 英一君
小澤 太郎君
正森 成二君
高橋 千壽君
越智 伊平君
加藤 紘一郎君
田中 寛君
瓦 力君
菅波 茂君
寺前 巖君

通信委員
辞任

下山 正一君
多賀谷眞稔君
山下 兵助君
白井 莊一君
藤田 高敏君
稲葉 誠一君
大出 俊君
山口 鶴男君
山下 正一君
中島 武敏君
東中 光雄君
木下 元二君
大久保直彦君

補欠

多賀谷眞稔君
山下 兵助君
白井 莊一君
藤田 高敏君
稲葉 誠一君
大出 俊君
山口 鶴男君

予算委員
辞任

小澤 太郎君
西村 英一君
安宅 常彦君
阿部 昭吾君
阿部 助哉君
岡田 春夫君
多賀谷眞稔君
不破 哲三君
正森 成二君
松本 善明君
松永 光君
丹羽 兵助君
白井 莊一君
藤田 高敏君
稲葉 誠一君
大出 俊君
山口 鶴男君
山下 正一君
中島 武敏君
東中 光雄君
木下 元二君
大久保直彦君

補欠

丹羽 兵助君
白井 莊一君
藤田 高敏君
稲葉 誠一君
大出 俊君
山口 鶴男君

懲罰委員
辞任

片岡 清一君
羽田 孜君
松永 光君
玉置 一徳君
折小野良一君
山村新治郎君
折小野良一君
玉置 一徳君

補欠

野呂 恭一君
山村新治郎君
葉梨 信行君
折小野良一君
片岡 清一君
松永 光君
羽田 孜君
玉置 一徳君

内閣委員
辞任

三塚 博君
吉永 治市君
受田 新吉君
田村 良平君
原 健三郎君

補欠

原 健三郎君
田村 良平君
神田 大作君
吉永 治市君
三塚 博君

一、今四日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任

三塚 博君
吉永 治市君
受田 新吉君
田村 良平君
原 健三郎君

補欠

原 健三郎君
田村 良平君
神田 大作君
吉永 治市君
三塚 博君

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 朗読を省略した議長の報告

外務委員

神田 大作君

補欠

受田 新吉君

粕谷 茂君

原 健三郎君

金子 満広君

塩川正十郎君

松永 光君

正森 成二君

竹入 義勝君

大蔵委員

補欠

木野 晴夫君

林 大幹君

文教委員

補欠

受田 新吉君

神田 大作君

社会労働委員

補欠

木村 武雄君

水田三喜男君

越智 伊平君

加藤 紘一君

木村 武雄君

水田三喜男君

佐々木更三君

農林水産委員

補欠

諫山 博君

村上 弘君

運輸委員

補欠

宮崎 茂一君

内田 常雄君

椎名悦三郎君

中會根康弘君

通信委員

補欠

小沢 貞孝君

池田 禎治君

小沢 貞孝君

池田 禎治君

建設委員

補欠

大村 襄治君

田村 良平君

中尾 宏君

岸 信介君

佐藤 守良君

葉梨 信行君

塩谷 一夫君

田村 良平君

中尾 宏君

大村 襄治君

奥田 敬和君

船田 幸一君

伊東 正義君

金子 満広君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

補欠

奥田 敬和君

田村 良平君

中尾 宏君

大村 襄治君

奥田 敬和君

船田 幸一君

伊東 正義君

金子 満広君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

三塚 博君

綿貫 民輔君

田邊 誠君

山口 鶴男君

東中 光雄君

沖本 泰幸君

玉置 一徳君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

岸 信介君

中會根康弘君

佐々木更三君

成田 知巳君

村上 弘君

竹入 義勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

伊東 正義君

正森 成二君

河村 勝君

春日 一幸君

金子 満広君

丹羽 兵助君

山村新治郎君

山田 博君

庄司 幸助君

内海 英男君

阿部 昭吾君

古川 喜一君

山原健二郎君

阿部 昭吾君

中川利三郎君

山原健二郎君

稲村 利幸君

小宮山重四郎君

藤波 孝生君

松永 光君

村岡 兼造君

佐藤 守良君

塩川正十郎君

浜田 幸一君

増岡 博之君

綿貫 民輔君

小宮山重四郎君

上村千一郎君

木野 晴夫君

佐藤 文生君

笑輪 登君

小沢 一郎君

三枝 三郎君

羽田 孜君

保岡 興治君

上村千一郎君

保岡 興治君

三枝 三郎君

羽田 孜君

小沢 一郎君

笑輪 登君

木野 晴夫君

佐藤 文生君

上村千一郎君

保岡 興治君

三枝 三郎君

羽田 孜君

小沢 一郎君

笑輪 登君

内海 英男君

庄司 幸助君

阿部 昭吾君

中川利三郎君

古川 喜一君

山原健二郎君

阿部 昭吾君

中川利三郎君

山原健二郎君

稲村 利幸君

小宮山重四郎君

藤波 孝生君

松永 光君

村岡 兼造君

佐藤 守良君

塩川正十郎君

浜田 幸一君

増岡 博之君

綿貫 民輔君

小宮山重四郎君

上村千一郎君

木野 晴夫君

佐藤 文生君

笑輪 登君

小沢 一郎君

三枝 三郎君

羽田 孜君

保岡 興治君

一、去る二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

中小企業者の事業分野における事業活動の調整に関する法律案(武藤嘉文君外六名提出)

(議案受領)

一、去る一日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

建築基準法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

計量法に規定する法定計量単位の特例に関する法律案(神崎敏雄君外一名提出、衆法第四号)

商工委員会 付託

建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会開法第七五号)(参議院送付)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る十月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十月二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十月二十八日、第七十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る十月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和五十一年十一月四日 衆議院会議録第十一号(一) 朗読を省略した議長長の報告

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便切手類販売さばき所及び印紙販売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

計量法に規定する法定計量単位の特例に関する法律案(神崎敏雄君外一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る一日、参議院において、第七十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業事業転換対策臨時措置法案

揮発油販売業法案

(質問書提出)

一、去る十月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

教育問題に関する質問主意書(坂井弘一君提出)

中小企業対策に関する質問主意書(坂井弘一君提出)

一、去る十月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新東京国際空港公団が再度犯した消防法違反等に関する質問主意書(阿部昭吾君提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関西新国際空港建設の可否についての諸調査に関する質問主意書(荒木宏君提出)

米海軍小柴貯油施設の安全性に関する質問主意書(石母田達君提出)

ハウス五五計画に関する質問主意書(石母田達君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

伊達発電所パイプラインに関する質問主意書(島本虎三君提出)

一、今日、議員から提出した質問主意書は次の

とおりである。

国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問主意書(松本善明君提出)

国鉄山陰線の複線電化促進に関する質問主意書(寺前巖君提出)

由良川改修に関する質問主意書(寺前巖君提出)

石油パイプライン事業法の事業用施設の設置にかか事業の計画性に関する質問主意書(木原実君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十月二十九日、内閣から、衆議院議員久保田鶴松君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十一年十一月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る十月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹内猛君提出新東京国際空港公団による違法な農地転用とその行政救済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高沢寅男君提出計量法の改正に関する質問に対する答弁書

新東京国際空港公団による違法な農地転用とその行政救済に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年十月二十一日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 前尾繁三郎殿

新東京国際空港公団による違法な農地転用とその行政救済に関する質問主意書

とその他の行政救済に関する質問主意書

新東京国際空港公団(以下「公団」という)は、成田空港建設の業務の一環として、自らが犯した違法な強制収用の証拠となる二基の鉄塔を除去すべ

く、「航空保安施設の工事及び管理のための道路工事」と称し、専らこの鉄塔撤去(「証拠隠滅」のための重機械搬入道路の建設工事(以下「本件道路工事」という)を行ってきているが、その際水田の一部を農地法にいう農地転用許可を受けず、違法に道路用地となしている。更にこの違法行為は、本年二月十七日の降雨の際、隣接及び下流域の水田の冠水をもたらし、じん大な被害を発生させ、また同月二十二日頃には、隣接する町道にひびわれを生ぜしめている。

右事実にかんがみ、農地保全に責を有する農林大臣の御見解を賜りたい。

一 農地法施行規則第四条によれば、農地転用に係る申請書には、「転用することによつて生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要」を記載することになっており、農地転用に当たり被害の防除を義務づけているのは、農地法の目的からしても当然のことである。

ところで、農地転用の手続を経ずして行われた、従つて、防除を怠る農地の転用により被害が発生することがあり得るが、この場合の行政救済はどのようにして行われるべきものか。

二 右において、農地転用の処分責任を有する知事が如何なる策も講ぜず、放置している場合、この不作爲に対し、何らかの救済措置が必要となるが、どのような措置が行政法上可能か。

三 公団による本件道路工事は、違法な農地転用をもたらし、実被害をもたらししているが、このことにつき、地元農民や周辺住民から、農林大臣宛に提出された昭和五十一年四月十九日付の審査請求に対し、農地転用の処分権者で農地保全に義務を負う川上紀一千葉県知事は、一方で農地法違反に前歴のある公団による違法転用を放置しながら、一方でこの審査請求が行政不服審査法になじまないとして却下を求めている。

1 加害者である公団には適正手続を要求することなく、被害者の請求に対しては適正手続を要求するがごとき千葉県知事の法の運用

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 朗読を省略した議長長の報告

は、憲法第十四条(法の下の平等)に違反するのではないのか。根拠を添えて理由を明示されたい。

2 農地法の目的や、行政不服審査法による行政救済の立法趣旨からして、右審査請求については、却下ということではなく内容に立ち入って十分な審査が行われるべきではないのか。根拠を添えて理由を明示されたい。

3 本件の場合、どのような行政救済が可能か。右質問する。

昭和五十一年十月二十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出新東京国際空港公団による違法な農地転用とその行政救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出新東京国際空港公団による違法な農地転用とその行政救済に関する質問に対する答弁書

一及び二について

新東京国際空港公団(以下「公団」という。)が行う農地の転用については、農地法施行規則第十五条第十六号又は第七條第十一号に定める場合に農地法第四條又は第五條の許可を要しないこととされているが、この場合の農地の転用であっても、公団は当然農地法の趣旨に沿ってこれを行うべきであり、農地の転用による付近の土地等の被害の防止に努めるべきことも言うまでもない。

政府としても、右の観点から公団を指導しているが、仮に右の農地転用により被害が発生した場合に、公団がその責任を十分果たすよう、指導監督に努めることとしている。

三について

昭和五十一年四月十九日付けで地元農民等か

ら農林大臣あてに提起された審査請求については、行政不服審査法の定める手続きを進めていくところであり、現在、千葉県知事の弁明書を審査請求人に送付し、反論書の提出を求めている段階にあるが、御指摘の点につき憲法第十四条にかかわる問題は存しないと考え、右答弁する。

計量法の改正に関する質問主意書
右の質問主意書を出す。

昭和五十一年十月二十二日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

計量法の改正に関する質問主意書

われわれの生活に関係するあらゆるものの長さ、面積、重さなどをはかる基準を定めている計量法は、社会生活の経済面のみならず文化面にも影響するところが極めて大きいので、次の事項について政府に質問する。

一 我が国には古来の伝統的な生活様式があり、また伝統的な芸能、芸術があり、さらにはそれにつながる伝統的な職業人が多数存在している。

これらの方面では、日本古来の尺貫法を否定しては芸能、芸術も成り立たず職業も成り立たない。ここにメートル法を強制することは、事実上、伝統的な文化や職業をまつ殺すに等しい。政府は日本の伝統的な文化と計量法の関係についてどのように考えるか。

二 現在の計量法は、非法定計量単位の使用を禁止している。そしてそれに対する罰則をも定めている。

ところが、尺貫法によらなければ仕事の成り立たぬ人たちは、現実、クジラ尺、カネ尺の物差しを必要としており、それに対して、クジラ尺、カネ尺の物差しを製造、販売する人も現実に存在している。そしてそのことによつて処罰されるというケースがしばしば起きている。

政府は、芸術祭などの行事にもみられるように、一方では伝統的な芸能、芸術の尊重、振興をうたいながら、他方ではメートル法の機械的強制によつて伝統的な文化を破壊している。この矛盾について政府はどのように考えるか。

三 政府は、メートル法を計量の基準として定めているが、前述のような実情を率直に認めるべきである。

そして、尺貫法によらなければならない分野には尺貫法をも使用できることとし、また、尺貫法の物差しを製造、販売ができることとすべきではないか。

そのための計量法の改正をすべきではないか。

この点について政府はどのように考えるか。右質問する。

昭和五十一年十月二十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員高沢寅男君提出計量法の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高沢寅男君提出計量法の改正に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

計量制度は、貨幣制度とともに、国民の経済社会活動の基本をなす制度である。

特に、計量単位を合理的、一元的な制度により統一することは、単に商取引の秩序を保持するためだけでなく、より広はんに、我が国の産業経済、学術文化等の発展の基礎を築く上で極めて重要なことである。また、計量単位は、貿易取引をはじめとする各国間の経済文化交流の円滑化のためにも、その統一が不可欠であり、国際的にも一元化の方向で努力が続けられている。

このような観点から、我が国においても、明治十八年(一八八五年)にメートル条約に加盟して以来、国民一体となつて、メートル法の普及、啓蒙及び計量単位の切換えに努めてきたところであり、今日においては、メートル法は国民生活の中にはほぼ完全に定着している実情にあるといえる。

もちろん、伝統的な芸能、芸術の尊重及び振興ということとは、それ自体極めて重要なことであるので、政府としては、今後ともそのための格段の努力をしてまいる所存であるが、そのことと計量法の施行とが直ちに相入れないものとは考えない。すなわち、計量法は、取引・証明について尺貫法系単位の使用を禁止しているが、家庭生活に用いる場合はもとより、文学、芸能、芸術、学術等取引・証明に関係ない場合にこれを使用することを禁止しているものではないため、これが伝統的な文化の破壊につながるものとは認められない。

また、メートル法への統一に当たっては、その国民生活への影響を最小限にするため、大正十三年から昭和三十三年十二月(土地・建物については、昭和四十一年三月)まで、三十五年という長期間の猶予期間を設けた上、尺貫法系単位の取引・証明上の計量への使用(カネ尺、クジラ尺の販売等を含む)を制限したものである。

したがって、以上のような経緯と計量単位の国家的統一の重要性、更には、最近におけるメートル法に対する国民の理解の深まり、その定着状況等を勘案すれば、政府としては、尺貫法導入の観点から現在の計量制度について改めて検討すべき必要はないと考える。

右答弁する。

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木原実君提出石油パイプライン事業法の運用の実態に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木原実君提出石油パイプラインの安

全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員久保田鶴松君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田富之君提出インドネシア LNG (液化天然ガス) 開発輸入に関する質問に対する答弁書

石油パイプライン事業法の運用の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年九月二十九日

提出者 木原 実

衆議院議長 前尾繁三郎殿

石油パイプライン事業法の運用の実態に関する質問主意書

石油パイプライン事業法(以下単に法という)の立法の精神と運用の実態に隔差が生じているように思われるので、以下の質問に答弁を求める次第である。

一 法施行当時(昭和四十七年十二月)、法第三条に定める石油パイプラインマスタープラン(通産公報昭和四十七年十月二十四日号所載)がけん伝され、総合エネルギー調査会報告では、石油流通の革命的手段としてのパイプラインの必要性が熱狂的に強調された。

我が国の至る所で、石油パイプライン事業がぼつと興する事態を想起させるものであったが、その後四年を経過した現在、実情はそうなっていないようである。

1 法第三条に定める石油パイプライン基本計画は告示されているのか。告示されていないとすれば、その理由を承わりたい。

2 法第五条第一項に定める石油パイプライン事業の許可を正式に受けた事業者は存在するか。(この質問には、法の附則施行令により、届出等のみで許可を受けたものとみなされることとされた日本国有鉄道と新東京国際

空港公団(以下単に空港公団という)は含まれない。)

3 法施行後四年を経過しても、事業が行われない理由は何か。石油パイプラインの必要性として叫ばれた合理性、安定性、安全性のうち、いずれが不要となったのか。若しくはいずれが実現の見込みを失ったのかを含めて明らかにされたい。

4 法制定過程で、我が国への石油供給見通しに関する調査を行った機関名とその報告書を明らかにされたい。

二 法に基づく事業を行うべく、すでにパイプラインを部分的に布設した空港公団の航空燃料輸送パイプライン(以下本格パイプラインという)に関する事実経過と法の運用について承わりたい。

1 本格パイプラインの既設部分は、法第五条第一項の事業用施設であるのか。法第二十五条の事業用施設であるのか。法第四十条第二項の事業用施設であるのか。それぞれどの時点で事業用施設となつたか。若しくはなるのかを添えて明らかにされたい。

2 本格パイプラインの千葉市内における既設部分(以下単に既設部分という)の総延長を明らかにされたい。また既設部分について、現在、占使用許可(港湾法、地方自治法等)を受けている部分の延長を、許可者別にすべて明らかにされたい。

3 既設部分の総延長が、昭和四十八年九月二十七日現在の数字と異なっているならば、その理由を明らかにし、その変更がいづつ行われたか、何ゆえに必要であつたのかを明らかにされたい。

4 自治大臣は、法第四十一条第四項によつて、工事の計画及び検査並びに保安に関する事項についての主務大臣である。自治大臣は前項の質問にある変更の事実を法に基づき承知しているか、根拠を添えて明らかにされた

い。承知していないとすれば、法第二十五条第二項の責務がいかにして果たされるのかを説明されたい。

三 本格パイプラインについて、法第十五条第一項の工事計画の認可(以下単に十五認可という)がなされていないことに、内閣衆議院七(第二〇号)昭和四十八年九月二十八日付)において、「技術基準の細目の告示後早急に所定の手続を講ずることとなつて」との答弁を得ているが、技術基準の細目の告示は昭和四十八年九月二十八日に行われている。その後、三年を経過しているが、本格パイプラインは、現在でも十五認可を受けておらず、空港公団は十五認可の申請をしていない。

法第十五条第二項に基づく申請期限は、当初昭和五十一年三月末日であり、これは、空港公団の五十一年三月二十四日付空公給管第二七号(以下五十一年延期理由という)の申請により、昭和五十一年三月に變更が認められ、さらに五十一年三月二十三日付空公給管第二二二号(以下五十一年延期理由という)の申請により、昭和五十一年三月末日に變更が認められている。

1 五十一年の延期理由では、空港公団が千葉地方裁判所から「関係住民との協議を重ね、その納得を可及的に得るよう慎重な配慮をすること」が望まれていることが挙げられている。当該処分決定は、昭和四十七年七月三十一日であり、その後四年以上経過しているが、この間に空港公団が、関係住民との協議に關して、自らの責任で行つた努力の事実が存在するの否か、事実経過を明らかにされたい。

2 五十一年の延期理由では、五十一年の延期理由から前項の千葉地裁決定が削除されている。削除した理由を明らかにされたい。

8 五十一年の延期理由、五十一年の延期理由のいずれにおいても、「地区住民は、関係行政庁に対し、道路占用許可の取消しの請求及び

陳情等を行つて」との記載がある。昭和四十九年四月以後、地区住民が道路占用許可の取消しの請求及び陳情を行つた事実が存在するか。そもそも空港公団は、千葉市内の県道及び市道部分において、昭和四十九年四月以後、道路占用許可(更新許可を含む)を一件でも得ているのか、どうかを明らかにされたい。

4 地区住民は、行政不服審査法に基づいて、千葉市内の本格パイプライン既設部分のうち、海岸地区団地群が集中する千葉県企業庁管理の行政資産に関する行政資産使用許可の取消しの請求を行つていない。

前項の道路占用許可は、この行政資産使用許可の誤りと考えてよい。

5 法第十五条第四項は、十五認可の申請期限を「天災その他やむを得ない理由があるとき」は認めることができるとしているが、虚偽の記載を含むような空港公団の延期申請理由が二度も認められた以上、今後、すべての石油パイプライン事業者に対しての例となる事実上十五認可が使用直前まで不要となる恐れはないのか、立法の精神にかなうつつ、十五認可の運用について釈明を求める次第である。

6 二の1に關係することであるが、自治大臣は、法第二十五条の主務大臣であり、かつ十五認可の申請があるまでは、事業用施設の設置場所、構造の細目を公式に知ることがない立場にある。にもかかわらず、本格パイプラインのように、パイプライン設置後、何年間も十五認可の申請がないという事態が生ずる原因は、法の欠陥にあるのか、法の運用の問題なのか、それ以外の問題なのか、自治大臣の所見を承わりたい。

四 本格パイプラインは、法施行前は消防法の適用であつたとの答弁を、昭和四十九年五月十日付内閣衆議院七(第二〇号)で得ているが、空港公団は、消防法第二十一条第一項の設置許可申請を

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 朗読を省略した議長の報告

せすに工事を行った。同じ答弁書で空港公園が消防法の許可申請をしなかつた理由として、「石油パイプライン事業法の制定により同法の規制を受けることとなり、消防法の適用が除外されることと予定されていた」との答弁を受けた。空港公園が成田市で工事を開始した日付は、昭和四十七年三月十五日であり、石油パイプライン事業法が第六十八通常国会に上程された日より前のことである。国会に上程されない法案の成立を前提として、空港公園が消防法の適用除外を予定したとするならば、国会軽視もはなだしいと断ぜざるを得ない。監督者としての運輸大臣の所見を承わりたい。

五 千葉市内における本格パイプライン既設部分は、設置場所が石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令(以下技術基準省令という)第二条第一項第八号の規定に該当する部分を含む。事実、空港公園は、海岸法第八条に基づく海岸保全区域施設等新設許可を千葉県知事から得ている。このことは、技術基準省令第二条が、付属する告示を引用しないのであるから、法の施行時(昭和四十七年十二月)において明らかであつた。

1 技術基準省令第二条第二項の発動の問題以前的事実関係として、同条第一項第八号の規定に該当する本格パイプライン既設部分の総延長を明らかにされたい。

2 運輸大臣及び自治大臣は技術基準省令第二条第二項にいう「その他特別の理由によりやむを得ない場合」として、空港公園から何らかの申請を受けているか。受けているとするならば、日時、申請方法、内容を明らかにされたい。

昭和五十一年十一月二日

内閣総理大臣 三木 武夫
衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員木原実君提出石油パイプライン事業法の運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木原実君提出石油パイプライン事業法の運用の実態に関する質問に対する答弁書

一 について
1 から3まで 石油パイプラインについては、合理的かつ安全な輸送手段として、その早期導入を図ることが石油の安定供給の確保を図るために基本的に必要であると考えている。

石油パイプライン事業法第三条に規定する石油パイプライン基本計画については、石油危機を契機に石油需要量及び石油輸送量の見通しが困難となつたこと等の事情により策定されるに至つていないが、現在事態の推移を見守りつつ、関係省庁間で引き続き検討を行っているところである。

なお、石油パイプライン事業法第五条第一項の許可を受けた者は、存在しない。
4 我が国への石油供給見通しについては、石油業法第三条に基づいて策定された「昭和四十七年度石油供給計画」、総合エネルギー調査会需給部会報告「長期エネルギー需給バランス」(昭和四十五年七月)等を参考とした。

二 について

1 本格パイプラインの既設部分は、石油パイプライン事業法にいう事業用施設の一部を成すものである。

2 本格パイプラインの千葉市内における既設部分(以下「既設部分」という)の総延長距離は、昭和五十一年十一月一日現在、九、六二〇メートルであり、そのうち、占使用許可を受けている部分の許可者別の延長距離は、千葉県知事三、六三四メートル、千葉県企業庁長三、〇五一メートル、日本道路公団総裁

二、五六四メートルである。

3 及び4 昭和四十八年九月二十七日現在と昭和五十一年十一月一日現在の既設部分の総延長距離の相違は、六五七メートルである。これは、新東京国際空港公園(以下「公園」という)が水道道路の部分と昭和五十一年五月に撤去したためであり、当該撤去については、石油パイプライン事業法に基づく手続は必要としない。

三 について

1、5 及び6 公園は、現在、千葉市内ルートについて再検討を行つており、ルート案が確定したときは、関係住民の理解を得るべく努力することとしている。

また、石油パイプライン事業法第十五条第一項の認可申請については、所要の準備が完了した後速やかに行うよう指導している。

2 五十一年の延期理由については、五十一年の延期理由を前提として、その後新たに生じた事由を考慮したものと承知している。

3 及び4 昭和四十九年四月以降、地区住民が、関係行政庁に対し行政資産使用許可の取消しの請求及び陳情等を行つた事実はある。

なお、公園は、昭和四十九年四月以降、千葉市内の県道及び市道部分において道路占用許可を受けていない。

四 について

本格パイプラインについては、当時、石油パイプライン事業法の制定により同法の規制を受けることとなり、消防法の適用が除外されることと予定されていたという事情があつたが、石油パイプライン事業法の施行前においては、消防法第十一条の規定の適用があつたものと解される。

五 について

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第二条第一項第八号の規定に該当する本格パイプライン既設部分の総延長

距離は、三、六二二メートルである。
なお、御質問の申請は受けていない。
右答弁する。

石油パイプラインの安全性に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年十月一日

提出者 木原 実

衆議院議長 前尾繁三郎殿
石油パイプラインの安全性に関する質問主意書

昭和五十一年九月九日付読売新聞は、新東京国際空港公園(以下「空港公園」という)の航空機給油施設、通称成田暫定パイプラインの保安施設に障害が発生し、空港公園が成田市に知らせずに掘削、修理、埋めもどしを行つたことを報じている。かねてより、我が国の石油パイプラインの安全性については、議論が沸騰しており、千葉市内では一万九二二名による訴訟が行われていることは周知のことである。

我が国の石油パイプライン技術は、社会的経験が浅く、劣悪な自然、社会条件のもとで、安全を第一に確保して行かねばならぬ立場にあることは言うまでもない。このためには、一空港公園の体面にとらわれることなく、いかなる障害発生に対してもその実態を公開し、経験を今後の教訓として生かさねばならないであらう。

従つて以下の質問をする次第である。

一 空港公園の暫定パイプライン保安装置に発生した障害について

1 障害が発生した保安装置(以下当該装置という)の名称、設置目的、設置方法、施工者、機器の製造者を明らかにされたい。

2 当該装置は、危険物の規制に関する規則(以下単に規則という)のいずれに根拠を持つのか。また、当該装置は、規則第二十八条の三十第一号にいう「その他の保安のための設備」

に該当するか。

3 当該装置の保安管理の実績(点検事項、点検周期、点検者)を明らかにし、消防法第十四条の三の二に規定する点検記録のうち、当該装置に関する部分についても明らかにされたい。

4 当該装置の障害検出日時、検出経過、障害の内容、障害の原因を明らかにされたい。(当該装置が二以上あれば、それぞれについて明らかにされたい。)

5 当該装置に係る修理について、日時、修理内容、掘削範囲、施工者を明らかにされたい。

6 当該装置の障害は、技術上不可避な現象であるのか。回避可能であったとすれば、設計、製造、施工、検査、管理のいずれが回避努力を怠つたのかを明らかにされたい。

7 当該装置の障害は、消防法第十一条の設置許可、完成検査、その他の条項のいずれでチェックされる仕組みになっているのか、根拠を添えて明らかにされたい。

8 暫定パイプラインの消防法第十一条に基づく完成検査申請、完成検査済証発行の年月日を明らかにされたい。

二 空港公園の隠密修理について

1 当該装置の修理に際し、空港公園が、消防法第十一条の許可者である成田市長に事前に届け出ていなかったという報道は事実か。

2 事実とすれば、運輸大臣の所見を承わりたい。

3 完成検査終了後、危険物移送取扱所の掘削、埋めどしは、許可者に無断でできるのか。できないとするならば、消防法上の根拠を示し、質問に係る空港公園の修理がこれに抵触しないとする根拠を示されたい。

三 空港公園は、昭和四十七年六月から四十八年七月にかけて、千葉市内において、通称本格パイプラインの埋設工事を行った。その後、本格

パイプラインは、昭和四十八年九月二十八日に告示された、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示(以下技術基準告示という)に抵触した。しかるに、空港公園は、前述のパイプライン工事差止請求事件(昭和五十年(第四五二号事件)(以下マンモス訴訟という)の答弁書(昭和五十年十月十四日付)において、水道ルート以外の部分については、検討中である旨を述べるのみで、既設部分を使わないとは決して言っていない。

である以上、本格パイプラインの保守管理の実態について、関係地域住民が重大な関心を持つのは当然であろう。

1 昭和四十八年七月十一日以降に行つた、千葉市内の本格パイプライン既設部分についての保守管理の実績を次の項目毎に点検日時、点検項目、結果を明らかにされたい。

(イ) 緊急遮断弁、圧力計、ガス検知器、テレコン、テレメーター

(ロ) 応力測定装置、沈下測定

(ハ) 電気防食ターミナル及び電位測定

(ニ) 内面保護用窒素ガス封入と交換

2 前項の既設部分において、昭和四十八年七月十一日以降に行われた他工事のすべてについて、工事の名称、開始日時、終了日時を明らかにし、空港公園による立合の実態を明らかにされたい。

3 空港公園は、ルート沿いの必要箇所に標識板を設置する、と昭和四十七年のパイプライン工事中止仮処分命令申請事件(千葉地裁昭和四十七年(第一四九号事件)の答弁書において答弁し、千葉県企業庁による行政資産使用許可の許可条件にも標識板の建植が義務付けられていた。

四 マンモス訴訟において、原告側の「既設部分について、いかなる保守作業を行つてゐるか。」(昭和五十年十一月二十六日付求釈明の申立二の四)との求釈明に対し、空港公園は、「ルート未確定の現段階においては、釈明の必要はない。」(昭和五十年十一月二十六日付釈明書)との釈明を行つた。石油パイプライン事業法の精神に基づき、住民の理解と協力を得る努力をしなければならぬ空港公園が、技術的な事実を説明することすら拒むことは、全く理解に苦しむ。なぜなら、空港公園は、石油パイプライン事業法第十五条第四項に基づいて同条第一項の工事計画の認可申請の延期を二度も求めており、その理由として、地区住民の法に基づく行為の存在を、そして、そののみを述べているからである。

地区住民の法に基づく行為の根源は不安である。空港公園は延期理由の解消に努める立場にあり、回答は広い意味で地区住民の不安解消に役立つ。地区住民の質問は、空港公園の過去の技術行為の事実に関するものであるから、空港公園は、確実しかも容易に回答できるのであり、空港公園以外には誰も回答できない。空港公園は、一方において、地区住民が不安解消のために行つた質問に対する回答を留保して不安を継続させ、一方において、地区住民の法律に基づく行為の存在を理由として、工事計画の認可申請の延期を求めているのである。

1 空港公園の釈明留保に關し、空港公園を監督する立場にある運輸大臣の所見を承わりたい。

2 現段階はルート未確定とのことであるが、空港公園がいう、ルートの確定とは次のどの段階をいうのか。

(イ) 空港公園がルート案を関係住民に提示したとき。

(ロ) 石油パイプライン事業法第十五条の工事計画の認可を申請したとき。

(ハ) 前項(イ)の認可を得たとき。

(ニ) 道路等の占使用許可を含めて、すべての許可を得たとき。

(三) マンモス訴訟において、空港公園が名実ともに勝訴したとき。

右質問する。

昭和五十一年十一月二日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員木原実君提出石油パイプラインの安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木原実君提出石油パイプラインの安全性に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の装置は、配管に生じるひずみを測定するためのカールソン型表面ひずみ計であり、本管は配管外壁に取り付け、リード線端部は点検ボックス内に収納したものである。当該装置の設置工事の実施者は、日本鋼管株式会社であり、機器の製造者は、株式会社土木測器センターである。

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十二号(一)

朗読を省略した議長の報告

たため、水分が浸入し電氣的絶縁不良を起したものであり、当該装置に係る修理は、昭和五十一年九月二日から同年九月八日までの間、日本鋼管株式会社により行われ、必要な範囲を掘削し、当該装置にかえて同型の装置を設置することにより実施された。

なお、公団においては、今後とも十分な配慮をすることとしている。

7 当該装置は、消防法第十一条第五項の規定に基づく完成検査時に検査を受けることとなっている。

8 当該装置に係る部分については、完成検査の申請はなされるに至っていない。

二について
当該装置の修理に関しては、消防法上の手続を必要としない。

三について

1 本格パイプラインの千葉市内における既設部分(以下「既設部分」という。)に関し、公団において昭和四十八年七月十一日以降に行つた保守点検の実績は次のとおりと聞いている。

緊急しや断弁の可動部のグリース交換、点検箱内の清掃等を二回、ひずみ測定及び沈下測定を三回、電気防しよくターミナルの点検及び管対地電位測定を四回、導管内面保護用窒素ガス封入圧測定及びガス補充を一回、それぞれ実施した結果、現在、既設導管に影響を及ぼすような異常は認められていない。

なお、圧力計、ガス検知器、テレコン及びテレメーターは設置していない。

2 昭和四十八年七月十一日以降において行われた既設部分に係る他工事は、次のとおりである。

工事名称(工事主体)	開始日	終了日	立会の有無
1 中央地区三ノ四工区全面護岸敷舗装工事(その一) (千葉県企業庁)	四八・一二・一四	四九・四・一二	無
2 橋梁架設工事 (千葉市)	四九・二・一一	四九・七・二二	有
3 高圧地中管路埋設工事 (東京電力)	四九・四・二七	四九・四・三〇	有
4 地下埋設物件相互工事 (東京ガス)	四九・六・一五	四九・六・二〇	有
5 水管橋架設工事 (千葉県水道局)	四九・七・一七	四九・一一・四	有
6 歩道橋工事 (千葉市)	四九・九・三	四九・一〇・七	有
7 取付道路工事 (千葉市)	四九・一〇・二二	四九・一二・一七	有
8 自転車道整備工事 (千葉市)	五〇・三・一一	五〇・三・三一	無
9 京葉線建設工事に伴う空港公団給油管との立体交差工事 (日本鉄道建設公団)	五〇・六・一七	工事中	有
10 水道管理設工事 (千葉県水道局)	五一・一・一六	五一・一・一七	有
11 ガス管新設工事 (東京ガス)	五一・七・二七	五一・八・二二	有

3 公団においては、所要の手続を経た後に標識等を設置することとしている。

四について
御質問に関しては、現在係属中である訴訟に係るものであるので所見を述べざるを差し控えたい。

右答弁する。
全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年十月二十一日

提出者 久保田鶴松

衆議院議長 前尾繁三郎殿

全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問主意書

東京都渋谷区桜丘町一五一一に中央本部を置き、約二二万名の組合員を擁する日本労働組合総評議会全国金属労働組合(以下「全金」という)と、その組合員に対し、その関係の企業

が、不当労働行為を繰り返していることについて政府の見解を求める。

一 昭和五十一年五月から五十一年九月までに別紙の企業が全金とその組合員に対し、団結権侵害、不当労働行為を行つたと、裁判所、地方労働委員会、中央労働委員会などからその違反行為を指摘する命令、判決、決定がなされたと聞いているが、その理由及び内容と経過の概略について明らかにされたい。

二 この命令、判決、決定について、これらの企業が現在どのような対処を行っているか明らかにされたい。

三 これら不当労働行為を行っている企業では、当然、労働関係諸法規違反の申告や、人権侵害などで人権擁護委員会などへの申告がされたところもあると思うが、その件数と処理状況の概略について明らかにされたい。

四 全金並びにその傘下組合員の申立てによつて、別紙の企業の外に、地方労働委員会、中央労働委員会等で現在係争中の不当労働行為事件が多くあると聞いているが、その企業名、件数、内容、進捗状況の概略について明らかにされたい。

五 政府は、このような労働関係諸法規を無視あるいは違反している企業に対し、どのような行政指導を行っているのか。

また、これら紛争中の企業の労使関係を正常化するためにはどのような処置を講じているのか明らかにされたい。

右質問する。

別紙

会 社 名	代表取締役又は社長	被申立人所在地	裁 判 所	労 働 委 員 会	命 令・判 決 日
日特金属工業株式会社	代表取締役 伊東 勇雄	田無市谷戸町2の1の1		東 京 都	昭和50年5月17日
株式会社宮入パルプ	〃 大山 梅雄	山梨県中巨摩郡八田村 六科		山 梨 県	〃 〃 5月24日
日本スピンドル	社 長 露木 篤造	尼崎市潮江西	神戸地裁 尼崎支部		〃 〃 6月30日
株式会社電業社機械製作所	代表取締役 村上 正幸	大田区大森北1の1の309	静岡地裁 沼津支部		〃 〃 7月4日
ゴール工業株式会社	〃 荒瀬 清	徳島県阿波郡阿波町 字 東河原101	徳島地裁		〃 〃 7月25日
日野車体工業株式会社	〃 横道 勇	松任市徳丸町670		中央労働 委員会	〃 〃 7月16日
西日本重機株式会社	〃 一ノ瀬淳光	福岡市東区下和白542		福 岡 県	〃 〃 7月29日
信 和 電 工 業	〃 石田 貞男	川口市青木2の7の10	浦和地裁		〃 〃 12月11日
株式会社宮入パルプ製作所	〃 大山 梅雄	港区赤坂8の1の9		山 梨 県	〃 51年1月14日
ジェコー株式会社	〃 千田儀一郎	川崎市高津区久地790		神奈川県	〃 〃 2月6日
株式会社富田機器	〃 小島 貫事	四日市市富田2の8の14		三 重 県	〃 〃 2月17日
オリエンタルチエン株式会社	〃 松田 耕	金沢市神宮寺町1		石 川 県	〃 〃 3月6日
アイビーエム株式会社	〃 椎名 武雄	港区六本木3の2の12		神奈川県	〃 〃 3月19日
光洋精工株式会社	社 長 池田 巖	大阪市南区鰻谷西之町2	徳島地裁		〃 〃 7月29日
更生会社カコ	管 財 人 井上 慶三	港区新橋2の21の1		東 京 都	〃 〃 6月1日
日野車体工業株式会社	代表取締役 斉藤 歳三	松任市徳丸670		石 川 県	〃 〃 6月19日
松田製線株式会社	〃 松田 良作	郡山市富久山久保田 字 古町90	郡山地裁		〃 〃 7月19日
株式会社本山製作所	〃 本山 勇夫	仙台市堤土手下5		宮 城 県	〃 〃 3月19日
光洋精工株式会社	〃 池田 巖	大阪市 生野区 中川東2の4の6	徳島地裁		〃 〃 3月26日
神鋼機器工業株式会社	〃 磯島 篤三	明石市魚住町金ヶ崎 字 白割	神戸地裁 明石支部		〃 〃 4月10日
福井鑄造協業組合	代表 理事 中防清一郎	福井県坂井郡春江町 本堂23-34-1		中央労働 委員会	〃 〃 5月19日
株式会社中防鉄工所	代表取締役 中防 清治	福井県福井市若栄町201		〃	〃 〃 〃 〃
日野車体工業株式会社	〃 横道 勇	松任市徳丸町670		石 川 県	〃 〃 6月30日
〃 〃	〃 斉藤 歳三	中央区日本橋2-3-21		東 京 都	〃 〃 9月17日
株式会社東京スピンドル製作所	〃 堀井 清	秋田県南秋田郡若美町 野石字才の神7-1		秋 田 県	〃 〃 8月17日
東京流機製造株式会社	〃 辻 好三	横浜市緑区川和町50-1	横浜地裁		〃 〃 9月17日

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 朗読を省略した議長の報告

昭和五十一年十一月二日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員久保田鶴松君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員久保田鶴松君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対する答弁書

一について

質問の別紙に掲げられている企業に係る命令、判決又は決定のうち政府が現在までに調査し、確認したもの及び内容と経過の概略は、次のとおりである。

1 日特金属工業株式会社(以下「日特金属」という。)については、東京都地方労働委員会の昭和五十六年六月十七日の命令では、会社が昭和四十六年十月二十日に全国金属労働組合日特金属支部の組合員九名を指名解雇したことに

ついて、これは、会社が経営危機に伴う人員整理に際して組合活動家を企業内から排除する意図の下に行つたものであり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、被解雇者九名の原職ないし原職相当職への復帰等を命じている。

2 株式会社電業社機械製作所(以下「電業社」という。)については、静岡地方裁判所沼津支部の昭和五十年七月四日の決定では、会社と総評全国金属労働組合静岡地方本部電業社支部との間の団体交渉が同年三月五日に打ち切られ、その後同支部の団体交渉再開の要請に対し会社がこれを拒否していることについて、会社側に団体交渉を拒否する正当な理由がないこと等を理由として、会社に対して、速やかに団体交渉をすべき旨の仮処分を命じている。

3 日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「日本

アイ・ビー・エム」という。)については、神奈川県地方労働委員会の昭和五十一年三月十九日の命令では、総評全国金属労働組合日本アイ・ビー・エム支部の組合員十二名の昭和四十三年十二月分賃金の取扱いについて、これら組合員の同月分の賃金はいずれも同一条件者の平均賃金額より低額に抑えられているが、これは、会社がこれら組合員を組合活動家であるが故にことさら嫌悪し、賃金体系を利用しつつ昇給の都度経済面から不当に差別したものであり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、同月分及びそれ以後の賃金の是正等を命じている。

二について

1 日特金属においては、一についての1の命令に対し、これを不服として、昭和五十年七月十二日、中央労働委員会(以下「中労委」という。)に再審査の申立てを行つており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

2 電業社においては、一についての2の決定に対し、これを不服として、昭和五十年七月五日、静岡地方裁判所沼津支部に対して異議申立てを行つており、この決定に従つていないと聞いている。

3 日本アイ・ビー・エムにおいては、一についての3の命令に対し、これを不服として、昭和五十一年四月十四日、中労委に再審査の申立てを行つており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

三について

日特金属、電業社及び日本アイ・ビー・エムの三企業に関する労働関係諸法違反の申告や人権侵犯などの申告の件数及び処理状況の概略は、次のとおりである。

1 労働基準監督機関に対する申告については、昭和五十年四月以降、電業社及び日本アイ・ビー・エムの事業場において労働基準法

に違反する事実があるとして、それぞれの労働組合の役員等から所轄労働基準監督署に対して、それぞれ九件及び一件の申告が行われている。

所轄労働基準監督署においては、申告に係る事業所に対して臨検監督を実施し、その結果、電業社に係る申告のうち労働基準法第二十四条、第三十九条等に違反する事実が認められたもの二件については、これを是正するよう勧告を行い、是正させたところであり、また、日本アイ・ビー・エムに係る申告については、現在、引き続き調査中である。

2 人権擁護機関に対する申告については、昭和五十年四月以降、電業社の従業員から所轄地方公務局に対し、上司等から人権侵犯を受けた旨の申告が一件あり、現在、同地方公務局において調査中である。

四について

日本労働組合総評議会全国金属労働組合又はその組合員による不当労働行為救済申立事件のうち、政府が現在までに調査し、確認した事件で現在中労委に係属中のもの(質問の別紙に掲げられている企業に係るものを除く。)は十七件であり、その企業名、件数及び内容の概略は、次のとおりである。なお、これらの事件の大部分については、現在審問ないし審問後の手続が進められているところである。

(1) 丸善ミシン株式会社について、配置転換拒否を理由とする懲戒解雇、会社による組合旗の撤去等の問題に関する三件の事件がある。

(2) 日本エヌ・シー・アル株式会社について、組合事務所明渡し請求、昇給及び一時金支給の差別取扱い等の問題に関する二件の事件がある。

(3) 中外電気工業株式会社について、会社の職制による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(4) 大阪金属加工株式会社及び丸紅株式会社

について、会社の職制による労働組合への支配介入、労働争議の解決金に関する労使協定の履行等の問題に関する二件の事件がある。

(5) ハッピーミシン製造株式会社について、組合幹部に対する懲戒処分等の問題に関する二件の事件がある。

(6) 山形小松重車株式会社、山形小松フォークリフト株式会社及び株式会社東東について、会社の職制による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(7) 日本サーキット工業株式会社について、就業時間中の団体交渉出席者に対する賃金カット等の問題に関する一件の事件である。

(8) 国光製鋼株式会社について、賃金引上げ及び一時金の査定における差別取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(9) 日産自動車株式会社について、組合事務所及び揭示板の貸与における労働組合間の差別取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(10) 株式会社大阪工作所について、労働組合の交渉委員に被解雇者が含まれていること等を理由とする団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(11) 株式会社淀川プレス製作所について、一時金支給の差別取扱い等の問題に関する一件の事件がある。

(12) 竹内鉄工株式会社について、賃金等の差別による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

五について

使用者が労働関係諸法を遵守すべきことは当然であり、政府としては、かねてから労働関係諸法規の違反の防止に努めてきたところである。

政府としては、労働基準法等に違反する行為を行つた使用者に対しては、労働基準監督機関において是正勧告を行い、特にこれに従わないような悪質な事案については、送検等の措置を

講じてきたところであり、また、労使関係の問題については、都道府県当局の協力を得て、不当労働行為の防止と健全な労使関係の確立の促進に努めてきたところである。

個別の労使紛争において使用者に不当労働行為があつたかどうかについては、労働委員会等の権限ある機関が判断すべきことであるので、政府としては、とかくの見解を述べることは差し控えるべきであると考えた。ただ、紛争が特に長期化しているようなもの等については、政府としても、関係の都道府県当局を通じてその実情の把握に努め、必要に応じて関係者に対し助言・指導を行っているところであり、今後においても、労使当事者の自主的解決への努力に期待しつつ、労使当事者の話し合いの促進等紛争の早期かつ円満な解決のために努力してまいる所存である。

右を答弁する。

提出者 高田 富之

衆議院議長 前尾繁三郎殿
インドネシア LNG(液化天然ガス)開発輸入に関する質問主意書

インドネシア LNG の開発輸入問題は種々の疑惑を招いているので、次の事項について質問したい。

第一 インドネシア LNG の開発輸入はナショナルプロジェクトであるから、合意議事録及び販売契約書は公表してしかるべきものと思料する。政府はいかなる理由により公表しないのか。

昭和五十一年九月二十一日日本件に関し左記の資料要求を通産省にした。

一 両角良彦通産省顧問が政府特使としてインドネシアを訪問し、インドネシア政府のラ

デウス・プラウィロ商務大臣と LNG 開発輸入について会談、合意した議事録の写し

二 両角特使、ラデウス商務大臣の合意に基づき、日本側ユーザ・五社(関西電力、中部電力、九州電力、大阪瓦斯、新日本製鉄)の各代表とインドネシア側プラタミナのイブン・ストウ總裁との間に結んだ販売契約書の写し

三 日本インドネシア・エル・エヌ・ジー株式会社(略称 JILCO)の設立年月日、資本金、役員名、株主名、営業目的

四 インドネシア LNG プロジェクトへの融資について、政府の海外経済協力基金を通じての融資額、融資条件、JILCO を通じての融資額、融資条件及び日本輸出銀行、市中銀行など各行別の融資額

五 河本敏夫通産大臣とラデウス・プラウィロ商務大臣との交渉合意により、昭和五十一年六月 JILCO を通じてのプラタミナに対する追加融資額、融資条件、各銀行別の融資額、追加融資をする理由

六 昭和五十一年八月中旬から九月にかけて、インドネシア LNG の取引条件及び輸送問題についての交渉が東京で開かれ、契約の一部が改訂された更改契約書の写し

七 ブルネイ及びアラスカから輸入している LNG の最近の CIF 価格

国民の納税が原資となる政府資金による対外経済協力の合意内容は原則として公表すべきであると思料する。日本側から十四億七千万ドルという巨額の融資をもつてするナショナルプロジェクトである。このうち海外経済協力基金から五百六十億円(二億ドル)、日本輸出入銀行から八億五千七百万ドル、国際協調融資五千万ドルと政府資金が合計十一億七百万ドルとなり、融資総額の七十五パーセントが政府ベースの資金である。ユーザによる市中銀行からの民間ベースの資金は二十五パーセントに過ぎない。かかるナショナルプロジェクトの販売契約は私契約であつてよいものであろうか。政府資金すなわち国民負担の資金によるナショナルプロジェクトの販売契約が、私企業の自由裁量によつて結ばれるのは問題であると思料する。

内閣の見解を求めるものである。

第二 インドネシア LNG の輸入価格が高くなつた理由はなにか。

日本側ユーザがプラタミナと結んだ昭和四十八年十二月三日の販売契約によると、LNG 百万 BTU の CIF 価格はドル二十九セント(FOB 価格九十九セント、輸送費三十セント)で、LNG の FOB 価格は年率三パーセントの値上げを下限とし、上限は原油価格の上昇にスライドする。LNG タンカー建造費の値上がり輸送費コストに算入するといつた、日本側にとつて非常に不利な契約になつてゐる。

LNG 百万 BTU の当時の国際相場は平均六十セントであるのに比べ、九十九セントは非常に高価格である。昭和五十一年九月一日に改訂された価格は、百万 BTU 当たり CIF 価格二ドル三十三セントと報道されている。この価格は、本年一月より七月末までの間に輸入したブルネイ及びアラスカの平均価格一ドル八十六セントに比べ四十七セントも高い。インドネシア LNG の輸入計画量は年間七百五十万トンで昭和五十一年三月より向こう二十年間輸入することになつてゐる。四十七セントの差額は年間にすると一億八千三百三十万ドル、二百九十円で換算すると五百三十一億五千七百円となる。二十年間の合計では一兆六千三百一十一億四千万円という巨額なものになる。このことは電力・ガスのコストが割高となり公共料金の値上げとなつて国民生活を圧迫する。

第三 追加融資に問題はないか。

昭和四十八年十二月二十七日総理官邸において、当時の田中総理、大平外務大臣、二階堂官房長官、鶴見外務審議官らが協議して、このプロジェクトに五百六十億円(二億ドル)の借款を決定した。四十九年一月十六日インドネシアにおいて田中・スハルト会談による共同声明の第九項に LNG 開発協力が盛りられ、二月二十八日融資の窓口会社 JILCO が設立、三月十六日インドネシア政府を通じてプラタミナに五百六十億円の政府借款の交換公文が交わされ、JILCO を通じての融資は五月十七日八億九千八百万ドルの契約が結ばれた。この融資契約が結ばれて一年もたない五十一年三月にプラタミナは財政危機により経営破たん状態になつた。このため、プラタミナは五十一年五月頃からチャーター及び分割払い購入契約した船舶代金の支払を事実上ストップした。この契約代金は二十七億ドルといわれ、これによりプラタミナに債権を有する欧米の海運会社は、ニューヨーク、ロンドン、シンガポールなどで、それぞれ訴訟を提起した。すでにプラタミナのチャーター船ブルミナ・サム・ドラ十二号が日本に向け原油(三十七万五千七百八十八バレル)を積んで来る途中、グア

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 朗読を省略した議長の報告

ム島で差し押えられ、この原油は本年九月二十二日公売されたといわれる。また、七月二十四日にはブルタミナの所有船舶二隻(サム・ドラ十四号、ブルミナ一〇八号)がシンガポールで差し押えられるなどの事態が発生している。ブルタミナの負債総額は八十億ドルとも百億ドルともいわれているので、今後ますますかかる事態がひん発するものと予想され、五十二年三月よりブルタミナのLNGを日本に輸送する途次、ブルタミナの債権者が差し押え公売するという懸念がある。高価格に加え供給の安定性にも欠けるのではないか。このことは融資の償還にも大きく影響する。

五十二年六月ブルタミナのかかる状態を知りながら追加融資を決めたことは問題である。河本敏夫通産大臣は海運業界の出身である。通産大臣就任に際して三光汽船の社長を退任されたが、同社の実質上のオーナーであることは否定できぬ。ブルタミナをめぐる訴訟は外航船を運航している海運会社ならよく知っている。河本通産大臣も三光汽船の關係からしてブルタミナのかかる状態はよく知っておられたに相違ない。

昭和五十年四月河本敏夫通産大臣はオーストラリア及びニュー・ジランドを公式訪問された帰途、インドネシアのジャカルタに立寄られたが、同地に行かれた目的はなんであつたのか。その直後に、インドネシア側より追加融資の要請が公式に出てきた。オイルショックにより天然ガス液化設備の工事費が上昇したとのことであるが、一年もたたないうちに四億数千万ドルも上昇するとは考えられぬ。インドネシアの要請に対し、五十二年六月ブルコを通じて三億二千二百萬ドル、國際協調融資五千萬ドル合計三億七千二百萬ドルの追加融資を決定した。この融資はブルタミナの財政破たんを救済するために投じられたのではないか。プロジェクト以外の使途に使われていないか。追加融資を決

定するに際して、第一次融資十億九千八百萬ドルが目的どおり使われているかどうかチェックをしたか。内閣の明確な回答を求めるものである。

第四 インドネシアLNGの日本向け輸送契約に疑念はないか。

日本向けLNG輸送のLNGタンカーの用船権はブルタミナにあり、ブルタミナは四十八年九月二十三日ブリティッシュ・バーマ・オイル社の孫会社である米国人バーマスト・イースト・シッピング社と輸送契約を結んだ。この会社はインドネシアLNGの日本向け輸送の独占利権より生じる利益を関係者に配分するトンネル会社であることが指摘され、五十二年七月に閉鎖、八月新たにバーマ・ガス・トランスポート社が設立され、ブルタミナと輸送契約を結んだ。また、ブルタミナとバーマ・オイル・グループ及びLNGタンカーを建造しているゼネラル・ダイナミックス社との關係に種々の黒い疑念があると報道されているが、政府は真相を調査しているが、輸送費が高いのは、かかる疑念が事実だからではないのか。回答を求めるものである。

第五 河本敏夫通産大臣に地位利用の疑念はないか。

本年八月中旬より東京でインドネシアLNGの取引条件及び輸送問題についての協議が、ブルタミナ、バーマ・オイル・グループ、ゼネラル・ダイナミックス、ブルコの四者でもたれ、九月一日LNGのCIF価格二ドル三十三セントという非常に高い価格が決められたという。このうち三十三セントが輸送費である、高い輸送費である。この輸送問題の協議で、バーマ・オイル・グループはライバルであるリベリアのゴタス・ラーセン社とノルウェーのライフ・ヘイグ社に各一隻のLNGタンカーのスポット用船契約を決めたといわれる。スポット用船契約ではあるが将来長期用船されることが特約され

ているといわれている。ゴタス・ラーセン社は四十八年五月川崎重工業株式会社にLNGタンカー二隻の建造を発注したが、本年二月二十七日付きの「電気新聞」に「IU子会社ゴタス・ラーセンのLNGタンカーは、二十年間液化天然ガスを日本に運び続けよう」というLNGタンカーの写真入りの広告が掲載された。用船契約が決まったのは九月一日といわれる。その六ヶ月前にこのような広告が掲載されたことに疑念を抱かざるを得ない。ゴタス・ラーセン社と三光汽船の關係は深いものがあるといわれている。ゴタス・ラーセン社の船を三光汽船は用船しており、その船名に、GOLAR TOKO

なりGOLAR SANKOという船名がある。GOLARはゴタス・ラーセン社(GOTAS・LARSSEN・INC)の頭文字GOとLARを結びつないだものであり、TOKOは河本敏夫通産大臣の子息で三光汽船の取締役河本東光氏の名前である。SANKOは三光汽船の三光である。この船名によつても、ゴタス・ラーセン社と河本敏夫通産大臣がオーナーである三光汽船の關係がうかがえる。

ゴタス・ラーセン社のインドネシアから日本に運航するLNGタンカーは、三光汽船がオペレーターになるだろうと海運業界ではいわれているが、もしこれが事実であるとする、河本敏夫通産大臣は地位利用して、インドネシアLNG輸送の利権に介入したとして批判されてしかるべきであろう。この疑念についての回答を求めるものである。

昭和五十一年十一月二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議員高田富之君提出インドネシアLNG(液化天然ガス)開発輸入に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出インドネシアLNG(液化天然ガス)開発輸入に関する質問に対する答弁書

第一について

(一) 昭和四十八年十一月三十日付け両角、ラディウス間の討議記録は、インドネシアとの交渉途中で作成された文書であり、公表には、相手方の同意が必要である。ラディウス大臣としても、右文書はその当時双方の意図を交渉当事者としていわば非公式に記録にとどめたものであり、公表は適当でないとの立場を表明している。したがって、その内容については公表することはできない。

(二) 御指摘のブルタミナとユーズーとの売買契約(現在改訂中のものを含む)は、私契約であり、企業の秘密に属するものもあるもので、政府としては、一般に公表することは適当でないと考え。

(三) なお、LNG開発に関する円借款供与の交換公文(昭和四十九年三月十六日)は、既に公表されている。

第二について

(一) インドネシアのLNGの輸入価格は、FOB部分と輸送部分とから構成される。このうち、FOB部分は、熱量と比較して、石油危機直後の当時の低硫黄原油と同等の価格をベースとし、それに九割をインドネシア産原油の価格上昇にスライドし、残りを年率三%でスライドする内容となっており、建設コストをLNG価格のベースとする考え方には立っていない。また、輸送部分は、実費主義により調整されることとなつてはいるが、調整の対象となる項目は限定し、LNG船の建造費がそのまま輸送費に反映することはないようにしている。

(二) 現在我が国の輸入しているLNGはアラスカ及びブルネイからのものであるが、これら

は石油危機以前の契約であり、LNGに對する需要が世界的に少なかつた時代のものであるため、インドネシアのLNGに比較して相対的に価格が低くなつてゐる。しかしながら、これらについても石油危機後の原油等のエネルギー価格の上昇に伴ひその後急速に調整が行われつつある。

第三について

(一) 日本のユーザーがブルタミナから購入するLNGは、CIF契約になつており、その輸送は、ブルタミナとの輸送契約に基づきバハマ石油会社系の輸送会社が行うことになつてゐる。他方、御指摘のオイル・タンカーの差押えは、ブルタミナが直接に用船又は所有している船舶に係るものである。したがつて、本件の場合には、あてはまらない。なお、本件のLNGの輸送費は、ユーザーが支払うCIF代金の中から自動的に輸送会社に支払われることとなつてゐるため、ブルタミナが本件LNG輸送に係る輸送費の不払い問題を起し、その結果として、LNG船が差し押さえられるような事態は考えられない。

(二) 昭和五十年四月末から五月初めにかけて河本通商産業大臣は、タイ、インドネシア及びオーストラリアを訪問したが、インドネシアには四月二十九日夜に到着、翌三十日に大統領、工業大臣、国家開発企画局長官、商業大臣、鉱業大臣、ブルタミナ総裁等のインドネシア政府要人と会見をし、同日の夜にオーストラリアに向けジャカルタを出発した。その際には、経済協力関係、貿易促進等両国の経済関係に係る一般問題について話し合いを行つてゐる。

(三) 昭和五十年春頃から追加融資の話が出されてゐたが、同年六月に設計の見積り直し、資材の高騰等により所要資金が増加したため、ブルタミナからジルコアにて正式に約五億ドルの追加融資要請があつた。その後、追加必

要金額の嚴重な審査と一年にわたる交渉の結果、ジルコアを通じて三億二千二百万ドルの追加融資が行われることとなつた。この追加融資は、本プロジェクトの円滑な遂行のために決定されたものであり、ブルタミナ救済のために行われたものではない。また、プロジェクト以外の使途に使われることのないよう貸し手であるジルコアによつて送金の都度嚴重に審査が行われている。なお、日本からの融資は、日本側ユーザーが支払うLNG代金の中から自動的に返済されるので、融資の償還は確実に行われることになつてゐる。

第四について

(一) ブルタミナと日本側との売買契約はCIF契約であり、輸送の責任はブルタミナが持つこととなつており、輸送契約等をめぐる疑惑の有無について、我が国としては関知していない。

なお、輸送契約の主体がバーマスト社からバーマ・ガス・トランスポート社に移されたことと聞いているが、これは、アメリカの船舶助成制度に関するものと聞いている。

(二) また、LNG売買は特殊な取引であり、輸送に関する国際市場は存在していないが、昭和五十年五月からの輸送費改定交渉の際に他の船主がユーザーに示した価格に比較しても、本年九月一日に決定した輸送費は高いものではなかつたといふ。前述のようにLNG船の建造費をそのまま輸送費に反映させることはしないこともあわせて、国際的に合理的な輸送費となるよう措置してゐる。

第五について

LNGの輸送問題に関しては、ブルタミナとバーマ石油系の輸送会社との間の輸送契約に基づきアメリカでLNG船七隻が建造されることとなつてゐるが、その一部について竣工予定が遅れてゐるため、その竣工までのつなぎとして、他船主のLNG船をバーマ石油系の輸送会

社が短期用船することとしたものと聞いている。

なお、輸送については、ブルタミナが判断、決定する問題であるので、ゴタス・ラーセン社と通商産業省とは、一切関係はない。また御指摘のように三光汽船がオペレーターになるとは承知していない。

右答弁する。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十月二十七日

参議院議長 河野 謙三
衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書を、同議定書中の食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書に別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔別紙〕

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書中の食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定

書第三条の規定に関する日本国政府の留保
日本国政府は、米（非締約国である開発途上にある国において生産されたものを除外しない。）の形態で又は受益国が要請する場合に農業物資の形態で援助を供与することによりこの議定書の第三条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書

前文

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する規約の有効期間の第三次延長に関する議定書を作成する会議は、
千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年、千九百七十一、千九百七十四年及び千九百七十五年に修正され、更新され又はその有効期間が延長されたことを考慮し、
千九百七十五年に議定書により共に有効期間が再延長された千九百七十一、千九百七十二年、千九百七十三、千九百七十四、千九百七十五年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成される千九百七十一、千九百七十六、千九百七十七、千九百七十八、千九百七十九、千九百八十年の国際小麦協定が千九百七十六年六月三十日に効力を失うことを考慮して、
千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書及び千九百七十一、千九百七十六、千九百七十七、千九百七十八、千九百七十九、千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書

この議定書の締結国政府は、
千九百七十五年に議定書により有効期間が再延長された千九百七十一、千九百七十六、千九百七十七、千九百七十八、千九百七十九、千九百八十年の国際小麦協定中の千九百七十六、千九百七十七、千九百七十八、千九百七十九、千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十二号(一)

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二二〇

百七十七年の小麦貿易規約(以下「規約」といふ)が千九百七十六年六月三十日に効力を失うことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百七十八年六月三十日まで、この議定書の締結の間で引き続き効力を有する。ただし、千九百七十八年六月三十日前に小麦を対象とする新たな國際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日まで限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定
規約の次の規定は、千九百七十六年七月一日以後適用されない。

- (a) 第十九条(4)
- (b) 第二十二條から第二十六條まで
- (c) 第二十七條(1)
- (d) 第二十九條から第三十一條まで

第三条 定義

この議定書において「政府」といふときは、歐洲經濟共同体(以下「共同体」といふ)を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言といふときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行い署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により國際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第四条 会計

第七條(1)(b)の規定に基づいてこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び当該収獲年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収獲年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、千九百七十六年三月十七日から四月七日まで、ワシントンにおいて、議定書により有効期間が再延長された規約の締結国政府及び千九百七十六年三月十七日において議定書により有効期間が再延長された規約の締結国であるものと暫定的にみなされる国の政府並びに國際連合、その專門機關又は國際原子力機關の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政府による署名のために開放しておく。

第六條 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名政府により、それぞれ自國の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十六年六月十八日までにアメリカ合衆國政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七條 加入

(1) この議定書は、次の加入のために開放しておく。
(a) 千九百七十六年六月十八日までに、同日において規約の付表A又は付表Bに掲げられている加盟国の政府が行う加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。
(b) 千九百七十六年六月十八日後に、國際連合、その專門機關又は國際原子力機關の加盟國の政府が行う加入。ただし、加盟輸出国が投ずる票の三分の二以上及び加盟輸入国が投ずる票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に従うものでなければならぬ。

(2) 加入は、アメリカ合衆國政府に加入書を寄託することによつて行ふ。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は付表Bに掲げる加盟国といふときは、理事会が定める条件で政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定に従つて政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当局の付表に掲げられているものとみなす。

第八條 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆國政府に寄託することができる。その他の政府でこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆國政府に寄託することができる。その宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、かつ、暫定的にこの議定書の締結国政府とみなされる。

第九條 効力発生

(1) この議定書は、第六條から前條までの規定に従い批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を千九百七十六年六月十八日までに寄託した政府の間で、次の日に効力を生ずる。
(a) 規約の第三條から第九條まで及び第二十一條の規定以外のすべての規定については、千九百七十六年六月十九日
(b) 規約第三條から第九條まで及び第二十一條の規定については、千九百七十六年七月一日

もつとも、千九百七十六年六月十八日までに、付表Aに定める票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国及び付表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府(同日において規約の締結国であつたとしたならばそのような票を有することとなる政府を含む)が、批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。

(2) この議定書は、この議定書の關係規定に従い千九百七十六年六月十九日後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。ただし、そのような政府については、この議定書のいづれの部分も、(1)又は(3)の規定に基づいて他の政府について効力を生ずるまでは、効力を生じない。

(3) この議定書が(1)の規定に基づいて効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第十條 寄託政府による通告

アメリカ合衆國政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用、これへの加入、規約第二十七條の規定に従つて受領した通告並びに規約第二十八條の規定に従つて受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通告する。

第十一條 この議定書の認証原本

寄託政府は、國際連合憲章第二十二條の規定に基づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、國際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証原本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二條 前文とこの議定書との關係

この議定書には、千九百七十一年の國際小麦協定の有効期間の第三次延長に関する議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受け、その署名に對して掲げる日にこの議定書に署名した。
この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、ア

メリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名
国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その
認証書を送付する。

アルジェリアのために
A・マアディニ
千九百七十六年三月二十五日
アルゼンティンのために
ラファエル・M・ヴァスケス
千九百七十六年四月二日
オーストラリアのために
N・パーキンソン
千九百七十六年四月七日
オーストリアのために
アルノ・ハルパー
千九百七十六年四月六日
バルパドスのために
モリス・A・キング
千九百七十六年四月六日
ベルギーのために
ポリヴィアのために
ルイス・アルナル
千九百七十六年四月六日
ブラジルのために
C・ディニス
千九百七十六年三月二十四日
ブルガリアのために
カナダのために
J・H・ウォーレン
千九百七十六年四月七日
中国のために
コロンビアのために
コスタ・リカのために

キューバのために
ヴァンセント・ブセク
ワシントン 千九百七十六年四月六日
デンマークのために
ドミニカ共和国のために
エクアドルのために
J・C・カルデナス
千九百七十六年四月二日
エジプトのために
M・アブデルワッハブ
千九百七十六年四月七日
エル・サルヴァドルのために
F・ペルトラン・G
千九百七十六年四月七日
欧州経済共同体のために
フィンランドのために
レオ・トゥオミネン
千九百七十六年四月六日
フランスのために
ドイツ連邦共和国のために
ギリシャのために
メネラス・D・アレクサンドラキス
千九百七十六年四月七日
グアテマラのために
J・アセンシオリウンデルリッチ
千九百七十六年四月六日
インドのために
トリロキ・ナート・カウル
千九百七十六年四月二日
インドネシアのために
イランのために

イラクのために
M・A・アルハッサン
千九百七十六年四月七日
アイルランドのために
イスラエルのために
エイタン・ラフ
千九百七十六年四月一日
イタリアのために
日本国のために
東郷文彦
千九百七十六年四月五日
ケニアのために
B・アドゥンド
千九百七十六年四月六日
大韓民国のために
咸秉春
千九百七十六年四月六日
クウェイトのために
レバノンのために
リビアのために
ルクセンブルグのために
マルタのために
モリシヤスのために
ビエール・ギ・ジラル・バランシ
千九百七十六年四月一日
メキシコのために
モロッコのために
アブデルハーディ・ブタレブ
千九百七十六年四月七日

オランダ王国のために
ナイジェリアのために
エドワード・オルソラ・サヌー
千九百七十六年四月七日
ノールウェーのために
セーレン・クリスティアン・ソンメルフェ
千九百七十六年四月六日
パキスタンのために
リザ
千九百七十六年四月七日
パナマのために
ペルーのために
カルロス・ガルシア・レベドヤ
千九百七十六年三月二十二日
ポルトガルのために
ジョアン・アル・テミード
千九百七十六年四月五日
サウディ・アラビアのために
南アフリカのために
ジェレミー・B・シエラー
千九百七十六年四月五日
スペインのために
スリ・ランカのために
スウェーデンのために
W・ヴァハトマイスター
千九百七十六年四月二日
スイスのために
批准を条件として
レイモン・R・プロブスト
千九百七十六年四月五日
シリア・アラブ共和国のために

昭和五十一年十一月四日 衆議院会議録第十一号(一)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一)

トリニダード・トバゴのために

テュニジアのために

ヘッダ

千九百七十六年四月七日

トルコのために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ユーリ・M・ヴォロソフ

千九百七十六年四月六日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

アール・L・パッツ

千九百七十六年四月五日

ウルグアイのために

ヴァチカン市国のために

ジャン・ジャド

千九百七十六年四月六日

ヴェネズエラのために

マリア・ブレリー

千九百七十六年四月七日

千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書

この議定書の締結国は、

千九百七十五年に議定書により有効期間が再延長された千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百七十一年の食糧援助規約(以下「規約」という。)が千九百七十六年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百七十八年六月三十日まで、この議定書の締

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

約国の間で引き続き効力を有する。ただし、千九百七十八年六月三十日までに食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までに限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約第二条(1)から(3)まで、第三条(1)及び第六条から第十四条までの規定は、千九百七十六年七月一日以後適用されない。

第三条 国際食糧援助

(1) この議定書の締結国は、開発途上にある国に對する食糧援助として、人間の消費に適する小麦、粗粒穀物若しくはこれらを原料とする產品であつて受け入れられる銘柄及び品質のもの又はこれらに代わる現金を、(2)に定める量を年間最小限度量として、拠出することを合意する。

(2) この議定書の各締結国の年間最小拠出量は、次のとおり定める。

アルゼンティン	メートル・トン
オーストラリア	二五、〇〇〇
カナダ	四九、〇〇〇
欧州経済共同体	一、二八七、〇〇〇
フィンランド	一四、〇〇〇
日本国	二二五、〇〇〇
スウェーデン	三五、〇〇〇
スイス	三二、〇〇〇
アメリカ合衆国	一、八九〇、〇〇〇

(3) この議定書の実施上、第五条(2)の規定に従つてこの議定書に署名し又は第七条(2)及び(3)の規定に従つてこの議定書に加入した国は、第五条又は第七条の關係規定に従つて定められる当該国の最小拠出量とともに(2)に掲げられているものとみなす。

第四条 食糧援助委員会

前条(2)に掲げる国及びこの議定書の締結国となるその他の国で構成する食糧援助委員会を設立する。同委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

第五条 署名

(1) この議定書は、千九百七十六年三月十七日から四月七日まで、ワシントンにおいて、アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本国、スウェーデン、スイス及びアメリカ合衆国の政府並びに欧州経済共同体及びその構成国による署名のために開放しておく。ただし、その署名は、この議定書及び千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の双方への署名を条件とする。

(2) この議定書は、また、千九百六十七年の食糧援助規約の締結国で(1)に掲げられていないものによる署名のため、同一の条件で開放しておく。ただし、当該国の拠出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した拠出量以上であることを条件とする。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名国により、自国の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。ただし、各署名国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書をも批准し、受諾し、承認し又は締結することを条件とする。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十六年六月十八日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、第五条に規定する国による加入のために開放しておく。ただし、その加入は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書への加入を条件とするものとし、かつ、第五条(2)に規定する国については、その拠出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した拠出量以上であること

とを条件とする。この(1)の規定に基づく加入書は、千九百七十六年六月十八日までに寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 食糧援助委員会は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府が、同委員会の適当と認める条件により、拠出国としてこの議定書に加入することを承認することができる。ただし、その政府が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結国となつていない場合には、同時に同議定書に加入することを条件とする。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行ふ。

第八条 暫定的適用

第五条に規定する国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の国で加入の申請が承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。ただし、その国が、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結国となつておらず、かつ、同議定書の暫定的適用宣言を寄託しない場合には、同議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。暫定的適用宣言を寄託する国は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、かつ、暫定的にこの議定書の締結国とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託した国の間で、次の日に効力を生ずる。

(a) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定以外のすべての規定については、千九百七十六年六月十九日

(b) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定については、千九百七十六年七月一日

もつとも、第五条(1)に掲げるすべての国が、千九百七十六年六月十八日までには批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書が効力を生じていることを条件とする。この議定書は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する他の国については、その寄託の日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)の規定に基づいて効力を生じなかつた場合には、千九百七十六年六月十九日までには批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第三次延長に関する議定書が効力を生じていることを条件として、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協

定の有効期間の第三次延長に関する議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国及び各加入国に対し、その認証謄本を送付する。

アルゼンティンのために

ラファエル・M・ヴァスケス

千九百七十六年四月二日

オーストラリアのために

N・パークinson

千九百七十六年四月七日

ベルギーのために

カナダのために

J・H・ウォーレン

千九百七十六年四月七日

デンマークのために

欧州経済共同体のために

フィンランドのために

レオ・トゥオミネン

千九百七十六年四月六日

フランスのために

ドイツ連邦共和国のために

アイルランドのために

イタリアのために

日本国のために

第三条の規定に関する留保を付して

東郷文彦

千九百七十六年四月五日

(別紙)

日本国政府は、米(非締約国である開発途上にある国において生産されたものを除く外しない)の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することによりこの議定書の第三条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

ルクセンブルグのために

オランダ王国のために

ノルウェーのために

スウェーデンのために

W・ヴァハトマイスター

千九百七十六年四月二日

スイスのために

批准を条件とし、かつ、千九百七十一年の規約のすべての締約国が従来と同一の条件で参加することを条件として千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書に署名する。

レイモン・R・プロブスト

千九百七十六年四月五日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

アール・L・パッツ

千九百七十六年四月五日

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

千九百七十一年の国際小麦協定は、一九七六年六月三十日で失効することになっていたが、その後の修正更新について協議するため、一九七六年二月ロンドンにおいて、関係国政府間会議が開催され、本議定書が採択された。

我が国は一九七六年四月五日これに署名したが、その際、我が国としては、食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書に基づく食糧援助を米又は農業物資で行う方針であるので同議定書にその旨の留保を付した。

本議定書は、一九七四年及び一九七五年にそれぞれ一年間延長された千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を更に二年間延長し、一九七八年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有すること等について規定している。

また、本議定書は、各署名国政府により、それぞれ自国の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され、又は締結されるものとし、その批准書、受諾書、承認書又は締結書は一九七六年六月十八日までにアメリカ合衆国政府に寄託することになっている。

しかし、国内手続上寄託の措置が期限までにできない署名国政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託すれば暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされることになっている。政府は、この規定に基づき一九七六年六月十八日にこの寄託を行っている。

よつて政府は、本議定書を同議定書の食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 千九百七十六年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

第三条の規定に留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

我が国が、この議定書を締結することは、小麦貿易に関する国際協力の促進が期待され、かつ、開発途上国の食糧問題の解決に貢献することになり、我が国にとつて有益であることにかんがみ、妥協な措置であると認められる。

また、開発途上国に対する食糧援助については、米又は農業物資で行うという我が国の立場から、食糧援助規約第三条の規定を留保することは妥協な措置であると認められる。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては昭和五十一年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に国際小麦理事會分担金として三千九百九十九円及び大蔵省所管経済協力費の項に對外食糧等特別援助費として四十七億三千三百六十七円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年十一月四日

外務委員長 藤本 孝雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百七十六年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年十月二十七日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百七十六年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十六年の國際コーヒー協定

前文

この協定の締結国政府は、輸出収入を得るために、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとつて、この商品が特に重要であることを認め、コーヒーの貿易に関する緊密な国際協力が、コーヒー生産国の経済の多角化及び発展を助長し、生産国と消費国との間の政治的及び経済的關係を改善し並びにコーヒーの消費の増大に資することを考慮し、

生産者及び消費者の双方の利益を損なう著しい価格変動を引き起こすことがある生産と消費との間の不均衡を避けることが望ましいことを認め、国際的措置が、そのような不均衡のもたらす結果を是正することに役立つことができること及び採算のとれる価格を通じて生産者のために十分な水準の収入を確保することに寄与することができ

ることを確信し、

千九百六十二年及び千九百六十八年の國際コーヒー協定の実施を通じてもたらされた国際協力から得られた利益に留意して、

第一章 目的

第一条 目的

(1) この協定の目的は、次のとおりとする。
消費者のために公正な価格で十分なコーヒーの供給を確保し及び生産者のために採算のとれる価格でコーヒーの市場を確保するように、並びに生産と消費との間の長期的均衡を可能にするように、世界のコーヒーの供給と需要との間の妥協な均衡を達成すること。
(2) 生産者及び消費者の双方の利益を損なう世界のコーヒーの供給、在庫及び価格の過度の変動を避けること。

(3) 加盟国において、生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、それにより、公正な賃金、一層高い生活水準及び一層良

い労働条件の実現に資すること。
(4) 価格を(1)の規定に適合する水準に維持し及び消費を増大させることによつて、コーヒー輸出国の購買力を増大させること。
(5) あらゆる可能な方法により、コーヒーの消費を振興し及び増大させること。

(6) コーヒーの貿易と工業製品の市場の経済的安定性との關係を認識して、一般的に、世界のコーヒー問題に関して国際協力を促進すること。

第二条 加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、前条に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。
加盟国は、更に、この協定及びこれに基づく義務を完全に履行することによりその目的を達成することを約束する。

(2) 加盟国は、消費の望ましい増大を妨げないコーヒーの価格を消費者のために確保するよう努めつつ生産者のために十分な採算が確保される水準に価格を維持する政策を採用する必要があることを認める。

(3) 加盟輸出国は、加盟輸入国に対し当該時点において提供する条件に比し、通常の貿易慣行に照らして商業的に一層有利な条件で、非加盟国へのコーヒーの販売が行われることを可能にするようないかなる措置をも採用せず又は維持しないことを約束する。

(4) 理事會は、定期的に(3)の規定の遵守の状況を検討するものとし、第五十三条の規定に従つて適当な情報を提供することを加盟国に要求することができ。

(5) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する不可欠な情報源であることを認める。輸出割当てが停止されている期間中、原産地証明書

が負う。もつとも、加盟輸入国は、輸出割当てが実施されていないときはコーヒーの貨物が証明書を伴うことを要求する義務はないが、最大量の情報がすべての加盟国にとつて利用可能となることを確保するため、加盟輸出国から積み出されたコーヒーの貨物に関連する証明書の収集及び確認について機関と十分に協力する。

第三章 定義

第三条 定義

この協定の適用上、

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実(パチメント・コーヒー)であるか、生コーヒーであるか、いりコーヒーであるかを問わない(をい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらの語は、次の意味を有する。
(a) 「生コーヒー」とは、いる前の緑豆の状態におけるすべてのコーヒーをいう。
(b) 「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒー樹の乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍するものとする。
(c) 「パチメント・コーヒー」とは、パチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍するものとする。
(d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーを何らかの程度までいつたものをいい、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍するものとする。
(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶

性コーヒーの正味重量をそれぞれ一倍、一九倍又は三倍(注)するものとする。

(f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を三倍(注)するものとする。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、可溶性コーヒーの正味重量を三倍(注)するものとする。

注 理事会は、権威のある国際的機関が行う決定に照らし、三倍の換算率を再検討するものとし、及びこれを修正することが出来る。

(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラムのメートル・トン又は二千二百四・六ポンドをいい、また、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年度の期間をいう。

(4) 「機関」、「理事会」及び「執行委員会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関、国際コーヒー理事会及び国際コーヒー機関の執行委員会をいう。

(5) 「加盟国」とは、締約国政府(次条(3)に規定する政府間機関を含む)、第五条の規定に基づき本土地域と分離して加盟国であると宣言された指定領域又は第六条若しくは第七条の規定に基づき加盟集団として機関に加盟する二以上の締約国政府若しくは指定領域若しくはその双方をいう。

(6) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量がその輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(7) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、

わち、コーヒーの輸入量がその輸出量を上回る加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟生産国」又は「生産国」とは、それぞれ、商業的に見て相当な数量のコーヒーを栽培する加盟国又は国をいう。

(9) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の過半数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の過半数(それぞれ別個に計算する)をいう。

(10) 「区分ごとの三分の二以上の多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の三分の二以上の多数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の三分の二以上の多数(それぞれ別個に計算する)をいう。

(11) 「効力発生の日」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生(暫定的なものであるか確定したものであるかを問わない)の日をいう。

(12) 「輸出可能生産量」とは、当該コーヒー年度又は当該収穫年度における当該輸出国のコーヒーの総生産量から当該年度において国内消費に充てられる数量を差し引いた数量をいう。

(13) 「輸出可能数量」とは、当該コーヒー年度における当該輸出国の輸出可能生産量に過去の年度を通じて累積した在庫量を加えた数量をいう。

(14) 「輸出権利数量」とは、当該加盟国がこの協定に基づき輸出することを承認されるコーヒーの数量の合計をいい、第四十四条の規定に基づき輸出割当使用分に算入されない輸出量を含まない。

(15) 「輸出割当分の不使用分」とは、当該コーヒー年度における当該加盟輸出国の年間輸出権利数量と当該コーヒー年度において当該加盟輸出国が輸出割当分の対象となる市場に輸出したコーヒーの数量との差をいう。

第三章 加盟国

規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域と合同して、機関の単一の加盟国となる。

(2) 加盟国は、理事会が同意する条件に従って加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することが出来る。

(3) この協定において、「政府」というときは、欧州経済共同体又は国際協定、特に商品協定の交渉、締結及び適用についてこれと同等の責任を有するその他の政府間機関を含む。

(4) (3)の政府間機関は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、その政府間機関の構成国の票を一括して投票する権利を有する。この権利が行使される場合には、その政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することが出来ない。

(5) 第十六条(1)の規定は、(3)の政府間機関については適用しないが、その権限内の事項に関しては、その政府間機関は、執行委員会の討議に参加することが出来る。その権限内の事項に関しては表決が行われる場合には、第十九条(1)の規定にかかわらず、その政府間機関のいずれかの構成国は、執行委員会においてその政府間機関の構成国が投票する権利を有する票を一括して投票することが出来る。

第五条 指定領域と分離してする加盟

コーヒーの純輸入者である締約国政府は、いつでも、第六十四条(2)の規定に従って通告を行うことにより、自国が国際関係について責任を負う領域のうちコーヒーの純輸出者で自国が指定するものと分離して機関に加盟することを宣言することが出来る。この場合において、本土地域は、指定された領域と合同して単一の加盟国となり、指定領域は、当該通告中に示すところから従って個別に又は集団として、本土地域と分離して加盟国となる。

第六条 機関に加盟する際に形成する加盟集団

(1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国政府は、それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、理事会及び国際連合事務総長に対する通告により、加盟集団として機関に参加することを宣言することが出来る。第六十四条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域は、その国際関係について責任を有する国の政府が同条(2)の規定に従って通告を行った場合には、加盟集団の一部となることのできる。これらの締約国政府及び指定領域は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 集団の義務についての責任を個別に及び集団として受諾する意思を宣言すること。

(b) 更に、

(i) 当該加盟集団が共通のコーヒー政策を遂行するために必要な機構を有すること及び当該加盟集団の他の構成員とともにこの協定に基づく義務を履行する手段を有すること

について、並びに

(ii) 当該締約国政府及び指定領域が、従前のいずれかの国際コーヒー協定において加盟集団として認められていたこと又は

(iii) 当該締約国政府及び指定領域が、当該加盟集団が集团的加盟に伴う集団の義務を履行することが出来る旨の保証を理事会に与えるように、コーヒーに関する共通の若しくは調整された商業上及び経済上の政策、通貨及び財政に関する調整された政策並びにこれらの政策を遂行するために必要な組織を有すること

について十分な証拠を理事会に提出すること。

(2) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、加盟集団の各構成員は、次の規定から生ずる事項に関しては、それぞれ単一の加盟国として取り扱う。

(a) 次章第十一條、第十二條及び第二十條の規定

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二二六

- (b) 第八章第五十条及び第五十一条の規定
- (c) 第十章第六十七条の規定
- (3) 加盟集団として加盟する締約国政府及び指定領域は、この協定の規定(2)に掲げるものを除くから生ずる事項に関して理事会においてそれらを代表する政府又は機構を特定する。
- (4) 加盟集団の投票権は、次のとおりとする。
- (a) 加盟集団は、個別に機関に加盟する単一の加盟国の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構に属し、当該政府又は機構が投ずる。
- (b) (2)に掲げる規定から生ずる事項について投票が行われる場合には、加盟集団の各構成員は、第十三条(3)及び(4)の規定に基づいて自己に属する票を、各構成員が個別の加盟国である場合と同様に、個別に投ずることができ。ただし、基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構にのみ属する。
- (5) 加盟集団の構成員である締約国政府又は指定領域は、理事会に対する通告によって、加盟集団から脱退し、別個の加盟国となることができる。その脱退は、理事会がその通告を受領した時に効力を生ずる。いずれかの構成員が加盟集団から脱退した場合又は機関への参加を終止した場合には、当該加盟集団の残余の構成員は、

当該加盟集団を維持することを理事会に申請することができる。当該加盟集団は、理事会がその申請を却下しない限り、存続する。加盟集団が解散した場合には、その従来の各構成員は、個別の加盟国となる。加盟集団の構成員でなくなった加盟国は、この協定の有効期間中再びいずれの加盟集団の構成員となることもできない。

第七条 機関に加盟した後形成する加盟集団

二以上の加盟輸出国は、この協定の効力発生日以後いつでも、加盟集団を形成することを理事会に申請することができる。理事会は、それらの加盟輸出国が前条(1)に規定するところに従って宣言を行い及び証拠を提出したと認定する場合に、その申請を承認する。その承認があつたときは、当該加盟集団は、同条(2)から(5)までの規定の適用を受ける。

第四章 組織及び運用

第八条 国際コーヒー機関の所在地及び構成

(1) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、存続する。

(2) 機関の所在地は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

(3) 機関は、国際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営む。

第九条 国際コーヒー理事会の構成

(1) 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

(2) 各加盟国は、理事会における一人の代表及び、希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。各加盟国は、また、その代表又は代表代理の顧問を指名することができる。

第十条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定を実施するために必要な権限及び任務を有し及び遂行する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、この協定を実施するために必要な規則でこの協定に適合するもの(理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。)を定める。理事会は、その手続規則中に、会合することなしに特定の問題について決定を行うための方法を定めることができる。

(3) 理事会は、また、この協定に基づく任務を遂行するために必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管する。

第十一条 理事会の議長及び副議長の選挙

(1) 理事会は、各コーヒー年度ごとに、議長一人並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長各一人を選挙する。

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙し、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙する。これらの職は、各コーヒー年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

(3) 議長及び議長を代行している副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十二条 理事会の会期

理事会は、原則として年二回、通常会期を開催する。理事会は、その決定により、特別会期を開催することができる。特別会期は、また、執行委員会、五の加盟国又は少なくとも二百票を有する一若しくは二以上の加盟国の要請によつて開催される。会期の通知は、緊急の場合を除くは、少なくとも三十日前に行う。会期は、理事会が別段の決定を行わない限り、機関の所在地において開

催する。

第十三条 票数

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、(2)から(9)までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の各区分内でそれぞれ配分する。

(2) 各加盟国は、五の基本票を有する。ただし、加盟国の各区分内の基本票の数が合計して百五十を超えないことを条件とする。加盟輸出国の数が三十を超える場合又は加盟輸入国の数が三十を超える場合には、当該区分内の各加盟国の基本票の数は、各区分内の基本票の数が合計して百五十以下となるように調整する。

(3) 付表一に掲げる加盟輸出国であつて十萬袋以上四十萬袋未満の当初の年間輸出割当てを有するものは、基本票に加えて、付表一(2)欄に掲げる票数を有する。この(3)に規定する加盟輸出国が第三十一条(5)の規定に基づいて基本輸出割当てを受けることを選択する場合には、この(3)の規定は、その加盟輸出国に適用しないものとする。

(4) 加盟輸出国の残余の票は、第三十二条の規定に従うことを条件として、基本輸出割当てを有する加盟輸出国の間で、千九百六十八―千九百六十九コーヒ―年度から千九百七十一―千九百七十二コーヒ―年度までの間における各国の加盟輸入国へのコーヒ―の輸出の平均数量に比例

して配分する。この配分方法は、千九百七十七年十二月三十一日まで、関係加盟輸出国の票数を算定するための基礎とする。千九百七十八年一月一日以後、基本輸出割当てを有する加盟輸出国の残余の票数は、次に掲げる年度における各国の加盟輸入国へのコーヒ―の輸出の平均数量に比例して算定する。

コーヒ―年度

一九七八年一月一日以後	一九六九―一九七〇年度から一九七二―一九七三年度まで及び一九七六―一九七七年度
一九七九年一月一日以後	一九七〇―一九七一年度、一九七二―一九七三年度、一九七六―一九七七年度及び一九七七年
一九八〇年一月一日以後	一九七二―一九七三年度及び一九七六―一九七七年度から一九七八―一九七九年度まで

一九八一年一月一日以後 一九七六―一九七七年度から一九七九―一九八〇年度まで

一九八二年一月一日以後 一九七七―一九七八年度から一九八〇―一九八一年度まで

(5) 加盟輸入国の残余の票は、加盟輸入国の間で、直前の三暦年間に於ける各国のコーヒ―の輸入の平均数量に比例して配分する。

(6) 票の配分は、理事会が各コーヒ―年度の当初にこの条の規定に従つて決定するものとし、(4)及び(7)に規定する場合を除くほか、当該年度中効力を有する。

(7) 機関の加盟国に変動がある場合又は加盟国の投票権が第二十六条、第四十二条、第四十五条若しくは第五十八条の規定に従つて停止され若しくは回復される場合にはいつでも、理事会は、この条の規定に従い票の再配分の措置をとる。

(8) いかなる加盟国も、四百を超える票を有しない。

(9) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

第十四条 理事会の投票手続

(1) 各加盟国は、自国が有するすべての票を投ずる権利を有する。各加盟国は、その票を分割し

て投ずることはできないが、(2)の規定に基づいて委託された票については、自国が有する票と別個に用いることができる。

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを委任することができ、この場合には、前条(8)に定める制限は、適用しない。

第十五条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

(2) この協定において区分ごとの三分の二以上の多数票による議決を必要とする理事会の決定に関し、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票が得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票がなお得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二二八

により、二十四時間以内に再び表決に付する。

(c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票が三回目の表決においても得られない場合には、当該議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が議案を(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、当該議案は、否決されたものとみなす。

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十六条 執行委員会の構成

(1) 執行委員会は、次条の規定に従つて各コーヒー年度ごとに選挙される八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。構成国は、再選されることが出来る。

(2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表及び、希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。各構成国は、また、その代表又は代表代理の顧問を指名することができる。

(3) 執行委員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、理事会によつて各コーヒー年度ごとに選挙されるものとし、再選されることが出来る。議長及び副議長を代行している副議長は、投票権を有しない。代表が議長に選挙された場合又は副議長が議長を代行している場合には、代表代理がこれらの者に代わつて投票権を有する。各コーヒー年度ごとの議長及び副議長は、原則として、同じ区分に属する加盟国の代表の中から選挙する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することが出来る。

第十七条 執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国の理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までの規定に従つて行ふ。

(2) 加盟国は、第十三条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補に投ずる。加盟国は、第十四条(2)の規定に基づいて委託された票を他の候補に投ずることが出来る。

(3) 最大の票数を獲得した八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票においては、少なくとも七十五票を獲得しない限り、当選しない。

(4) 一回目の投票において(3)の規定に従つて当選した候補の数が八に満たない場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補にも投票しなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最小限の票数は、八の候補が当選するまで、毎回五ずつ減ずるものとする。

(5) 当選したいずれの加盟国にも投票しなかつた

加盟国は、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、当選した加盟国中のいずれか一の国に自国の票を委託する。

(6) 加盟国は、当選した際に自国に投じられた票及び当選した後に自国に委託された票を与えられる。ただし、当選したいずれの加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九を超えてはならない。

(7) 当選した加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超える場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、そのうちの二又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し及びその票を他の当選した加盟国に委託することにより、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超えないように相互間で取り決める。

第十八条 執行委員会の権限

(1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、自己の権限の全部又は一部の行使を執行委員会に委任することができる。ただし、次の権限については、この限りでない。

(a) 第二十五条の規定に基づいて運営予算を承認し及び分担金の額を決定すること。

(b) 第四十五条又は第五十八条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。

(c) 第五十六条の規定に基づいて加盟国の義務

を免除すること。

(d) 第五十八条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。

(e) 第六十二条の規定に基づいて加入の条件を定めること。

(f) 第六十六条の規定に基づいて、加盟国の除名を要求することを決定すること。

(g) 第六十八条の規定に基づいて、この協定についての再交渉、この協定の有効期間の延長又はこの協定の終了に関して決定すること。

(h) 第六十九条の規定に基づいて加盟国に対して改正を勧告すること。

(3) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に委任したいずれの権限をもいつでも撤回することが出来る。

第十九条 執行委員会の投票手続

(1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十七条(6)及び(7)の規定に従つて与えられたすべての票を投ずる権利を有する。代理投票は、これを認めない。執行委員会の構成国は、その票を分割して投ずることが出来ない。

(2) 執行委員会が行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる多数と同一の多数による議決を必要とする。

第二十条 理事会及び執行委員会の定数

(1) 理事会のいかなる会合においても、過半数の

加盟国であつて区分ごとの総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならぬ。理事会の会合の開始時として予定された時に定足数を得ることができない場合には、理事会の議長は、会合の開始時を少なくとも三時間遅らせることを決定することができる。新たに定められた時に定足数を得ることができない場合には、議長は、更に、理事会の会合の開始時を少なくとも三時間遅らせることができる。この手続は、予定された時に定足数を得ることができるまで繰り返すことができる。第十四条(2)の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

(2) 執行委員会のいかなる会合においても、過半数の構成国であつて区分ごとの総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならない。

第二十一条 事務局長及び職員

- (1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事会が定めるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と権衡を失しないものとする。
- (2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う。
- (3) 事務局長は、理事会が定める規則に従つて職員を任命する。

(4) 事務局長及び職員は、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送について金銭上の利害関係を有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、自己の任務の遂行に当たつて、加盟国又は機関外の他の当局のいずれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際的職員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

第二十二条 他の機関との協力

理事会は、国際連合、その専門機関及び他の適当な政府間機関と協議し及び協力するためにあらゆる望ましい措置をとることができる。理事会は、これらの機関及びコーヒーに関係のあるいかなる機関に対しても、理事会の会合にオブザーバーを送るよう招請することができる。

第五章 特権及び免除

第二十三条 特権及び免除

- (1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。
- (2) 機関並びにその事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在して

いる加盟国の代表の地位、特権及び免除については、引き続き、千九百六十九年五月二十八日に締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（以下「接受政府」という。）と機関との間の本部協定による。

(3) (2)の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、その本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受政府の領域から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合

(4) 機関は、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する協定で理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができる。

(5) 接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に関し国際連合の専門機関に与えられている便宜と同一の便宜を機関に与える。

第六章 会計

第二十四条 会計

- (1) 理事会に対する代表団、執行委員会における代表及び理事会又は執行委員会に属する委員会における代表の費用は、各自の政府が支弁する。
- (2) この協定の運用に必要なその他の費用は、次の規定に従つてその額が決定される加盟国の

年次分担金から支弁する。もつとも、理事会は、特定の役務について手数料を徴収することができる。

(3) 機関の会計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十五条 予算の決定及び分担金の額の決定

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

(2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該加盟国の票数が当該会計年度の運営予算の承認された時点においてすべての加盟国の票数の合計に対して占める割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定されている会計年度の当初に加盟国間の票の配分が第十三条(6)の規定に従つて変更される場合には、当該分担金の額は、当該会計年度につき、その変更に応じて調整する。分担金の額の決定に当たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで算定する。

(3) この協定の効力発生の日以後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、その加盟国が有することとなる票数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二二〇

分担金の額は、変更しない。

第二十六条 分担金の支払

- (1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

- (2) いずれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務を生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。

- (3) 加盟国は、(2)、第四十二条、第四十五条又は第五十八条の規定に従つて投票権を停止された場合においても、引き続き、その分担金を支払う責任を負う。

第二十七条 会計の検査及び公表

独立の専門家による会計検査を了した各会計年度の機関の収支計算書は、当該会計年度の終了後できる限り速やかに、承認及び公表のため、理事会に提出する。

第七章 輸出及び輸入の規制

第二十八条 一般規定

- (1) 理事会は、この章の規定に基づくすべての決

定を区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行う。

- (2) この章において、「年間」とは、理事会が定める十二箇月の期間をいう。もつとも、理事会は、この章の規定を十二箇月よりも長い期間について適用するための手続を定めることができる。

第二十九条 輸出割当ての対象となる市場

この協定の適用上、世界のコーヒー市場を輸出割当ての対象となる加盟国市場と輸出割当ての対象とならない非加盟国市場とに分ける。

第三十条 基本輸出割当て

- (1) 各加盟輸出国は、次条及び第三十二条の規定に従うことを条件として、この条の規定に従つて算定される基本輸出割当てを受ける権利を有する。

- (2) 輸出割当てが第三十三条の規定に従い千九百七十六ー千九百七十七年度中に実施される場合には、輸出割当ての固定部分の配分のために用いられる基本輸出割当ては、千九百六十八ー千九百六十九年度から千九百七十一ー千九百七十二年度までの間における各加盟輸出国の加盟輸入国への年間輸出の平均数量を基礎として算定する。この固定部分の配分は、輸出割当てが同条の規定に従つて最初に停止される時まで有効とする。

- (3) 輸出割当てが千九百七十六ー千九百七十七年度において導入されることなく千九

百七十七ー千九百七十八年度中に実施される場合には、輸出割当ての固定部分の配分のために用いられる基本輸出割当ては、各加盟輸出国につき、次の数量のうちいずれか大きい方を選択して算定する。

- (a) 原産地証明書によつて得られる情報を基礎として算定される千九百七十六ー千九百七十七年度における当該加盟輸出国の加盟輸入国への輸出の数量

- (b) (2)に定める手続の適用によつて得られる数量

この固定部分の配分は、輸出割当てが第三十三条の規定に従つて最初に停止される時まで有効とする。

- (4) 輸出割当てが千九百七十八ー千九百七十九年度中又はその後初めて実施される場合又は再導入される場合には、輸出割当ての固定部分の配分のために用いられる基本輸出割当ては、各加盟輸出国につき、次の数量のうちいずれか大きい方を選択して算定する。

- (a) 原産地証明書によつて得られる情報を基礎として算定される千九百七十六ー千九百七十七年度及び千九百七十七ー千九百七十八年度における当該加盟輸出国の加盟輸入国への輸出の平均数量

- (b) (2)に定める手続の適用によつて得られる数量

- (5) 輸出割当てが(2)の規定に従つて導入され、そ

の後停止された場合には、千九百七十七ー千九百七十八年度中の輸出割当ての再導入は、(3)及び第三十五条(1)の規定に従つて行う。

千九百七十八ー千九百七十九年度中又はその後の輸出割当ての再導入は、(4)及び第三十五条(1)の規定に従つて行う。

第三十一条 基本輸出割当てを受けない加盟輸出国

- (1) 付表一に掲げる加盟輸出国は、(4)及び(5)の規定が適用される場合を除くほか、基本輸出割当てを受けない。これらの加盟輸出国は、第三十三条の規定に従うことを条件として、千九百七十六ー千九百七十七年度において同付表(1)欄に掲げる当初の年間輸出割当てを有する。その後の各コーヒー年度におけるこれらの加盟輸出国の輸出割当ては、(2)及び第三十三条の規定に従うことを条件として、毎コーヒー年度次の数量ずつ増加する。

- (a) 当初の年間輸出割当てが十万袋未満である加盟輸出国については、その当初の年間輸出割当ての十パーセントに相当する数量

- (b) 当初の年間輸出割当てが十万袋以上四十万袋未満である加盟輸出国については、その当初の年間輸出割当ての五パーセントに相当する数量

この増加は、輸出割当てが第三十三条の規定に従つて導入され又は再導入される場合において関係加盟輸出国の年間輸出割当てを設定する

上で、この協定の効力発生の日から実施されて
いたものとして扱う。

(2) (1)の各加盟輸出国は、毎年七月三十一日まで
に、翌コーヒー年度中に輸出することができ
る。その数量は、(1)に定める限度を超えて増加
されないことを条件として、翌コーヒー年度分
の当該加盟輸出国の輸出割当てとする。

(3) 当初の年間輸出割当てが十萬袋未満である加
盟輸出国の年間輸出割当てが(1)に規定する十萬
袋の限度に達した場合又はそれを超えた場合に
は、当該加盟輸出国は、その後は、当初の年間
輸出割当てが十萬袋以上四十萬袋未満である加
盟輸出国に適用される規定の適用を受ける。

(4) 当初の年間輸出割当てが四十萬袋未満である
加盟輸出国の年間輸出割当てが(1)に規定する四
十萬袋の限度に達した場合には、当該加盟輸出
国は、その後は、第三十五条の規定の適用を受
けるものとし、理事会は、当該加盟輸出国のた
めに基本輸出割当てを設定する。

(5) 付表一に掲げる加盟輸出国で十萬袋以上輸出
するものは、いつでも、理事会に対し、自国の
ために基本輸出割当てを設定することを要請す
ることができる。

(6) 年間輸出割当てが十萬袋未満である加盟輸出
国は、第三十六条及び第三十七条の規定の適用
を受けない。

第三十二条 基本輸出割当ての調整に関 する規定

(1) 理事会は、千九百六十八年の国際コーヒー協
定及び延長された千九百六十八年の国際コー
ヒー協定のいずれの加盟国でもなかった輸入国
がこの協定の加盟国となる場合には、第三十条
の規定の適用によつて得られる基本輸出割当て
を調整する。

(2) (1)にいう調整は、千九百六十八年から千九百
七十二年までの期間における各加盟輸出国の当
該輸入国への輸出の平均数量又はその期間にお
ける当該輸入国の平均輸入量に占める各加盟輸
出国からの輸入の割合のいずれかを考慮に入れ
て行う。

(3) 理事会は、基本輸出割当ての調整のために必
要な算定の基礎として用いる資料及びこの条の
規定を適用するに当たつて従うべき基準を承認
する。

第三十三条 輸出割当ての導入、停止及 び再導入に関する規定

(1) 輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わな
い限り、この協定の有効期間中いつでも、次の
場合に実施する。

(a) 複合指標価格の連続した二十市場日に係る
平均値が、第三十八条の規定に従つて理事会
が設定した価格帯で当該期間中実施されてい
るものの最高価格に等しい場合又はこれを下
回っている場合

(b) 価格帯を設定する理事会の決定がない場合
において、

(i) アザール・マイルドとロブスタとの平均指
標価格の連続した二十市場日に係る平均値
が、延長された千九百六十八年の国際コー
ヒー協定の有効期間中機関が入手していた
当該指標価格の千九百七十五暦年における
平均値に等しいとき若しくはこれを下回つ
ているとき、又は

(ii) (2)の規定が適用される場合を除くほか、
第三十八条の規定に従つて算定された複合
指標価格の連続した二十市場日に係る平均
値が、この協定の効力が生じていた前コー
ヒー年度の複合指標価格の平均値を十五
パーセント以上下回っているとき。

第二文の規定にかかわらず、輸出割当て
は、この協定の効力発生の日には実施しな
い。ただし、アザール・マイルドとロブスタと
の平均指標価格のこの協定の効力発生の日の
直前の連続した二十市場日に係る平均値が当
該指標価格の千九百七十五暦年における平均
値に等しい場合又はこれを下回っている場合
は、この限りでない。

(2) (1)(b)の規定にかかわらず、輸出割当ては、
理事会が別段の決定を行わない限り、アザール・
マイルドとロブスタとの平均指標価格の連続し
た二十市場日に係る平均値が当該指標価格の千
九百七十五暦年における平均値が二十二・五

パーセント以上上回っている場合には、実施し
ない。

(3) 理事会は、千九百七十八年九月三十日前及び
千九百八十年九月三十日前に(1)(b)(i)及び(ii)に規
定する価格を再検討するものとし、当該価格を
修正することができる。

(4) 輸出割当ては、理事会が別段の決定を行わな
い限り、次の場合に停止する。

(a) 複合指標価格の連続した二十市場日に係る
平均値が、理事会が設定した価格帯で当該期
間中実施されているものの最高価格を十五
パーセント以上上回っている場合

(b) 価格帯を設定する理事会の決定がない場合
において、複合指標価格の連続した二十市場
日に係る平均値が、前暦年中に記録された複
合指標価格の平均値を十五パーセント以上上
回っているとき。

(5) (4)の規定に基づく停止の後における輸出割当
ての再導入は、理事会が別段の決定を行わな
い限り、(1)、(2)及び(6)の規定に従つて行う。

(6) 輸出割当ては、(1)に定める価格に係る条件が
満たされた場合には、(2)の規定が適用される場
合を除くほか、できる限り速やかに、遅くとも
当該条件が満たされた四半期に続く四半期に実
施する。輸出割当ては、この協定に別段の定め
がある場合を除くほか、四の四半期の期間中固
定する。理事会が総年間輸出割当て及び四半期
輸出割当てをあらかじめ設定しなかった場合に

は、事務局長は、次条に定める基準に従つて見積もられた輸出割当ての対象となる市場におけるコーヒーの需要量を基礎として輸出割当てを設定する。この輸出割当ては、第三十一条及び第三十五条の規定に従つて加盟輸出国に配分する。

(7) 理事会は、価格帯を設定するため、並びに輸出割当てを再検討し及び、必要な場合には、輸出割当てが実施された日から十二箇月を超えない期間であることを条件として理事会が適当と認める期間における輸出割当てを修正するため、輸出割当てが実施された後の最初の四半期中に招集される。

第三十四条 総年間輸出割当ての設定
理事会は、前条の規定に従うことを条件として、コーヒー年度の最後の通常会期において、特に次のことを考慮に入れて総年間輸出割当てを設定する。

- (a) 加盟輸入国の年間消費量の見積り
- (b) 加盟国の他の加盟輸入国及び非加盟国からの輸入量の見積り
- (c) 加盟輸入国及び自由港における在庫の水準の変動の見積り
- (d) 輸出割当ての不使用分及びその再配分に関する第四十条の規定の履行状況
- (e) 前条(1)及び(5)の規定に基づく輸出割当ての導入又は再導入に関しては、輸出割当ての導入に先立つ十二箇月の期間における加盟輸出

国の加盟輸入国及び非加盟国への輸出品量

第三十五条 年間輸出割当ての配分

(1) 年間輸出割当ては、前条の規定に従つて行われた決定に基づき、第三十一条の規定の実施上必要なコーヒーの数量を控除した後、基本輸出割当てを受ける権利を有する加盟輸出国に対し、固定部分及び可変部分に分けて配分する。固定部分は、第三十一条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当ての七十パーセントに相当するものとし、第三十条の規定に従つて加盟輸出国の間で配分する。可変部分は、第三十一条の規定を実施するために調整された後の総年間輸出割当ての三十パーセントに相当するものとする。理事会は、これらの百分率を変更することができる。もつとも、固定部分は、七十パーセントを下回つてはならない。可変部分は、(2)の規定に従うことを条件として、各加盟輸出国の確認済在庫量が基本輸出割当てを有するすべての加盟輸出国の確認済在庫量に対して占める割合で、加盟輸出国の間で配分する。ただし、いかなる加盟輸出国も、理事会が別段の制限を定めない限り、可変部分の総数量の四十パーセントを超えて可変部分の配分を受けないことを条件とする。

(2) この条の規定の適用上、確認済在庫量とは、在庫量の確認に関する適切な規則に従い輸出割当ての設定の直前における各加盟輸出国の収穫年度の終了時において確認された在庫量を用いる。

う。

第三十六条 四半期輸出割当て

(1) 理事会は、前条(1)の規定に従つて年間輸出割当てが配分された後直ちに、第三十一条の規定が適用される場合を除くほか、輸出割当てが設定されている期間中世界市場に対する秩序あるコーヒーの供給を確保するため、各加盟輸出国に対し四半期輸出割当てを配分する。

(2) 四半期輸出割当ては、各加盟輸出国の年間輸出割当ての二十五パーセントにできる限り近い数量とする。いずれの加盟輸出国も、最初の四半期に年間輸出割当ての三十パーセント、最初の二の四半期に年間輸出割当ての六十パーセント及び最初の三の四半期に年間輸出割当ての八十パーセントを超えて輸出することとなつてはならない。加盟輸出国のいずれかの四半期における輸出量が当該加盟輸出国の当該四半期における輸出割当てに達しない場合には、当該輸出割当ての不使用分を当該加盟輸出国の次の四半期における輸出割当てに加算する。

(3) この条の規定は、また、第三十三条(6)の規定の実施について適用する。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、(2)に規定する制限によりその経済に重大な損害を受けるおそれがあると認める場合には、理事会は、当該加盟輸出国の要請により、第五十六条の規定に従つて適当な措置をとることができる。当該加盟輸出国は、当該損害についての証拠を提出

し及び価格の安定の維持に関する十分な保証を与えなければならない。もつとも、理事会は、いかなる場合にも、当該加盟輸出国に対し、最初の四半期に年間輸出割当ての三十五パーセント、最初の二の四半期に年間輸出割当ての六十パーセント及び最初の三の四半期に年間輸出割当ての八十五パーセントを超えて輸出することを認めてはならない。

第三十七条 年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての調整

(1) 理事会は、市場の状況によつて必要である場合には、第三十三条、第三十五条及び前条の規定に従つて配分された年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを変更することができる。各加盟輸出国の輸出割当ては、第三十一条及び第三十九条(3)の規定が適用される場合を除くほか、第三十五条(1)の規定に従うことを条件として、同一の割合で変更する。

(2) 理事会は、(1)の規定にかかわらず、市場の状況によつて必要であると認める場合には、年間輸出割当てを変更することなく、加盟輸出国の当該四半期における輸出割当てと残余の四半期における輸出割当てとの間で調整を行うことができる。

第三十八条 価格に関する措置

(1) 理事会は、日ごとの複合指標価格を決定するための指標価格制度を設定する。

(2) 理事会は、(1)の指標価格制度を基礎として、

コーヒーの主要な種類又は群についての価格帯及び価格差並びに複合価格帯を設定することができる。

(3) 理事会は、この条の規定の適用上いずれかの価格帯を設定し及び調整するに当たり、コーヒーの価格の一般的な水準及び傾向並びに次の要因がこれらに及ぼす影響を考慮に入れる。

輸入国及び輸出国における消費、生産及び在庫の水準及び傾向

国際通貨制度の変化

インフレーション又はデフレーションの世界的傾向

この協定に定める目的の達成に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因

事務局長は、理事会がこれらの要因を適切に考慮に入れるために必要な資料を提供する。

(4) 理事会は、輸出割当ての導入又は調整が当該輸出割当ての導入又は調整に先立つて締結された契約に及ぼす効果に関する規則を定める。

第三十九条 輸出割当ての調整に関する追加的措置

(1) 理事会は、輸出割当てが実施されている場合には、前条にいう複合指標価格の動向に対応して輸出割当てを一律に調整するための制度を設定するために招集される。

(2) (1)の制度は、価格帯、計算に用いられる市場日の数並びに調整の回数及び規模に関する規定を含むものとする。

(3) 理事会は、また、コーヒーの主要な種類又は群の価格の動向に対応して輸出割当てを増加するための制度を設定することができる。

第四十条 輸出割当ての不使用分

(1) 各加盟輸出国は、輸出割当ての不使用分に相当する数量を輸出する能力及び用意のある加盟輸出国の間で当該数量を当該コーヒー年度において再配分することを可能にするため、予想される輸出割当ての不使用分を申告する。この(1)の規定に従って申告された数量のうち、七十パーセントはまず同じ種類のコーヒーを輸出する他の加盟輸出国の間でその基本輸出割当てに比例して再配分するために提供し、三十パーセントはまず他の種類のコーヒーを輸出する加盟輸出国に対しその基本輸出割当てに比例して提供する。

(2) 加盟輸出国がコーヒー年度の最初の六箇月以内に輸出割当ての不使用分を申告する場合には、当該加盟輸出国の年間輸出割当ては、翌コーヒー年度において、申告され、かつ、輸出されなかつた数量の三十パーセント分だけ増加する。この増加分に相当する数量につき、(1)の規定に基づく再配分を受諾した各加盟輸出国の年間輸出権利数量は、当該再配分における自国の割当分に比例して削減する。

第四十一条 加盟集団の輸出権利数量

二以上の加盟輸出国が第六条又は第七条の規定に従って加盟集団を形成する場合には、これらの

加盟輸出国の基本輸出割当て及び輸出権利数量をそれぞれ合計し、その合計は、この章の規定の適用上、それぞれ単一の基本輸出割当て及び輸出権利数量として取り扱う。

第四十二条 輸出割当ての遵守

(1) 加盟輸出国は、輸出割当てに関連するこの協定のすべての規定の完全な遵守を確保するために必要な措置をとる。理事会は、加盟輸出国が自らとることのある措置のほか、加盟輸出国に対し、この協定に定める輸出割当て制度の効果的な実施のために追加の措置をとるよう要請することができる。

(2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを超えて輸出してはならない。

(3) 加盟輸出国がいずれかの四半期において自国の輸出割当てを超えて輸出した場合には、理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当てから当該超過分の百パーセントに相当する数量を削減する。

(4) 加盟輸出国が再び自国の四半期輸出割当てを超えて輸出した場合には、理事会は、(3)に規定する削減と同一の削減を行う。

(5) 加盟輸出国が三回以上自国の四半期輸出割当てを超えて輸出した場合には、理事会は、(3)に規定する削減と同一の削減を行うものとし、当該加盟輸出国の投票権は、理事会が第六十六条の規定に基づき当該加盟輸出国を機関から除名するかどうかを決定する時まで、停止する。

(6) (3)から(5)までの規定に従って削減された数量は、第四十条(1)の規定の適用上、輸出割当ての不使用分とみなす。

(7) 理事会は、必要な情報の入手の後でできる限り速やかに、(1)から(5)までの規定を適用する。

第四十三条 原産地証明書及び再輸出証明書

(1) 加盟国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書を必要とする。原産地証明書は、理事会が定める規則に従い、加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によつて発行される。

(2) 輸出割当てが実施されている場合には、加盟国によるコーヒーの再輸出には、有効な再輸出証明書を必要とする。再輸出証明書は、理事会が定める規則に従い、加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によつて発行されるものとし、当該コーヒーがこの協定に従って輸入されたことを証明する。

(3) この条にいう規則は、関税同盟を構成する加盟輸入国の集団に対するその適用を可能にする規定を含むものとする。

(4) 理事会は、証明書の印刷、認証、発行及び使用に関する規則を定めること並びに理事会が定める賦課金の支払に対しコーヒー輸出証紙を交付するための措置をとることができ、コーヒー輸出証紙の原産地証明書への貼付は、原産地証明書を認証するための一の方法とすること

ができる。理事会は、その定める条件に従い他の形式の証明書を発行し及び他の形式のコーヒー輸出証紙を交付するため、類似の措置をとることができる。

(6) 各加盟国は、(1)及び(2)に規定する任務を遂行させるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通告する。非政府団体がこの協定に基づいて定められる規則に従って当該加盟国の責任を果たすための能力及び意思を有していることにつき当該加盟国が十分な証拠を提出した場合に、機関は、当該非政府団体を明示的に承認する。理事会は、理由があるときはいつでも、特定の非政府団体を認めることができなくなつたことを宣言することができる。理事会は、すべての形式の証明書が正しく発行され及び使用されていることの確認並びに各加盟国が輸出したコーヒーの数量の確認をいつでも行うことができるように、自ら又は國際的に認められた世界的な組織を通じて、すべての必要な措置をとる。

(6) (5)の規定に従つて証明団体として承認された非政府団体は、発行した証明書の記録及びその発行の基礎となつた事項の記録を少なくとも四年間保管する。非政府団体は、(5)の規定に従つて証明団体として承認されるためには、機関が当該記録の審査することにあらかじめ同意しなければならない。

(7) 加盟国は、輸出割当てが実施されている場合

には、次条並びに第四十五条(1)及び(2)の規定が適用される場合を除くほか、理事会が定める規則に従つて発行された適切な形式の有効な証明書を伴わないコーヒーの貨物については、その輸入を禁止する。

(8) 理事会が定める形態の少量のコーヒー又は船舶、航空機その他の國際運送機器内において直接に消費されるコーヒーについては、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

第四十四条 輸出割当使用分に算入しない輸出

(1) この協定の加盟国でない国への輸出は、第二十九条に定めるところに従い、輸出割当使用分に算入しない。理事会は、特に、当該貿易の運営及び監視、非加盟国向けコーヒーの加盟国への転送及び再輸出についての取扱い及び制裁並びに加盟国への輸出及び非加盟国への輸出の双方のために必要な書類に関する規則を定めることができる。

(2) 人間による飲料又は食料品としての消費以外の何らかの目的のために工業的加工に供する原材料としてのコーヒー豆の輸出は、輸出割当使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が実際に当該目的のために使用される旨の十分な情報を加盟輸出国が理事会に提供することを条件とする。

(3) 理事会は、加盟輸出国の要請があつたときは、その加盟輸出国が人道的目的その他の非商

業的目的のために行つたコーヒーの輸出をその加盟輸出国の輸出割当使用分に算入しないことを決定することができる。

第四十五条 輸入の規制

(1) 各加盟国は、非加盟国がその輸出を加盟輸出国の犠牲において増加させることを防ぐため、輸出割当てが実施されている場合には、千九百六十八年の國際コーヒー協定の加盟国でなかつた非加盟国からのコーヒーの年間輸入量を、千九百七十一暦年から千九百七十四暦年までは千九百七十二暦年から千九百七十四暦年までのいずれかの期間における非加盟国からのコーヒーの輸入量の年平均に等しい数量に制限する。

(2) 加盟国は、また、輸出割当てが実施されている場合には、千九百六十八年の國際コーヒー協定又は延長された千九百六十八年の國際コーヒー協定の加盟国であつた各非加盟国からのコーヒーの年間輸入量を、千九百六十八—千九百六十九コーヒー年度から千九百七十一—千九百七十二コーヒー年度までの期間における当該非加盟国からの平均年間輸入量の一定の百分率を超えない数量に制限する。当該百分率は、輸出割当てが実施される時に第三十五条(1)の規定に従い、固定部分が総年間輸出割当てに対して占める割合に相当するものとする。

(3) 理事会は、この協定の目的を達成するために必要であると認める場合には、(1)及び(2)に定め

る数量制限を停止し又は変更することができる。

(4) (1)から(3)までに定める義務は、これと矛盾する義務であつて加盟輸入国がこの協定の効力発生の日前から二週間又は多数国間の取極に従つて非加盟国に対して負つているものを害するものではない。もつとも、その矛盾する義務を負う加盟輸入国は、(1)から(3)までに定める義務との矛盾をできる限り軽減するような方法でその矛盾する義務を履行する。当該加盟輸入国は、その矛盾する義務を(1)及び(2)の規定に適合させるための措置をできる限り速やかにとり、かつ、理事会に対し、その矛盾する義務及びその矛盾を軽減し又は除去するためにとつた措置を詳細に通報する。

(5) 理事会は、加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができる。

第八章 その他の経済条項

第四十六条 加工コーヒーに関する措置

(1) 加盟国は、開発途上にある国が、特に、工業化及び製品の輸出(コーヒーの加工及び加工コーヒーの輸出を含む。)によつてその経済の基礎を拡大することを必要としていることを認める。

(2) 加盟国は、(1)の規定との関連において、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある

る措置をとることを避ける。

- (3) 加盟国は、(2)の規定が遵守されていないと認めるときは、第五十七条の規定に妥当な考慮を払いつつ、他の関係加盟国と協議する。関係加盟国は、当事国間で和解に到達するようあらゆる努力を行う。協議が相互に満足すべき解決をもたらさない場合には、いずれの一方の当事国も、第五十八条の規定に従い検討のためその問題を理事会に付託することができる。

- (4) この協定のいかなる規定も、加工コーヒーの輸入による自国のコーヒー産業の崩壊を防止し又は救済するための措置をとる加盟国の権利を害するものではない。

第四十七条 消費の振興

- (1) 加盟国は、あらゆる可能な方法によりコーヒーの消費を奨励することを約束する。この目的を達成するため、コーヒーの原産地、種類又は銘柄のいかんを問わずすべての適当な方法によつて輸入国における消費を振興すること並びにこの飲料の最高の品質及び純度の達成及び維持に努めることを目的とする消費振興基金を設立する。

- (2) 消費振興基金は、委員会により運営される。基金の構成員は、基金に資金的に貢献する加盟国に限られる。

- (3) 基金は、千九百七十六—千九百七十七—千九百七十八—千九百七十九—千九百八十年の間に、千九百七十六年十月一日から

ら加盟輸出国によつて支払われるコーヒー輸出証紙又はこれと同等の輸出許可書に係る賦課金によつて賄う。当該賦課金の額は、付表一に掲げる加盟輸出国で当初の年間輸出割当てが十萬袋未満であるものについては一袋当たり五アメリカ合衆国セント、付表一に掲げる加盟輸出国で当初の年間輸出割当てが十萬袋以上四十萬袋未満であるものについては一袋当たり十アメリカ合衆国セント及び他のすべての加盟輸出国については一袋当たり二十五アメリカ合衆国セントとする。委員会が承認する条件による他の加盟国からの自発的拠出金も、また、基金の財源に充てることができる。

- (4) 委員会は、(7)の規定に従つて行われた約束を履行するために追加の資金が必要な場合にはいつでも、第三—千九百七十七—千九百七十八—千九百七十九—千九百八十年の間に、賦課金を引き続き徴収することを決定することができる。委員会は、更に、委員会が承認する条件で他の加盟国からの拠出金を受領することを決定することができる。

- (5) 基金の資金は、主として、加盟輸入国における消費振興運動の費用を負担するために使用する。

- (6) 基金は、コーヒーの消費に関連する調査及び研究を後援することができる。

- (7) 加盟輸入国又は委員会が認める加盟輸入国内の取引団体は、コーヒーの消費振興運動につい

て提案することができる。基金は、当該消費振興運動の費用の五十パーセントまでを負担するために資金を提供することができる。消費振興運動が承認されたときは、当該消費振興運動について委員会が負担する割合は、その後変更しないものとする。消費振興運動の期間は、一年を超えなければならないが、五年を超えることはできない。

- (8) (3)に定める支払は、コーヒー輸出証紙又はこれと同等の輸出許可書の交付に対応して行われる。第四十三条の規定に従つて定められる原産地証明書制度の適用のための規則は、(3)に規定する賦課金の支払に関する規定を含むものとする。

- (9) (3)及び(4)に規定する賦課金は、アメリカ合衆国ドルで事務局長に支払う。事務局長は、その支払によつて得られる資金を消費振興基金勘定と称する特別勘定に預託する。

- (10) 委員会は、消費振興基金のすべての資金を管理する。独立の専門家による会計検査を了した消費振興基金の各会計年度の収支計算書は、当該会計年度の終了後できるだけ速やかに、承認のため委員会に提出する。委員会が承認した収支計算書は、情報としてのみ理事会に提出する。

- (11) 事務局長は、委員会の議長となるものとし、委員会の活動について理事会に定期的に報告する。

(12) この条の規定を実施するために必要な運営費及び消費振興活動に関連する運営費は、消費振興基金から支出する。

- (13) 委員会は、その内部規則を定める。

第四十八条 消費に対する障害の除去

- (1) 加盟国は、コーヒーの消費の可能な最大限度までの増大をできる限り速やかに達成すること、特に、この増大を妨げるおそれのあるすべての障害を漸進的に除去することによつて達成することが極めて重要であることを認識する。

- (2) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次の措置が現在とられていることを認識する。

- (a) コーヒーに適用される輸入制度(特恵関税その他の関税、輸入割当て並びに政府の独占機関及び公的買付機関の運営を含む)その他の行政規則及び商慣行
(b) 直接又は間接の補助金に関する輸出制度その他の行政規則及び商慣行
(c) 消費に影響するおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

- (3) 加盟国は、(1)の目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努力する。

- (4) 加盟国は、相互の利益を考慮に入れて、取引及び消費の増大に対する(2)に規定する障害を漸進的に低減し及び可能な限り最後には除去する

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二二六

ための手段及び方法又はその障害の及ぼす影響を事実的に軽減するための手段及び方法を追求することを約束する。

(5) 加盟国は、(4)の約束を考慮に入れて、この条の規定を実施するためにとつたすべての措置を毎年理事会に通報する。

(6) 事務局長は、理事会による検討のため、消費に対する障害に関する調査を定期的に作成する。

(7) この条の目的を達成するため、理事会は、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、加盟国は、その勧告を実施するためにとつた措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

第四十九条 混合品及び代用品

(1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物をコーヒーに混合し又はコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則をも維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような産物をコーヒーの名称によつて販売し及び宣伝することを禁止するよう努力する。

(2) 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために必要な措置をとるよう要請することができる。

(3) 事務局長は、この条の規定の遵守の状況につ

いて定期報告を理事会に提出する。

第五十条 生産政策

(1) 各加盟輸出国は、第一条(1)に定める目的の達成を容易にするため、生産政策を策定し及び実施するよう最善の努力を行うことを約束する。

(2) 理事会は、(1)にいう生産政策の間の調整を行うための手続を定めることができる。この手続には、多角化又はその奨励のための適切な措置並びに加盟国が技術援助及び資金援助を得ることができるような方法を含めることができる。

(3) 理事会は、加盟輸出国が支払う拠出金であつて、妥当な生産政策の遂行に必要な措置を加盟輸出国がとることを援助する目的で機関が適切な技術研究を行うことを可能にするために使用されるものを定めることができる。この拠出金の額は、加盟輸入国に輸出されるコーヒーの一袋当たり二アメリカ合衆国セントを超えない額とし、交換可能通貨で支払う。

策

第五十一条 コーヒーの在庫に関する政策

(1) 理事会は、前章及び前条の規定を補足するため、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟生産国におけるコーヒーの在庫に関する政策を定める。

(2) 理事会は、個々の加盟輸出国が保有するコーヒーの在庫量を第三十五条の規定に従つて毎年確認するための措置をとる。関係加盟国は、この年次調査について便宜を与える。

(3) 加盟生産国は、自国において、コーヒーの在庫の適切な貯蔵のために十分な施設を確保する。

(4) 理事会は、国際在庫に関する取極によりこの協定の目的の達成に寄与することの実行可能性につき研究する。

第五十二条 取引業者との協議及び協力

(1) 機関は、コーヒーの国際取引に関する適当な非政府機関及びコーヒー問題に関する専門家との密接な連絡を維持する。

(2) 加盟国は、確立した取引経路を尊重しつつこの協定に基づく活動を行い、差別的販売行為を差し控える。加盟国は、この活動を行うに当たり、コーヒーの取引業者の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力する。

第五十三条 情報

(1) 機関は、次の情報の収集、交換及び出版のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出入、流通及び消費に関する統計的情報

(b) 適当と認めるときは、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的情報

(2) 理事会は、その運営のために必要と認める情報(コーヒーの生産、生産の傾向、輸出入、流通、消費、在庫及び価格並びにコーヒーに対する課税に関する定期的な統計的報告を含む。)を提供することを加盟国に要求することができる。ただし、特定の行為がコーヒーを生産し、

加工し又は販売するいずれの個人又は会社の行為であるかを識別することができるような情報を公表してはならない。加盟国は、要求された情報をできる限り詳細かつ正確に提供する。

(3) 理事会が機関の適正な運営のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が妥当な期間内に提供せず又はその提供が困難であるとする場合には、理事会は、その加盟国に対し、不履行の理由を説明することを要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術的援助が必要であると認める場合には、必要な措置をとることができる。

(4) 事務局長は、(3)の措置に加えて、妥当な予告を行つた後、理事会が別段の決定を行わない限り、第四十三条に規定するコーヒー輸出証紙又は他の同等の輸出許可書の交付を停止することができる。

第五十四条 研究

(1) 理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策がコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコーヒーの消費を増大させる可能性並びにこの協定の実施がコーヒーの生産国及び消費国に及ぼす影響(生産国と消費国との間の交易条件に及ぼす影響を含む。)に関する研究を奨励することができる。

(2) 機関は、加盟生産国から輸出されるコーヒー

について最低の規格を定めることが可能であるかどうかを研究することができ。

第五十五条 特別基金

- (1) この協定の関連規定がこの協定の効力発生の日又はその日にできる限り近い日から実施されることを確保するために機関が必要な追加の措置をとり及びそれに係る費用を負担することができるよう、特別基金を設立する。

- (2) 基金への払込金は、この協定の効力発生の日から加盟輸出国が支払う賦課金から成るものとすし、その額は、加盟輸入国に輸出されるコーヒの一袋当たり二アメリカ合衆国セントとする。ただし、理事会が当該賦課金の減額又は停止を決定する場合には、これによる。

- (3) (2)に定める賦課金は、コーヒ輸出証紙又はこれと同等の輸出許可書の交付に対応してアメリカ合衆国ドルで事務局長に支払う。第四十三条の規定に従って定められる原産地証明書制度の適用のための規則は、この賦課金の支払に関する規定を含むものとする。

- (4) 事務局長は、理事会の承認を条件として、第四十三条に規定する原産地証明書制度の実施に要する費用、第五十一条(2)の規定に従って行われる在庫の確認に要する費用並びに第五十三条に規定する統計的情報の収集及び伝達のための制度の改善に要する費用に充てるため基金の資金を使用する権限を有する。

- (5) 基金は、運営予算とは別個に、かつ、できる

限り、運営予算と同様の態様で管理され及び運営され、並びに第二十七条の規定により機関の会計について要求される独立の専門家による年度ごとの会計検査を受ける。

第五十六条 免除

- (1) 理事会は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力、憲法上の義務又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務によつて必要となる場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟国に対して義務を免除することができ。

- (2) 理事会は、加盟国に対して免除を与えるに当たり、その加盟国が義務を免除される条件及び期間を明示する。

- (3) 理事会は、輸出割当てに係る義務の免除の要請が、当該加盟国の輸出可能生産量が自国に認められた輸出量を一年以上にわたつて上回つていることを根拠として行われる場合又は当該加盟国が第五十条及び第五十一条の規定に従わなかつた結果行われる場合には、その要請を検討しない。

第九章 協議、紛争及び苦情

第五十七条 協議

加盟国は、この協定に関するすべての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに好意的考慮を払い、かつ、その申立てに関するすべての協議を受け入れる。この協議において、事務局長

は、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としない。事務局長が委員会を設置することについていずれかの当事国が同意しない場合又は協議が調わない場合には、当該問題は、次条の規定に従つて理事会に付託することができる。協議が調つたときは、その旨を事務局長に報告するものとすし、事務局長は、すべての加盟国にその報告を送付する。

第五十八条 紛争及び苦情

- (1) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、その紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

- (2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上を有する加盟国は、理事会がその決定を行うに先立ち係争中の問題につき討議の後(3)の諮問委員会の意見を求めることを理事会に要求することができる。

- (3)(a) 諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

- (i) 加盟輸出国が指名する二人の者。そのうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。

- (ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者は、加盟輸出国が指名する者と同様の資格を有する者とする。

- (iii) (i)及び(ii)の規定に従つて指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの者の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する委員長

- (b) その政府がこの協定の締結国政府である国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

- (c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けないで行動する。

- (d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。
- (4) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

- (5) 理事会は、紛争が付託された日から六箇月以内に、当該紛争について決定を行う。

- (6) いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、これについて決定を行う。

- (7) 加盟国は、区分ごとの単純過半数票による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反していると認定されることはない。加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の認定

は、その違反の性質を明示して行い。

(8) 加盟国がこの協定に基づく義務に違反しているとして理事会が認定する場合には、理事会は、他の条に規定する他の強制的措置の適用を妨げることなく、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができるものとし、また、理事会は、第六十六条の規定に基づき機関から当該加盟国を除名することを決定することができる。

(9) 加盟国は、理事会が紛争又は苦情に係る問題を討議するのに先立ち、その問題についてあらかじめ執行委員会の意見を求めることができる。

第十章 最終規定

第五十九条 署名

この協定は、千九百七十六年一月三十一日から七月三十一日まで、国際連合本部において、議定書によつて延長された千九百六十八年の國際コーヒー協定の締約国政府及び千九百七十六年の國際コーヒー協定について交渉するために招集された國際コーヒー理事会の会期に招請された政府による署名のため、開放しておく。

第六十条 批准、受諾又は承認

(1) この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) 批准書、受諾書又は承認書は、次条に別段の定めがある場合を除くほか、千九百七十六年九月三十日までに、国際連合事務総長に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、期限の延長を認めることができる。

第六十一条 効力発生

(1) この協定は、付表二に掲げる加盟輸出国のうち少なくとも二十の国で同付表に掲げる加盟輸出の総票数の八十パーセント以上を有するものを代表する政府及び同付表に掲げる加盟輸入国のうち少なくとも十の国で同付表に掲げる加盟輸入の総票数の八十パーセント以上を有するものを代表する政府が千九百七十六年十月一日前に批准書、受諾書又は承認書を寄託したときは、同日に確定的に効力を生ずる。この協定は、また、同日以後いつでも、(2)の規定に従つて暫定的に効力を生じている場合において、批准書、受諾書又は承認書の寄託により前記の百分率の要件が満たされたときは、確定的に効力を生ずる。

(2) この協定は、千九百七十六年十月一日に暫定的に効力を生ずることができる。第一文の規定の適用上、署名政府又は議定書によつて延長された千九百六十八年の國際コーヒー協定の締約国政府であるその他の政府がこの協定を暫定的に適用すること及び自国の憲法上の手続に従つ

てできる限り速やかにこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告を行う場合には、その通告は、国際連合事務総長が千九百七十六年九月三十日までにこれを受領することを条件として、批准書、受諾書又は承認書と同等の効力を有する。批准書、受諾書又は承認書を寄託するまでの間のこの協定を暫定的に適用することを約束する政府は、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日又は千九百七十六年十二月三十一日のいずれか早い方の日までこの協定の暫定的締約国政府となる。理事会は、この協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる期限の延長を認めることができる。

(3) この協定が(1)又は(2)のいずれの規定によつても千九百七十六年十月一日に確定的又は暫定的に効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府並びにこの協定を暫定的に適用すること及びこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力すること、を約束する旨の通告を行つた政府は、合意により、この協定がその合意をする政府の間で効力を生ずることを決定することができる。また、この協定が暫定的に効力を生じたが千九百七十六年十二月三十一日までに確定的に効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府及び(2)の通告を行つた政府は、合意により、この協定がその合意をする政府の間で引き続き暫定的に効力を有し又は確定的に効力を生ずることを決定することができる。

第六十二条 加入

(1) 国際連合又はその専門機関の加盟国の政府は、この協定の効力発生の日前であるか効力発生の日以後であるかを問わず、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入することができる。

(2) 加入書は、国際連合事務総長に寄託する。加入書は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。

第六十三条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても行うことができない。

第六十四条 指定領域への適用

(1) いずれの政府も、署名の際若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、自国が国際関係について責任を負ういづれかの領域についてこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、その通告の日から、その通告中に特定する領域について適用される。

(2) いずれの締約国政府も、自国が国際関係について責任を負ういづれかの領域について第五條の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又は当該いづれかの領域に対し第六條若しくは第七條の規定に基づいて形成される加盟集

団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その権利を行使し又はその許可を与えることができる。

(3) (1)の宣言を行った締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域についてのこの協定の適用を終止することを宣言することができる。その領域についてのこの協定の適用は、その通告の日に終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されていた領域がその後独立する場合には、その新たな国の政府は、独立が達成された後九十日以内に、国際連合事務総長に対する通告により、この協定の締約国政府の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。その政府は、その通告の日から、この協定の締約国政府となる。理事会は、その通告を行うことができる期限の延長を認めることができる。

第六十五条 自発的脱退

いずれの締約国政府も、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、その通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十六条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、機関からその加盟国を除名することができる。理事会は、その決定を国際連合事務総長に直ちに通告する。その加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で加盟国でなくなり、その加盟国が締約国政府である場合には、この協定の締約国政府でなくなる。

第六十七条 脱退する加盟国又は除名される加盟国の会計上の決済

(1) 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国についてその会計上の決済を行う。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国が既に支払った金額を払い戻さないものとし、また、その加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対して負っている債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第六十九条(2)の規定に従ってこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行うことができる。

(2) この協定への参加を終止した加盟国は、機関の清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しないものとし、また、この協定の終了の際に機関に欠損があつた場合には、その支払について責任を有しない。

第六十八条 有効期間及び終了

(1) この協定は、千九百八十二年九月三十日まで六年間効力を有する。ただし、(3)の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は(4)の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

(2) 締約国政府は、この協定の第三年度中、すなわち、千九百七十九年九月三十日に終了するコーヒ―年度中に、国際連合事務総長に対し、この協定の有効期間の残余の三年間引き続きこの協定に参加する意思を通告する。締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である領域は、千九百七十九年九月三十日までこの協定の有効期間の残余の三年間引き続きこの協定に参加する意思を通告せず又はその通告が自己について行われなかつた場合には、千九百七十九年十月一日にこの協定への参加を終止する。

(3) 理事会は、千九百八十年九月三十日後いつでも、加盟国の総数の五十八パーセント以上の加盟国で区分ごとの総票数の七十パーセント以上

を有するものによる議決により、この協定について再交渉すること又はこの協定に修正を加えるかどうかを問わずこの協定の有効期間を自己が定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である領域は、新たな協定若しくは延長された協定が効力を生ずる日までに国際連合事務総長に対して新たな協定若しくは延長された協定を受諾する旨の通告を行わず又はその通告が自己について行われなかつた場合には、その日に協定への参加を終止する。

(4) 理事会は、区分ごとの総票数の三分の二以上を有する過半数の加盟国による議決で、いつでも、この協定を終了させることを決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。

(5) 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行うために必要な期間を存続するものとし、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第六十九条 改正

(1) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、締約国政府に対しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二四〇

ることを容易にするため、

国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出
で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上
を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸
入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入
国で加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上
を有するものを代表する締約国政府から国際連
合事務総長が受諾の通告を受領した後百日で、
効力を生ずる。理事会は、締約国政府が国際連
合事務総長に対して改正の受諾を通告すること
ができる期限を定めることができる。その期限
までに改正の効力発生のための百分率の要件が
満たされていない場合には、改正は、撤回され
たものとみなす。

(2) 締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構
成員である領域は、理事会が定めた期限までに
改正を受諾する旨の通告を行わず又はその通告
が自己について行われなかった場合には、改正
の効力発生の日にこの協定への参加を終止す
る。

第七十条 補足規定及び経過規定

(1) この協定は、議定書によつて延長された千九
百六十八年の国際コーヒー協定に継続する協定
とみなされる。

(2) 議定書によつて延長された千九百六十八年の
国際コーヒー協定が中断されることなく継続す

(a) 議定書によつて延長された千九百六十八年
の国際コーヒー協定に基づき機関若しくはそ
の内部機関又はこれらに代わるものがとつた
措置であつて、千九百七十六年九月三十日に
有効であり、かつ、同日に満了する旨の定め
がないものは、この協定に基づいて変更され
ない限り、引き続き効力を有する。

(b) 千九百七十六―千九百七十七年度
中に適用するため千九百七十五―千九百七十
六年度中に理事会によつて行われな
ければならないすべての決定は、同年度
年度の最終の通常会期中に行うものとし、か
つ、暫定的に、この協定が既に効力を生じた
場合と同様に適用する。

第七十一条 この協定の正文

この協定は、英語、フランス語、ポルトガル語
及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本
は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日に
この協定に署名した。

付表一 加盟輸入国に対する輸出量が四十万袋未満である加盟輸出国

加 盟 輸 出 国	(1) 当初の年間輸出 割当て(千袋)	(2) 基本票に加える 票数
十万袋未満		
ガボン	二五	〇
ジャマイカ	二五	〇
コンゴ	二五	〇
パナマ	四一	〇
ダホメ	三三	〇
ポリヴィア	七三	〇
ガーナ	六六	〇
トリニダード・トバゴ	六九	〇
ナイジェリア	七〇	〇
パラグアイ	七〇	〇
チモール	八二	〇
小 計	五七九	〇
十万袋以上		
リベリア	一〇〇	二
ギニア	一二七	二
シエラ・レオネ	一八〇	三
中央アフリカ共和国	二〇五	三
トーゴ	二二五	四
ルワンダ	三〇〇	五
ヴェネズエラ	三二五	五
ブルンディ	三六〇	六
ハイティ	三六〇	六
小 計	二、一八二	六
総 計	二、七六一	六

付表二 票の配分

総 票 数	輸 出 国	輸 入 国
オーストラリア	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ベルギー(ルクセンブルグを含む。)		二二
ポリヴィア		二九
四		

ブラジル	三三六	
ブルンディ	三八	
カメルーン	二〇	
カナダ	七	
中央アフリカ共和国	一一四	
コロンビア	四	
コンゴ	二二	
コスタ・リカ	四	
サイプラス	一〇五	
チエッコスロヴァキア	二二	
ダホメ	四	
デンマーク	二二	
ドミニカ共和国	一六	
エクアドル	三三	
エル・サルヴァドル	二八	
エティオピア	四四	
ドイツ連邦共和国	一〇四	
フィンランド	二二	
フランス	八七	
ガボン	二二	
ガーナ	三三	
グアテマラ	六	
ギニア	二二	
ハイティ	二二	
ホンデュラス	二六	
インド	四九	
インドネシア	六	
アイルランド	三七	
象牙海岸	四	
ジャマイカ	四七	
日本国	三七	
ケニア	一七	
リベリア	一八	
マダガスカル	三二	
メキシコ	三七	
オランダ	三七	
ニュー・ジラランド	三七	
ニカラグア	三七	

ナイジェリア	四	一六
ノールウェー	四	
パナマ	四	
パプア・ニューギニア	四	
パラグアイ	一六	
ペルー	六	
ポルトガル	六	
ルワンダ	六	
シエラ・レオネ	六	
スペイン	二九	
スウェーデン	三七	
スイス	二四	
タンザニア	一五	
チモール	四	
トリニダード・トバゴ	四	
ウガンダ	四二	五一
連合王国	九	三九二
アメリカ合衆国	二一	一八
ヴェネズエラ		
ユーゴスラヴィア		
ザイール		

千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結

について承認を求めるの件(参議院送付)に

関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本協定は、一九七四年九月二十六日に採択された議定書によつて延長された千九百六十八年の国際コーヒー協定に継続する協定として、一九七五年十二月三日ロンドンで開催された国際

コーヒー理事会において採択され、政府は昭和五十一年七月二十七日これに署名した。

本協定は、その大綱において千九百六十八年の国際コーヒー協定を踏襲するものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1 世界のコーヒー需給の妥当な均衡の達成、その供給、在庫及び価格の過度の変動の回避並びにコーヒー輸出国の購買力の増大を図る

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一)

千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 建築基準法の一部を改正する法 二四二

ことを主たる目的とする。

2 協定の運用及びその実施を監督するため、千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関を存続させ、国際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営む。

3 協定適用上、世界のコーヒー市場を輸出割当ての対象となる加盟国市場と輸出割当ての対象とならない非加盟国市場とに分ける。

4 各加盟輸出国に対し、その輸出実績及び在庫量を基礎として輸出割当てを配分し、コーヒー価格が一定水準を下回つた場合に輸出割当てを実施し、価格が一定水準を上回つた場合にこれを停止する。

5 輸出割当てが実施されている場合には、加盟国は、加盟輸出国からの有効な原産地証明書を伴わないコーヒーの輸入を禁止し、かつ、非加盟国からの輸入量を一定数量に制限する。

6 国際コーヒー機関は、常に各加盟輸出国のコーヒー輸出量と在庫量の確認を行う。

7 原産地証明書制度の実施、在庫の確認等の費用に充てため、加盟輸出国の支払う賦課

金によつて賄われる特別基金を設置する。

なお、本協定は、一九七六年十月一日に暫定的に効力を生じているが(政府は、本協定の暫定的適用に関する通告を昭和五十一年九月二十九日に国際連合事務総長に対して行つてゐる。)、加盟輸出国二十箇国以上でその総票数の八十パーセント以上を代表する政府及び加盟輸入国十箇国以上でその総票数八十パーセント以上を代表する政府が批准書、受諾書又は承認書を国際連合事務総長に寄託した日に確定的に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、コーヒーを主たる輸出品目とする開発途上にある国の経済発展に協力する等の見地から妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十一年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、

国際コーヒー機関分担金として千三百六十二万七千円計上されている。

右報告する。

昭和五十一年十一月四日

外務委員長 藤本 孝雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出第七十七回国会衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十一年十一月一日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「又は防火地域」を「若しくは防火地域」に、「決定又は変更」を「決定若しくは変更又は第五十二条第一項の区域の指定若しくはその取消し」に、「第五十二條第一項、第五十三條第一項若しくは第二項」を「第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項から第三項まで」に改め、「第五十六條第一項」の下に、「第五十六條の二第一項」を加える。

第六條第一項中「基く」を「基づく」に改め、同項第一号中「学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集會場、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は自動車庫の」を「別表第一(欄に掲げる」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号中「除く外」を「除くほか」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第七條の見出しを「建築物に関する検査」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同條第四項とし、同條の次に次の一條を加える。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七條の二 第六條第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物

(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕

若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階

段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリ

ンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用

の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画

で政令で定めるものに関する工事(政令で定め

る軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第

八項及び第九十条の三において「避難施設等に

関する工事」という。)を含むものをする場合に

おいては、当該建築物の建築主は、前条第三項

の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該

新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する

工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用

し、又は使用させてはならない。ただし、次の

各号の一に該当する場合には、検査済証の交付

を受ける前においても、仮に、当該建築物又は

建築物の部分を使用し、又は使用させることが

できる。

一 特定行政庁(前条第一項の規定による届出

があつた後においては、建築主事)が、安全

上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮

使用の承認をしたとき。

二 前条第一項の規定による届出をした日から
七日を経過したとき。

2 前項第一号の仮使用の承認の申請の手續に關

し必要な事項は、建設省令で定める。

第九条の三第二項中「登録」を「許可」に改める。

第十二条第四項中「若しくは前条第一項」を、「前

条第一項若しくは第九十条の二第一項」に改める。

第十八条第一項中「第七條及び第九條から第

十條まで」を、「から第七條の二まで、第九條から第

十條まで及び第九十條の二」に改め、同条第八項

を次のように改める。

8 第六条第一項第一号から第三号までの建築物

を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅

以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)

の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大

規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事

を含むものをする場合においては、前項の検査

済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に

係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に

係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又

は使用させてはならない。ただし、次の各号の

一に該当する場合には、検査済証の交付を受け

る前においても、仮に、当該建築物又は建築物

の部分を使用し、又は使用させることができ
る。

一 特定行政庁(第五項の規定による通知があ

つた後においては、建築主事)が、安全上、

防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用

の承認をしたとき。

二 第五項の規定による通知をした日から七日

を経過したとき。

第十八条第九項中「又は第十條第一項」を、「第

十條第一項又は第九十條の二第一項」に、「措置を

とる」を「措置を採る」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(建築物が第二十二條第一項の市街地の区域の

内外にわたる場合の措置)

第二十四條の二 建築物が第二十二條第一項の市

街地の区域の内外にわたる場合においては、そ

の全部について同項の市街地の区域内の建築物

に関する規定を適用する。

第二十七條第二項第一号中「病院」の下に「及び

診療所」を加え、同項第二号中「別表第二」項第八

号を「別表第二」項第六号に、「こえない」を

「超えない」に改める。

第五十二條第一項中「が十二メートル」を「の幅

員が十二メートル」に改め、「数値」の下に「第

一種住居専用地域、第二種住居専用地域若しくは

住居地域又は特定行政庁が都市計画地方審議会の

議を経て指定する区域内にある建築物にあつては

十分の四を、その他の建築物にあつては」を加え、

同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、

同項第二号中「第二種住居専用地域、」を削り、同

号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号

を加える。

二 第二種住居専用地域内の建築物 十分の

十、十分の十五、十分の二十又は十分の三十

のうち当該地域に関する都市計画において定

められたもの

第五十二條第四項を同条第五項とし、同条第三

項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」

を「これら」に、「こえる」を「超える」に改め、同項

第三号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二

項中「前項」を「第一項」に、「同項の」を「前二項の」

に、「同項中」敷地面積」とあるのは、「敷地のう

ち計画道路(第四十二條第一項第四号に該当する

ものを除く。)に係る部分を除いた部分の面積」と

を「は、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面

積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しな

いものと」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十三条第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第一号中「第一種住居専用地域」の下に「第二種住居専用地域」を加え、同項第二号中「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号に掲げる数値に十分の一」を「第一項各号に掲げる数値に十分の一」に改め、同項第二号中「かど」を「角」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十五条 次のように改める。

(第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度)

第五十五条 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートルを超えてはならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。この場合において、第三号に掲げる建築物は、その高さが十二メートル以下のものでなければならない。

一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

三 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるもの

3 第四十四条第二項の規定は、前項第一号又は第二号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六条第一項第三号中「又は第二種住居専用地域」の下に「(次条第一項の規定に基づく条例で別表第三の二の項に規定する(一)、(二)又は(三)の号が指定されているものを除く。)」を加え、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物が前項の地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同項各号中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六条の二 別表第三(イ)欄の各項に掲げる地域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(イ)欄の当該各項に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(イ)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面(対象区域外の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(イ)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなす。

して、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

5 建築物が第一項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第五十六条第一項第一号」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積

の敷地面積に対する割合等の特例）

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築物面積の敷地面積に対する割合、延べ面積の敷地面積に対する割合及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条第一項又は第五十六条の規定による限度を超えるものとすることができ。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第六十条第三項中「前八条」を「第五十二条から前条まで」に改める。

第六十九条中「土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該権利の目的となつて」を「土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他

一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該」に、「を協定する」を「についての協定（以下「建築協定」という。）を締結する」に改める。

第七十条第一項中「建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）をしようとする者は、その全員の合意によつて」を「建築協定を締結しようとする土地の所有者等は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内に借地権の目的となつてい土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてい土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

第七十一条中「前条」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第七十四条第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等」に改め、「その全員の合意をもつて」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二 建築協定区域内の土地で当該建

築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつてい土地は、当該建築協定区域から除かれるものとする。

2 前項の場合においては、当該借地権を有していた者は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。

3 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項の規定により同項に規定する土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第七十五条中「前条第二項」を「第七十四条第二項」に改め、「認可の公告」の下に「（次条において「建築協定の認可等の公告」という。）」を加え、「土地の所有者等となつた者」を「土地の所有者等となつた者（当該建築協定について第七十条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等)

第七十五条の二 建築協定区域内の土地の所有者で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによつて、当該建築協定に加わることができる。

2 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

3 建築協定は、第一項の規定により当該建築協定に加わつた者がその時において所有していた当該建築協定区域内の土地について、前項において準用する第七十三条第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者(前条の規定の適用がある者を除く。)に對しても、その効力があるものとする。

第七十六条第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(土地の共有者等の取扱い)

第七十六条の二 土地の共有者又は共同借地権者は、第七十条第二項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第七十五条の二第一項及び前条第一項の規定の適用については、合せて一の所有者又は借地権者とみなす。

(建築協定の設定の特則)

第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3 第七十条第三項及び第七十一条から第七十三条までの規定は、前項の認可の手続に準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して一年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

5 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第八十五条第二項中、「第七条」を「から第七条の二まで」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八十六条第一項中「第五十二条第一項から第三項まで」を「第五十二条第一項から第四項まで」に、「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十五条第二項第三号、第五十六条第一項若しくは第三項、第五十六条の二第一項から第三項まで」に改め、「第五十九条第一項」の下に、「第五十九条の二第一項」を加える。

第八十六条の二中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項若しくは第二項」に改め、「第五十九条第一項」の下に「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に係る部分を除く。」を加える。

第八十七条第一項中「場合」の下に「(当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。)」を加える。

第八十七条の二第一項中「第七条」の下に「第七条の二」を、「第九十条」の下に「から第九十条の三まで」を加える。

第八十八条第一項中「(第四項を除く。)」を削り、「第七条第四項」を「第七条の二」に改める。

第九十条の次に次の二条を加える。

(工事中の特殊建築物等に対する措置)

第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があ

ると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができ

2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(工事中における安全上の措置等に関する計画の届出)

第九十条の三 別表第一(一)欄の(一)項、(二)項及び(四)項に掲げる用途に供する建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事中において当該建築物を使用し、又は使用させる場合においては、当該建築主は、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

第九十一条中「法律の規定」の下に「(第五十二条から第五十六条の二までの規定を除く。以下この条において同じ。)」を、「受ける区域」の下に「(第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「以下本条において同様とする」を「以下この条において同じ」に、「この法律又はこれに基づく命令」を「この法律の規定又は

この法律に基づく命令に改める。

第九十九条第一項第二号中「又は第九十条第一項」を、「第七條の二第一項(第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。又は第九十条第一項)に改め、同項第三号中「又は第十一條第一項」を、「第十一條第一項」に、「の規定による」を「又は第九十条の二第一項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十三條」の下に、「第二十四條、第二十五条」を加え、「第五十二條第一項、第五十三條第一項」を「第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項若しくは第二項」に改め、「第五十六條第一項」の下に、「第五十六條の二第一項」を加える。

別表第三 日影による中高層の建築物の制限

一 第一種住居 専用地域	地域	(い)	(ろ)	(は)	(に)
軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が十メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間
一・五メートル					
(三)	(二)	(一)	(一)	(二)	(三)
五時間(道の区域内にあつては、四時間)	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	三時間(道の区域内にあつては、二時間)	三時間(道の区域内にあつては、二時間)	二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)

第百条第二号中「第七條第四項又は」及び「これらの規定を」を削る。

別表第一(欄中「病院」の下に、「診療所(患者の収容施設があるものに限る。)」を加え、同表(欄中「病院」の下に「及び診療所」を加える。

別表第二(内項に次の二号を加える。

八 三階以上の部分を(内項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの(政令で定めるものを除く。))

九 (内項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを除く。))

別表第二の次に次の一表を加える。

二 第二種住居 専用地域	高さ が十 メートル を超える 建築物	四 メー トル	(一)	(二)	(三)
高さ が十 メートル を超える 建築物	高さ が十 メートル を超える 建築物	四 メー トル	三時間(道の区域内にあつては、二時間)	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	五時間(道の区域内にあつては、四時間)
高さ が十 メートル を超える 建築物	高さ が十 メートル を超える 建築物	四 メー トル	二・五時間(道の区域内にあつては、二時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)	四時間(道の区域内にあつては、三時間)

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の建築基準法の規定によりされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ改正後の建築基準法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

4 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第二号イ中「第三号」を「第四号」に改め、同号ハ中「工業専用地域」を「第二種住居専用地域又は工業専用地域」に改める。

(第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する経過措置)

5 この法律の施行の際現に存する第二種住居専用地域については、当該第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、十分の六と定められているものとみなす。

建築基準法の一部を改正する法律案(第七

十二回国会開法第七五号、参議院送付)に

関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、建築物に関する防災対策を推進するため、工事中の建築物の使用制限を強化するとともに、都市における環境の整備保全と土地の合理的利用を図るため、建築物による日影の制限に関する規定を設け、及び第二種住居専用地域内の用途規制を強化する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 建築物に関する防災対策の推進

1 工事期間中における使用制限の強化

特殊建築物等の増築、大規模の修繕、模様替等の工事で避難施設等に関する工事をする場合においては、新築の場合と同様、原則として、工事期間中は当該建築物は使用してはならないものとする。ただし、特定行政庁が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて、承認したときは、仮に、使用することができるものとする。

なお、特定行政庁は、工事期間中支障な

いものとして使用されている特殊建築物等

であつても、個別な特殊の事情により、安全上、防火上又は避難上著しく支障がある

と認めるときは、当該建築物の使用の禁止等の措置を採ることができるものとする。

2 建築確認を要する特殊建築物の範囲の拡大

建築等について確認を要する特殊建築物の範囲を拡大し、現行の百貨店、ホテル、病院、学校、劇場等のほか、新たに、キャバレー、ナイトクラブ、遊技場等を加えるものとする。

(二) 都市における環境の整備保全と土地の合理的利用の推進

1 住居系用途地域内の中高層建築物の日影の制限

(1) 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域等で地方公共団体が条例で指定する区域内の中高層の建築物については、冬至の日において、その敷地外一定距離以上の部分に、地方公共団体が法律で定めた基準のうちから条例で指定する時間以上日影が生じないよう制限を行うものとする。

る。

(2) 土地の利用状況に特別の事情がある場合の緩和措置等は政令で定めるものとする。

2 第二種住居専用地域内での用途規制の強化等

第二種住居専用地域内で建築してはならない建築物として、専用の店舗、事務所等第一種住居専用地域で建築することができない用途が三階以上の部分にある建築物及びこれらの用途の大規模な建築物を加えるとともに、同地域内の建築物の容積率及び建ぺい率の限度を強化するほか、住居系用途地域内の建築物の前面道路の幅員による容積率の制限を強化するものとする。

3 建築協定制度の改善

宅地開発が行われた土地等においては、土地の所有者は、一人で、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができるものとする。同時に、建築協定の締結の促進を図るための規定を整備するものとする。

4 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例

敷地内に相当規模の空地を有し、かつ、そ

の敷地面積が一定規模以上である建築物で、市街地の環境の整備改善に資するものの建築を促進するため、容積率の緩和等に関する規定を整備するとともに、第一種住居専用地域内においては、特定行政庁が住居の環境を害するおそれがないと認めた相当規模の空地等を有する建築物について、十二メートル以上の制限を緩和するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、建築物に関する防災対策の推進及び都市環境の整備保全と土地の合理的な利用を図るための措置として必要と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年十一月四日

建設委員長 渡辺 栄一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

去る一日(月曜日)は、午後二時本会議開会の予定であつたが、会議を開くに至らなかった。

去る二日(火曜日)は、午後二時本会議開会の予定であつたが、会議を開くに至らなかつた。

衆議院會議録第九号中正誤

一三	段 行	誤	
一三	一 五	旧軍港庁	
一三	一 末三	受預	
一三	四 末九	進推	
		旧軍港市	正
		受領	
		推進	

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一)

二五〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

昭和五十一年十一月四日

第七十八回 衆議院會議録 第十一号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 十八件

条約 二件 両院承認

法律案 九件

成立 八件

本院未了 一件

国会の議決を求めるの件 七件 自然消滅

議員提出議案 七件

法律案 五件

成立 一件

本院未了 四件

決議案 二件

可決 一件

未決 一件

重要動議 四件 可決

懲罰事犯の件 一件 未了

衆議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 六件

参議院提出法律案 一件 成立

参議院議員提出法律案(本院予備審査) 五件 参

議院未了

本院において前国会から継続した議案等 六十

四件

内閣提出議案 十三件

条約 三件 本院未了

成立 四件

本院通過、参議院未了 一件

本院未了 八件

議員提出法律案 四十一件 本院未了

決算その他 七件

委員長報告のとおり議決 三件

未了 四件

参議院において前国会から継続し本院に送付された議案 十二件

内閣提出議案 二件 成立

予備費支出の件 十件 両院承認

内閣提出法律案 二件 成立

請願 二千五百六十八件(六千三百二十一通)

採択、内閣送付 九百九十一件(三千二百一十四通)

未了 千五百七十五件(三千九百五十五通)

取り下げ 二件(二通)

質問 十九件

国家公務員等の任命について同意又は事後承認を求めるの件 十二件

同意を求めの件 七件 同意

事後承認を求めるの件 五件 承認

○議長報告

(衆議院送付及び通知)

一、今四日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

(法律公布案上及び通知)

一、今四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

建築基準法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、今四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公衆電気通信法の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

改正する法律

一、今四日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、次の通知書を受領した。

内閣連第三七号

昭和五十一年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

本年九月二十日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)」については、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、公共企業体等労働委員会の本年五月二十二日の仲裁裁定を実施し得る見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣連第三七号

昭和五十一年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

本年九月二十日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)」については、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、公共企業体等労働委員会の本年五月二十二日の仲裁裁定を実施し得る見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣連第三七号

昭和五十一年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

本年九月二十日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)」については、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律が成立し、検討

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(一) 議長の報告

の結果、公共企業体等労働委員会の本年五月二十二日の仲裁裁定を実施し得る見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣連第三七号

昭和五十一年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

本年九月二十日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄路建設労働組合関係)」については、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、公共企業体等労働委員会の本年五月二十二日の仲裁裁定第一項を実施し得る見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣連第三七号

昭和五十一年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

本年九月二十日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国鉄路建設労働組合連合会関係)」については、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、公共企業体等労働委員会の本年五月二十二日の仲裁裁定を実施し得る見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣連第二二号

昭和五十一年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

本年九月二十日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求める件(日本電信電話労働組合関係)」については、公衆電気通信法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、公共企業体等労働委員会の本年五月二十二日の仲裁裁定を実施し得る見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣連第二二号

昭和五十一年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

本年九月二十日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国電気通信労働組合関係)」については、公衆電気通信法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、公共企業体等労働委員会の本年五月二十二日の仲裁裁定第一項を実施し得る見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

一、今日、河野参議院議長から前尾議長あて、参議院は閉会中次のおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国防の増進に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十八年度国庫収納金整理資金受払計算書、昭和四十八年度政府関係機関決算書

二、昭和四十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、昭和四十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、昭和四十九年度国有財産増減及び現在総計算書

五、昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

六、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

ロッキード問題に関する調査特別委員会

一、ロッキード問題に関する調査

(議案提出)

一、今日、議員から提出した議案は次のとおりである。

三木内閣不信任決議案(成田知巳君外四名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、今日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

三木内閣不信任決議案

成田知巳君外四名

(議案付託)

一、今日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業者の事業分野における事業活動の調整に関する法律案(武藤嘉文君外六名提出、衆法第五号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、今日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業者の事業分野における事業活動の調整に関する法律案(武藤嘉文君外六名提出)

(条約通知)

一、今日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

千九百七十一一年の國際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めの件
千九百七十六年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めの件
(議案通知)

一、今日、参議院送付の次の同院継続審査案(第七十二回国会内閣提出)を可決した旨参議院に通知した。
建築基準法の一部を改正する法律案

一、今日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につき通知書を受領した結果、次の件は自然消滅となつた旨参議院及び内閣に通知した。
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

(議案通知書受領)

一、今日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、今日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、今日、参議院において、第七十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
公衆電気通信法の一部を改正する法律案
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

(議案消滅)
一、今日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、次の件は国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律が成立し、裁定を実施し得る見込みが明らかになつた旨の通知があつたので自然消滅となつた。
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

組合関係

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

教育問題に関する質問主意書(坂井弘一君提出)及び答弁書
中小企業対策に関する質問主意書(坂井弘一君提出)及び答弁書

新東京國際空港公団が再度犯した消防法違反等に関する質問主意書(阿部昭吾君提出)及び答弁書

関西新國際空港建設の可否についての諸調査に関する質問主意書(荒木宏君提出)及び答弁書
米海軍小柴貯油施設の安全性に関する質問主意書(石母田達君提出)及び答弁書

ハウス五五計画に関する質問主意書(石母田達君提出)及び答弁書
伊達港電所パイプラインに関する質問主意書(島本虎三君提出)及び答弁書

国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問主意書(松本善明君提出)及び答弁書
国鉄山陰線の複線電化促進に関する質問主意書(寺前巖君提出)及び答弁書

由良川改修に関する質問主意書(寺前巖君提出)

及び答弁書

石油パイプライン事業法の事業用施設の設置にかかる事業の計画性に関する質問主意書(木原実君提出)及び答弁書
〔追録末尾に掲載〕

衆議院會議録第十一号(中正誤)

ペシ	段行	誤	正
一九	三一	改善等	改善
二〇	二九	建設	施設
二一	一四	公団	公団
二二	三三	〔別級〕	〔別紙〕
二三	四二	本件	本体
二四	一六	望案	望案
二五	表六行の	下から	下から
二六	表二行の	下から	下から
二七	二末	基つき	基つき

昭和五十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号(二)

二五四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

發行所

東京都港区赤坂奥町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(代)